

はじめに

本町では、平成 24 年 3 月に障がい者計画と障がい福祉計画を一体とした「第 3 次東郷町障がい者計画及び第 3 期東郷町障がい福祉計画」を策定し、「障がいのある人の自立」「障がいのある人の社会活動参加」「障がいを理解し、支え合うまちづくり」の基本理念のもと、児童発達支援事業所の設置や、障がいのある人と健常者が交流・親睦を深めるレクリエーション交流会の開催、身体・知的・精神障がい者団体及びその支援者等による障がい者団体連絡協議会への活動支援、避難行動要支援者台帳（災害時要援護者台帳）の整備など、障がいのある人の支援のための様々な施策を推進してまいりました。



国では、障害者基本法の改正や障害者総合支援法の成立を始めとし、様々な法整備や制度改正が進められ、障がいのある人を取り巻く環境は大きく変化しつつあります。こうした動きの背景には、障がいのある人がより地域で安心して、また、尊厳を持って暮らすことができる社会の実現を目指していくことにあります。このたび、本町では国におけるこうした各種制度の改正等を踏まえつつ、本町で進めるべき障がい者福祉施策及び障がい福祉サービスなどの数値目標や見込量などを定めた「東郷町障がい者福祉計画」を策定いたしました。

今後は、本計画に基づき施策の充実を図ることで、障がいの有無に関わらず、誰もが安心して暮らせるまちづくりに力を尽くしてまいります。また、本計画の推進に当たっては、町民の皆様と一体となり取り組むことが不可欠となるため、さらなるご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たりまして、熱心なご審議を賜りました障がい者計画等策定委員会委員並びに自立支援協議会委員の皆様を始め、策定にかかる各種アンケート調査、当事者団体ヒアリング調査などで貴重なご意見、ご提言をいただきました関係者の皆様にご心からお礼を申し上げます。

平成 27 年 3 月

東郷町長

川瀬雅喜

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨・背景.....	1
2 法律・制度の成立と改正のポイント.....	2
3 国における障害者基本計画のポイント.....	4
4 計画の期間	5
5 計画の策定体制.....	5
第2章 障がいのある人を取り巻く現状.....	6
1 人口の状況	6
2 障がいのある人の状況.....	7
3 第3次東郷町障がい者計画の達成状況.....	12
4 現状から見た課題のまとめ.....	14
○第4次障がい者計画.....	16
第3章 計画の基本的な考え方.....	16
1 基本理念	16
2 計画の基本目標と体系.....	17
3 重点項目	18
4 施策の体系	19
第4章 施策の方向と実施目標.....	23
基本目標1 障がいのある子の育ち・学びへの支援.....	23
基本目標2 障がいのある人の就労環境の整備.....	31
基本目標3 日常生活を応援するサービスの充実.....	36
基本目標4 安心してすこやかに暮らすための保健・医療の充実.....	52
基本目標5 障がいのある人もない人も共に生きる環境づくり.....	57
基本目標6 地域で安心して暮らせるまちづくり.....	63

○第4期障がい福祉計画.....	72
第5章 障がい福祉計画のポイント.....	72
1 障がい福祉計画にかかる基本指針のポイント.....	72
第6章 障がい福祉サービス等の実施目標.....	73
1 目標数値の設定.....	73
2 障がい福祉サービスの見込みと確保方策.....	76
3 地域生活支援事業の見込みと確保方策.....	84
4 児童福祉法に基づくサービスの見込みと確保方策.....	92
第7章 障がい者計画・障がい福祉計画の推進体制.....	95
1 役場庁舎内の推進体制.....	95
2 団体、事業者等との連携.....	95
3 広域的な連携の強化.....	95
4 国の動向に対応した見直しについて.....	95
5 当事者視点のサービス提供及び計画の進捗管理.....	96
資料編.....	97
1 アンケート調査・ヒアリング調査の総括.....	97
2 策定の経過.....	99
3 策定委員会要綱.....	100
4 策定委員会名簿.....	102
5 目標指標一覧.....	103
6 前回計画の評価.....	111

※この計画における「障がいのある人」とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」第4条第1項の規定に基づく「障害者（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がい者を含む）、難病患者等）」及び同条第2項の規定に基づく「障害児」を示しています。

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨・背景

わが国では、平成 18 年に国連で採択された「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」への批准を目的として、国内の障がい者施策に関わる法の整備を行ってきました。平成 21 年に「障がい者制度改革推進本部」が設置され、平成 23 年 8 月には「障害者基本法の一部を改正する法律」が成立しました。障害者基本法の改正においては、すべての国民が障がいの有無に関わらず共生する社会を実現することを目的に、地域社会での共生や社会的障壁¹の除去を始めとした基本原則を定めることが盛り込まれています。この法律に基づき、平成 25 年 9 月には国の第 3 次障害者基本計画が策定されました。

更に、障害者基本法改正に伴って、障がい福祉計画の法的根拠となっていた「障害者自立支援法」に代わる、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）」が平成 24 年に成立しました。この法律では、障害者基本法の理念を土台とし、これまで制度の谷間となっていた難病患者への支援提供や、知的障がい及び精神障がいにおける障がい区分の適切な配慮などの改正が行われました。

また、平成 23 年には「障害者虐待防止法」が成立し、障がいのある人への虐待の防止や養護者に対する支援に努めるとともに、虐待を受けたと思われる障がいのある人を発見した人への通報義務が課されることとなりました。更に、平成 25 年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」という。）」が成立し、公共機関において、障がいのある人や家族から「社会的障壁の除去」を求められた場合には、障がいのある人が他の者と同じように権利や機会を持ち、行使ができるような調整を行う、「合理的配慮²」を義務付けられることが示されました。

こうした国内の法整備の動きにより、平成 26 年 2 月 19 日にはわが国で「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が批准され、効力を生ずることとなりました。

このような国内外の動きの中、地域における障がいのある人の社会参加の機会の確保など、共生社会を実現していくことや、障がいのある人を個人として尊重する社会のあり方がより強く求められるようになっていきます。本町では、以上のような国や社会の動向を踏まえ、「第 3 次東郷町障がい者計画及び第 3 期東郷町障がい福祉計画」が見直しの時期を迎えたことから、本町における障がい福祉を一層推進するため、「第 4 次東郷町障がい者計画」と「第 4 期東郷町障がい福祉計画」を一体とした「東郷町障がい者福祉計画」を策定しました。

¹社会的障壁

障がいのある人が日常生活や社会生活を営む上で障壁となるような、社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。

²合理的配慮

障がいのある人が他の者と同じようにすべての人権及び基本的自由を享有、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整。たとえば、障がいのある子どもに小・中学校等で教育を行う場合に、バリアフリー・ユニバーサルデザインの観点を踏まえ障がいの状態に応じて施設整備することや、手話、デジタル教材等のコミュニケーション手段を確保するなど。

2 法律・制度の成立と改正のポイント

「第3次東郷町障がい者計画及び第3期東郷町障がい福祉計画」策定後、障がいのある人に関わる国の動きは大きく変化し、それに伴う各種制度・法律等の整備、改正が行われました。本計画はこのような国の改正点を踏まえて策定します。

(1) 改正障害者基本法のポイント

平成21年に設置された障がい者制度改革推進本部での協議のもと、平成23年に障害者基本法が改正され、障がいの有無に関わらず、すべての国民が共生する社会を実現するため、個々の障がいのある人に対する支援に加えて、地域社会での共生や社会的障壁の除去を始めとした基本原則を定めること等が盛り込まれました。また、「障がいは個人ではなく社会にある」という考えに基づき、障がいのある人やその家族などの「当事者目線」を重視しています。

■「改正障害者基本法」総則のポイント

1 目的規定の見直し

- ・全ての国民が、障がいの有無に関わらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する。

2 障がい者の定義の見直し

- ・身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。

3 地域社会における共生等

- ・1に規定する社会の実現は、全ての障がい者が、障がい者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図る。
- ・全て障がい者は、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- ・全て障がい者は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- ・全て障がい者は、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

4 差別の禁止

- ・障がい者に対して障がいを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。
- ・社会的障壁の除去は、それを必要としている障がい者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。
- ・国は、差別の防止を図るため必要となる情報の収集、整理及び提供を行う。

5 国際的協調¹

- ・1に規定する社会の実現は、国際的協調の下に図られなければならない。

¹国際的協調

障がいのある人とない人が共生できる社会をつくるために、障がいに関する施策が国際社会における取組と密接な関係を有していることを踏まえ、国際的な協働が必要だということ。

（２）障害者総合支援法のポイント

平成 25 年 4 月に「障害者総合支援法」が「障害者自立支援法」に代わり、施行されました。「障害者総合支援法」では、地域社会における共生の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実等、障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援することが目的とされています。本計画では、このような国の動きとの整合性を確保し策定します。

■障害者総合支援法のポイント

1 目的の改正

- ・目的規程の文中において、「自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう」という表現に代わり、「基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう」と明記された。
- ・目的の実現のため、障がい福祉サービスによる支援に加えて、地域生活支援事業及びその他の必要な支援を総合的に行うことが位置付けられた。

2 障がい者の範囲の見直し

- ・「制度の谷間」を埋めるべく、障がい者の範囲に難病等が加えられた。

3 障がい支援区分への名称・定義の改正

- ・「障がい程度区分¹」について、障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障がい支援区分²」に改められた。

4 障がい者に対する支援の見直し

- ・「共同生活介護（ケアホーム）³」が「共同生活援助（グループホーム）⁴」に一元化された。
- ・「重度訪問介護」及び「地域移行支援」の利用対象が拡大された。
 - * 重度訪問介護：重度肢体不自由者を対象とするものから重度の知的障がい者及び精神障がい者も対象者とする。
 - * 地域移行支援：「施設に入所している障がい者及び精神科病院に入院している精神障がい者」から「地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者」に変更。

5 地域生活支援事業の見直し

- ・法律の目的に、地域生活支援事業による支援を行うことが明記されたことを受け、市区町村及び都道府県が行う地域生活支援事業の必須事業を見直した。

6 サービス基盤の計画的整備

- ・P D C A サイクルを活用した障がい福祉計画の見直しが規定された。
- ・自立支援協議会⁵の地域の実情に応じた名称の変更、当事者や家族の参画が明記された。

¹障がい程度区分

障害者自立支援法に基づくサービスの必要度を表す 6 段階の区分。

²障がい支援区分

障害者総合支援法に基づくサービスの必要度を表す 6 段階の区分。障がい程度区分よりも障がいの特性により配慮した区分判定が実施されるよう、認定調査方法等が見直された。

³共同生活介護（ケアホーム）

共同生活を営む住居において、主に夜間、相談その他日常生活の援助等を行うサービス。

⁴共同生活援助（グループホーム）

共同生活を営む住居において、主に夜間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービス。

⁵自立支援協議会

地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関して中核的な役割を果たす協議の場として設置している協議会。

3 国における障害者基本計画のポイント

平成 25 年 9 月に閣議決定された「第 3 次障害者基本計画」では、平成 23 年の障害者基本法の改正を踏まえた理念が盛り込まれるとともに、「安全・安心」「差別の解消及び権利擁護の推進」「行政サービス等における配慮」など新たな分野が創設されています。「第 4 次東郷町障がい者計画」では、国の障害者基本計画の考えに基づき、策定します。

■第 3 次障害者基本計画の概要

1 基本的な考え方

(1) 基本理念

全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現

(2) 基本原則

- ①地域社会における共生等
- ②差別の禁止
- ③国際的強調

(3) 各分野に共通する横断的視点

- ①障がい者の自己決定の尊重及び意思決定の支援
- ②当事者本位の総合的な支援
- ③障がい特性等に配慮した支援
- ④アクセシビリティ¹の向上
- ⑤総合的かつ計画的な取組の推進

2 分野別施策の基本的方向

- | | |
|--------------------------|---------------------------|
| (1) 生活支援 | (2) 保健・医療 |
| (3) 教育、文化芸術活動・スポーツ等 | (4) 雇用・就業、経済的自立の支援 |
| (5) 生活環境 | (6) 情報アクセシビリティ |
| <u>(7) 安全・安心</u> | <u>(8) 差別の解消及び権利擁護の推進</u> |
| <u>(9) 行政サービス等における配慮</u> | (10) 国際協力 |

* 下線は新設の施策分野

¹アクセシビリティ

年齢や身体の障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

4 計画の期間

本町における計画期間は、第4次東郷町障がい者計画は平成27年度から平成32年度の6年間、第4期東郷町障がい福祉計画は平成27年度から平成29年度の3年間とします。

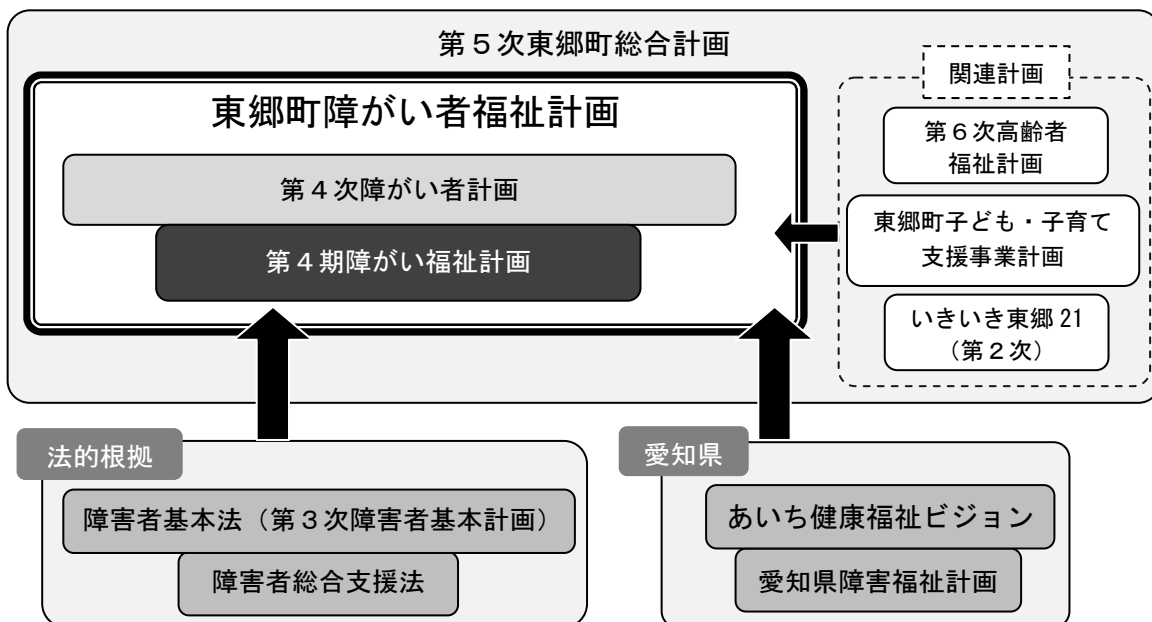
	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年	平成 32年
東郷町 障がい者 計画	第3次計画			第4次障がい者計画					
東郷町 障がい 福祉計画	第3期計画			第4期障がい福祉計画			第5期計画		

5 計画の策定体制

本計画は、「障害者基本法第11条第3項」に基づく「東郷町障がい者計画」と、「障害者総合支援法第88条」に基づく「東郷町障がい福祉計画」を一体的に策定したものです。

「東郷町障がい者計画」は、障がい者施策の基本的な指針を示した計画、「東郷町障がい福祉計画」は、「東郷町障がい者計画」の障がい福祉サービス、地域生活支援事業及び児童福祉法に基づくサービスの見込量を定めた実施計画として、東郷町の障がい者施策の総合的な推進を目指します。

本計画は、「第3次障害者基本計画」及び「あいち健康福祉ビジョン」、本町の上位計画である「第5次東郷町総合計画」や関連計画との整合性を確保して策定します。



第2章 障がいのある人を取り巻く現状

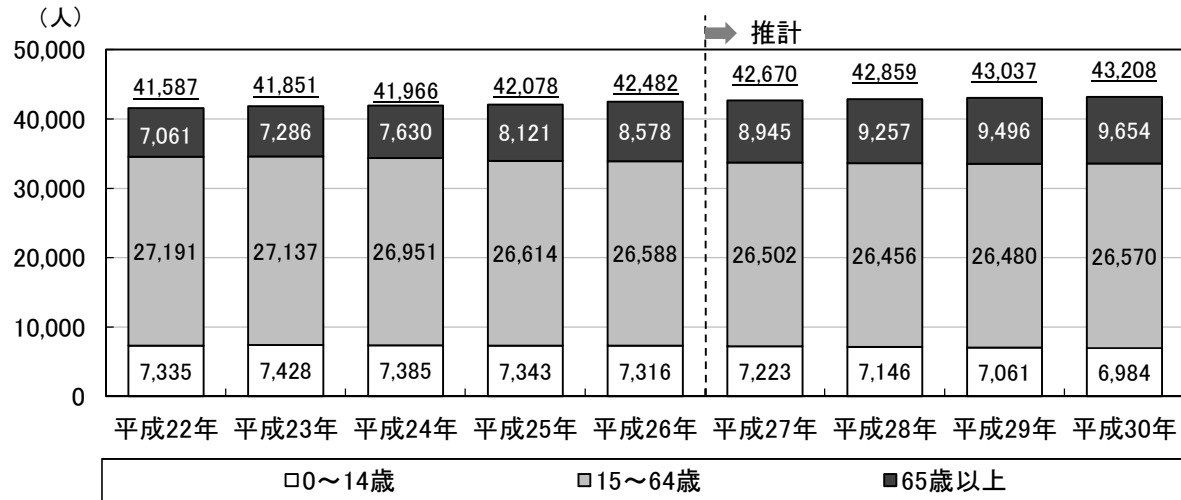
1 人口の状況

(1) 総人口の状況

総人口の推移と推計を見ると、平成22年から平成26年にかけて増加傾向にあり、今後も増加していくことが予測されます。

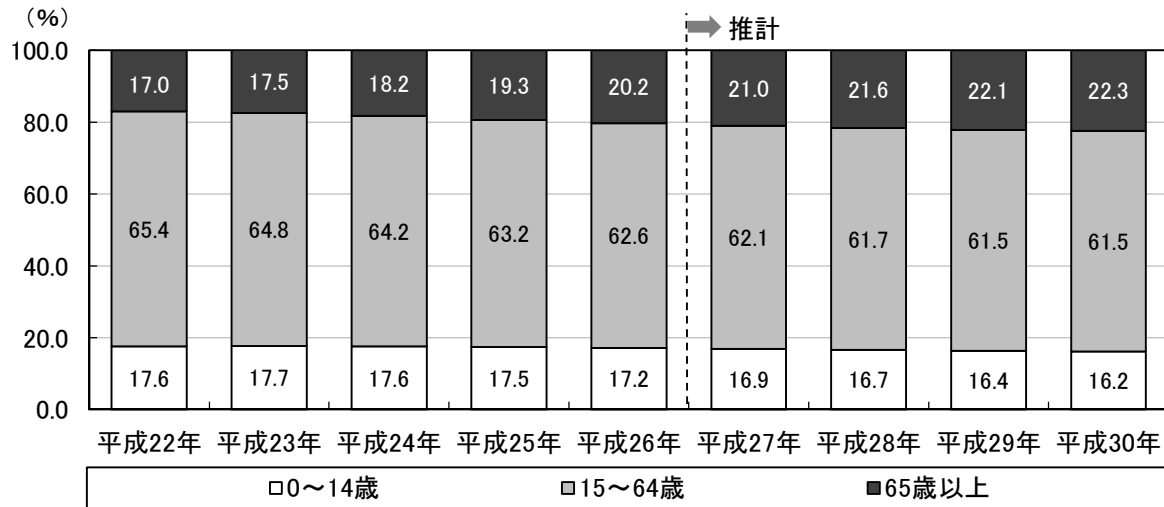
年齢3区分別人口の推移と推計を見ると、平成22年から平成26年にかけて0～14歳、15～64歳人口は減少、65歳以上人口は増加しており、年齢3区分別人口割合も同様の傾向となっています。今後もその傾向が継続されることが予測されます。

■年齢3区分別人口の推移と推計



資料：平成22年～26年 各年3月末（企画情報課）
平成27年～30年（コーホート要因法による推計）

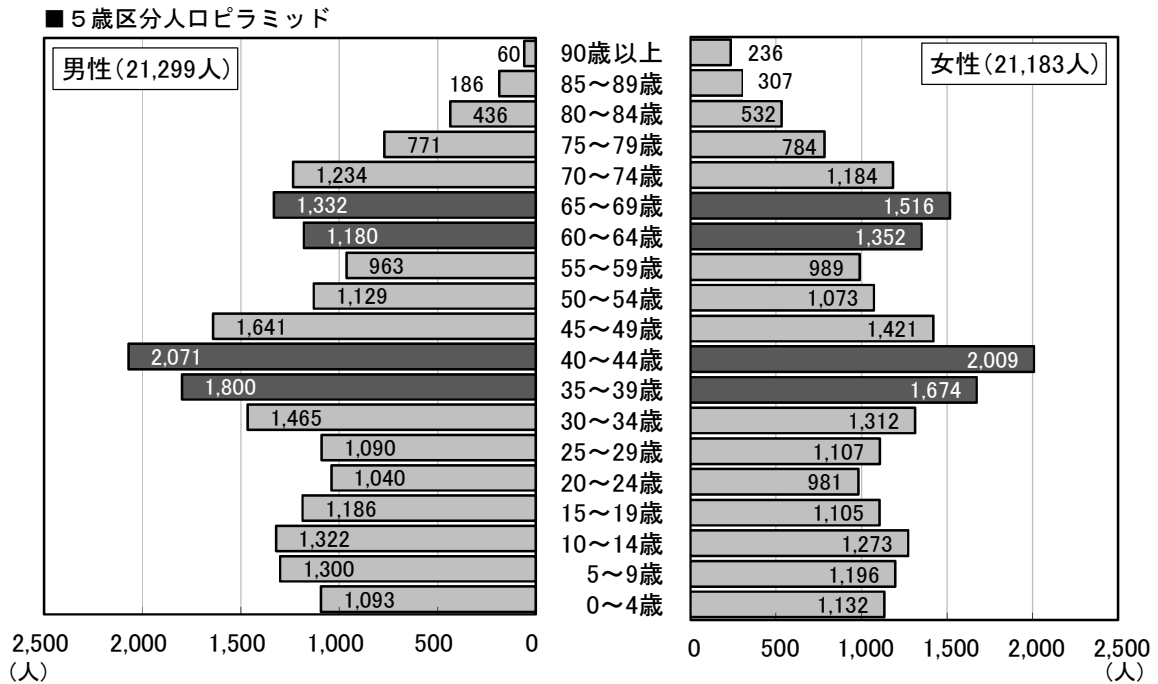
■年齢3区分別人口割合の推移



資料：平成22年～26年 各年3月末（企画情報課）
平成27年～30年（コーホート要因法による推計）

(2) 人口ピラミッド

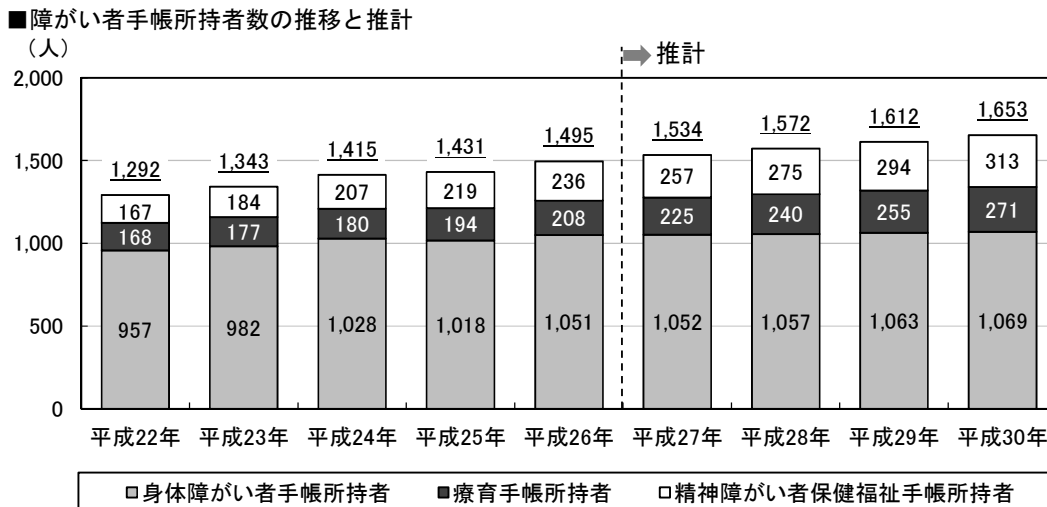
各年齢別の男女別人口を見ると、35～44歳の働き盛り世代と、60～69歳のいわゆる団塊の世代で人数が多くなっています。



2 障がいのある人の状況

(1) 障がい者手帳所持者の状況

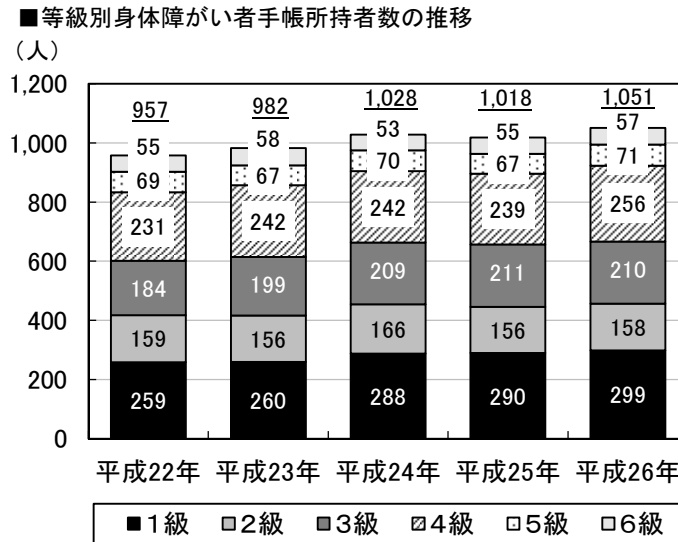
障がい者手帳所持者数の推移を見ると、すべての障がいにおいて増加傾向にあります。特に、精神障がい者保健福祉手帳所持者数は、平成22年から平成26年にかけて1.4倍と大きく増加しています。



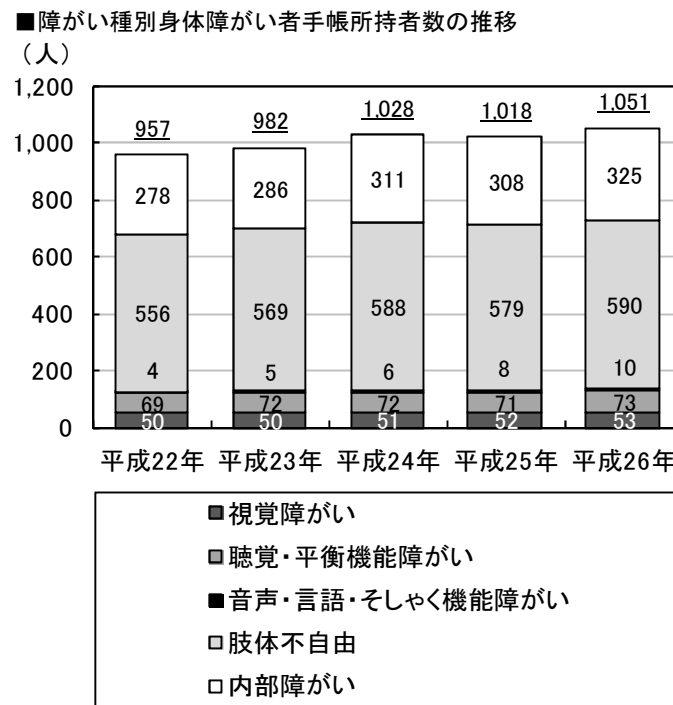
(2) 身体障がい者手帳所持者の状況

等級別身体障がい者手帳所持者数の推移を見ると、特に1級、3級及び4級で増加傾向にあります。

障がい種別身体障がい者手帳所持者数の推移を見ると、すべての障がい種別において増加傾向にあります。特に肢体不自由、内部障がいで増加傾向にあります。



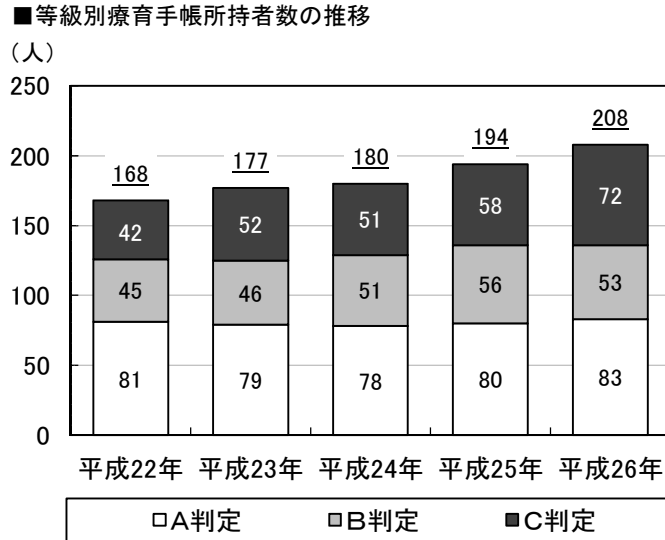
資料：各年3月末（福祉課）



資料：各年3月末（福祉課）

(3) 療育手帳¹所持者の状況

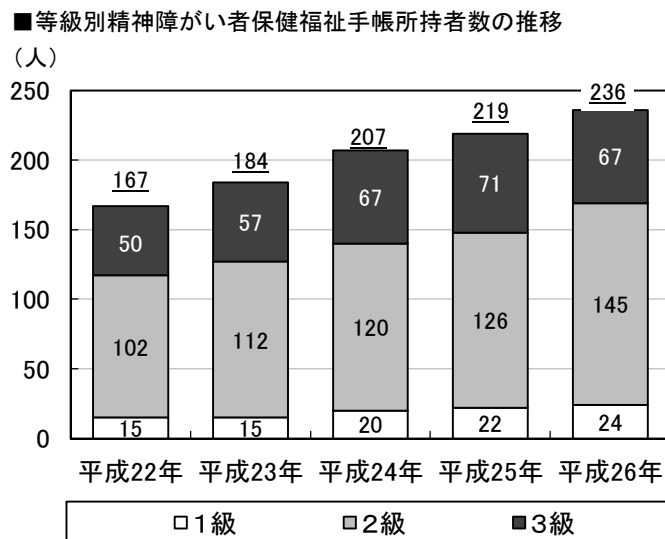
等級別療育手帳所持者数の推移を見ると、すべての等級で増加傾向にあります。特にC判定（軽度）の所持者数が増加しており、平成22年から平成26年にかけて約1.7倍となっています。



資料：各年3月末（福祉課）

(4) 精神障がい者保健福祉手帳所持者の状況

等級別精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移を見ると、すべての等級で増加傾向にあります。特に2級の所持者数が増加しており、平成22年から平成26年にかけて1.4倍となっています。



資料：各年3月末（福祉課）

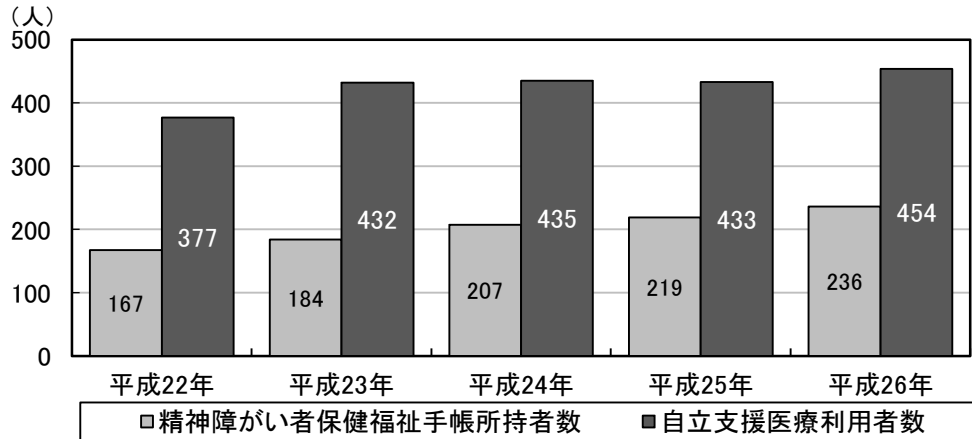
¹療育手帳

知的障がい者の認定を受けた人に交付される手帳。

(5) 自立支援医療¹利用者の状況

自立支援医療利用者数の推移を見ると、年々増加傾向にあります。精神障がい者保健福祉手帳所持者数と比較すると、手帳所持者以外にも精神的な病気にかかる人が多いことが伺えます。

■精神障がい者保健福祉手帳所持者数・自立支援医療利用者数の推移



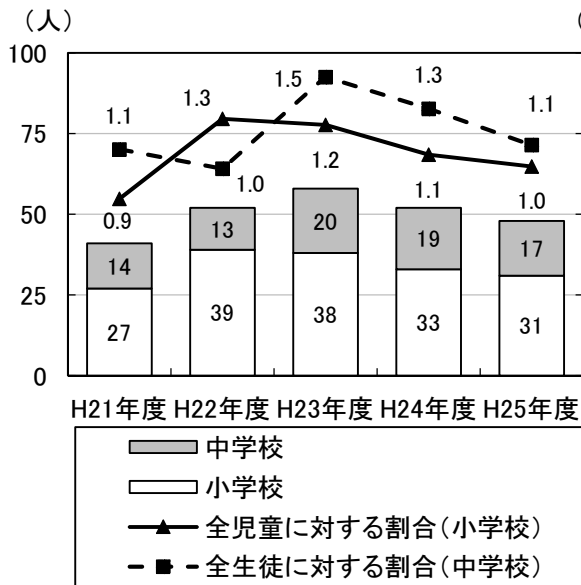
資料：各年3月末（福祉課）

(6) 特別支援学級²児童生徒数の状況

特別支援学級児童生徒数の推移を見ると、小学校、中学校ともに平成23年度をピークに人数及び全児童生徒数に対する割合が減少傾向にあります。

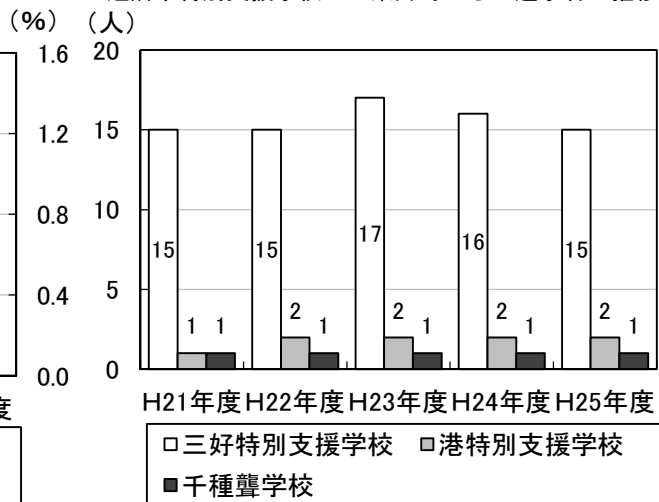
近隣市にある特別支援学校への東郷町からの通学者の推移を見ると、三好特別支援学校への通学者は平成23年度まで増加していましたが、全体としてほぼ横ばいになっています。

■特別支援学級児童生徒数の推移



資料：各年度4月末（学校教育課）

■近隣市特別支援学校への東郷町からの通学者の推移



資料：各年度4月末（学校教育課）

¹自立支援医療

心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。精神疾患には精神通院医療が、肢体不自由、視覚障がい、内部障がいには更生医療、育成医療が適用される。

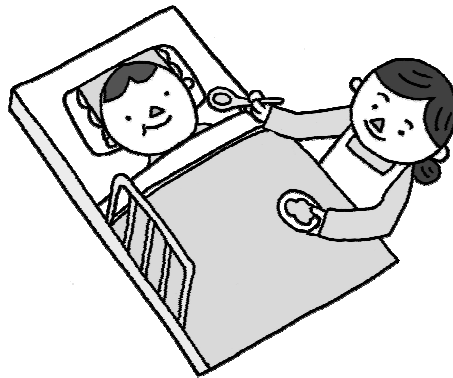
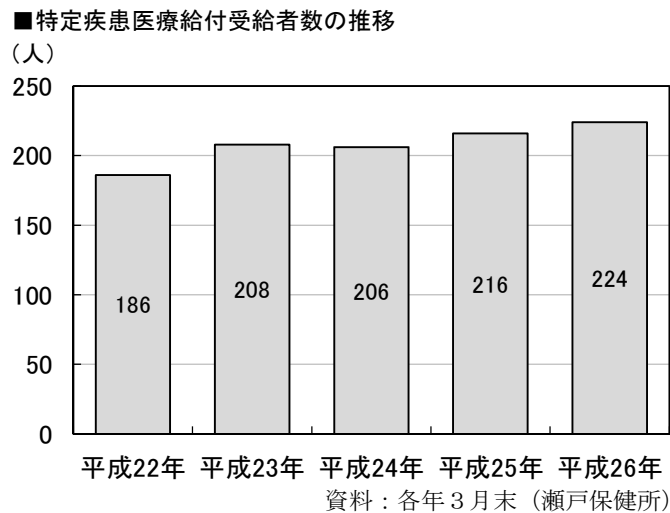
²特別支援学級

障がいのある児童生徒に対し、障がいの程度や教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う教室。

（7）難病患者（特定疾患医療給付受給者）の状況

原因不明で治療方法が未確立である疾病を難病といいます。治療が極めて困難で、経過が慢性にわたり、介助者への経済的・精神的負担が大きいため、医療費が高額となる疾患（特定疾患）については医療費が助成されます。平成25年4月には障害者総合支援法の制定により、難病患者が障がい者の範囲に加えられ、平成27年には対象となる疾病が130疾病から151疾病に拡大されました。同じく医療費助成の対象となる疾病が110疾病に拡大されました。

難病患者数（特定疾患医療給付受給者）の推移を見ると、平成23年から急増し、それ以降も増加傾向にあります。



3 第3次東郷町障がい者計画の達成状況

計画の達成状況を確認するため、平成24年3月に策定した「第3次東郷町障がい者計画」の施策ごとに計画の指標項目の数値による比較を行いました。平成26年の実績見込値と平成26年の目標値を比較し、A：目標達成、B：進捗している（平成22年度実績値より増加又は同等）、C：進捗していない（平成22年度実績値より低下）の3段階として、事業を分類しています。

（詳細については111頁参照）

基本目標1 障がいのある子の育ち・学びへの支援（16項目）

A	B	C
9	7	0

設定した目標値に届かなくても、概ねの事業が円滑に実施されています。

基本目標2 障がいのある人がそれぞれの能力を発揮できる就労への支援（5項目）

A	B	C
1	4	0

設定した目標値に届かなくても、概ねの事業が円滑に実施されています。

基本目標3 自立した生活を応援するサービスの充実（51項目）

A	B	C
33	6	12

障がい福祉サービス及び地域生活支援事業のうち8事業が想定した利用希望がなかったためC評価となりましたが、サービスを必要とする人すべてに受給者証を発行できているため、引き続き実施していきます。

「施策体系（2）相談体制の充実」内の事業「相談体制の充実（基幹相談支援センターの設置）」については、本町の実情等に即していない目標値であったため、本計画では削除します。「相談員による障がい別相談」については、障がい者相談支援センターの設置に伴い廃止しました。

「施策体系（7）自立を支えるサービスの充実」内の事業「難病患者と家族の集い」については、実情等に即していない目標値であったため、本計画では適正な数値で目標値を設定します。「障がい児サマースクール」については、同様の事業が障がい者団体やNPO法人等で実施されているため廃止しました。

基本目標4 安心してすこやかに暮らす保健・医療の充実（16項目）

A	B	C
11	1	4

「施策体系（1）母子保健の充実」内の事業「妊婦健康診査」、「施策体系（2）身体とこころの健康を維持するための支援」内の事業「訪問指導」「健康相談」「健康教育」については、計画に掲げた方針どおり事業を実施しましたが、目標値に届きませんでした。「健康相談」については、健診の結果説明会で個別の相談、指導及び助言等を行い、またメンタルヘルスに関する資料を配布するなど、相談しやすい環境を整えます。

基本目標5 障がいがある人もない人も共に生きる環境づくり（10項目）

A	B	C
6	1	3

「施策体系（2）交流機会の拡充と地域社会での交流の促進」内の事業「障がい者団体の支援」については、精神障がい者団体の解散に伴い目標値に届きませんでした。本計画では各障がい種別団体だけでなく、町内で活動する身体・知的・精神障がい者団体等が連携して活動する「障がい者団体連絡会」の支援をします。

「施策体系（3）福祉教育・健康教育の充実」内の事業「青少年等ボランティア福祉体験学習事業」については、事業内容を見直したことにより、参加人数が減少となりました。

「施策体系（4）多様な手段による情報バリアフリーの推進」内の事業「声の広報等」については、利用辞退により目標値に届きませんでした。今後は、利用を希望するすべての人に提供できるように、制度の周知に努めます。

基本目標6 地域で安心して暮らせるまちづくり（28項目）

A	B	C
20	2	6

「施策体系（2）ボランティア活動の活発化への支援」内の事業「ボランティアセンター」については、登録者数の減少により目標値に届きませんでした。ボランティア活動へつながる講座を開催し、ボランティア登録に結びつけていきます。

「施策体系（6）虐待防止対策の充実」内の事業「連携協力体制整備事業」「障がい者虐待防止・権利擁護研修事業」「専門性強化事業」については、町単独で実施できる事業でないため、未実施となりました。「連携協力体制整備事業」について、今後は広域連携の中で取り組む事業として実施できるように検討します。

4 現状から見た課題のまとめ

統計やアンケート調査、ヒアリング調査、前計画の評価を踏まえて、以下を本計画の障がい福祉に関する主な課題とします。

課題① 身近な相談体制・情報提供体制の構築

平成 26 年に実施した障がい者手帳所持者へのアンケート調査（以下、「障がいのある人へのアンケート」という。）では、障がい福祉サービスにおける情報が少ないことが課題としてあげられました。また、相談支援事業は現在町内 2 箇所で開催されていますが、障がいによって相談内容が異なってくるため、障がいのある子どもに特化した事業所の開所など、より障がいの特性に応じた支援が求められています。

今後は、障がいのある人自身やその家族などが情報を入手しやすいよう周知を図っていくこと、また、障がいのある人が困った状態に陥ったときに、すぐに手を差し伸べられような相談支援体制づくりを進めていくことが求められます。

課題② 地域における更なる障がいへの理解促進

平成 26 年に実施した障がいのある人に関する当事者団体アンケート調査及びヒアリング調査（以下、「当事者団体への調査」という。）では、昔よりも障がいへの理解は進んでいるとの意見がありました。しかし、日常的に障がいのある人と交流する機会のない人にとっては、依然として障がいに対する偏見があります。

今後、地域における障がいのある人の社会参加を進めていく流れの中で、今まで以上に地域住民の障がいへの理解が求められます。また、内部障がいなど、見た目からはわかりにくい障がいに対する理解促進を始め、教育・啓発活動を学校や地域住民に対して行っていく必要があります。

課題③ 障がいのある人を支える機関の連携促進

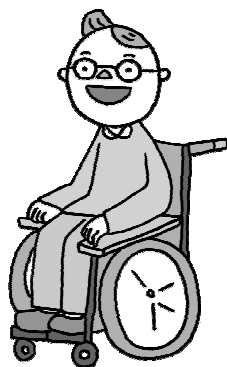
平成 26 年に実施した障がい福祉サービス提供事業者アンケート調査及びヒアリング調査（以下、「サービス提供事業者への調査」という。）では、事業所間の連携や、保健・医療・福祉・教育など、障がいのある人が関わる多様な機関のネットワークづくりが課題としてあげられました。障がいのある人を支えていくには、それぞれの機関によるサービス提供の切れ目をなくし、スムーズな支援体制を構築していくことが大切です。障がいのある人を支える関係者等が協議する場である東郷町自立支援協議会は現在年 1 回開催していますが、その機能を一層充実することで連携体制をより強化する必要があります。

課題④ 障がいのある人が働ける環境づくり

障がいのある人へのアンケートでは、働きたいが働けない理由として、働く場所がない、自分に合った仕事がないという意見が多く出ました。本町には就労継続支援A型¹や就労移行支援事業所²がないため、誘致に向けて研究していく必要があります。また、サービス提供事業者への調査でも障がい者雇用促進に関する意見が多くありました。一方で、平成26年に実施した商工会法人会員へのアンケート調査（以下、「商工会へのアンケート」という。）では、障がいのある人の雇用への消極的な姿勢も見受けられるため、町内の企業に対して障がいへの理解促進を図るとともに、障がいのある人及び企業の就労支援を継続的に行っていくことが求められます。

課題⑤ 災害時を想定した避難体制の整備

障がい福祉サービス提供事業所や当事者団体への調査では実際の災害を想定した上での対策が行われていないという声があがりました。この地域でも大きな地震が起きると予測されているため、もしものときの備えをしておくことが大切です。災害時の移動や障がい特性を踏まえた上での福祉避難所³の充実、周知を行っていく必要があります。



¹就労継続支援A型

特別支援学校卒業者や就労を希望する人等に対し、事業者と雇用契約を締結して、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。

²就労移行支援事業所

一般企業等への就労を希望する障がいのある人に対し、一定期間、生産活動やその他活動の機会並びに就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行うサービス。

³福祉避難所

高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊婦等の要援護者のために、特別の配慮がなされた避難所のこと。

第4次障がい者計画

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本町では、第3次計画において「誰もが安心して自立した生活ができる社会」を掲げ、障がい福祉事業を推進してきました。本町における、障がいのある子どもやその保護者への支援体制の確立、地域の障がいに対する理解は少しずつ進んできています。

今後はより、障がいのある人が安心して生活できる環境整備や、地域社会における障がいへのより深い理解を前提に、障がいの有無に関わらず、自らの思いを実現できる社会のあり方が求められています。そのため、障がいのある人が地域社会の一員であると感じられるような社会参加の促進や、障がいの種類や程度に応じて就労できる環境づくり、親亡き後も安心して生活を送れるような住まいの整備を行うことで、障がいのある人とない人が、関わりあいながら共に暮らしていける地域となることが理想です。

また、重度の障がいを持つ人においては、より安心して暮らせるための医療体制整備や生活支援サービスの充実、家族など障がいのある人の世話をする人への支援も欠かせません。

こうした視野に立ち、本計画では以下を基本理念とします。

基本理念1 障がいを理解し、共に生きるまちづくり

基本理念2 障がいのある人の社会活動参加

基本理念3 障がいのある人が安心できる環境整備

2 計画の基本目標と体系

本計画では、次の6点を基本目標として定め、計画を推進していきます。

■■基本目標1 障がいのある子の育ち・学びへの支援■■

障がいの早期発見・早期療育に努め、一人ひとりの障がいの状態に対応した支援の充実を図ります。障がいのある子どもの成長段階に応じた、切れ目のない一貫した支援体制を構築するとともに、障がいのある子どもとない子どもが共に学び、成長できる保育・教育環境の整備を進めます。

■■基本目標2 障がいのある人の就労環境の整備■■

障がいのある人の地域への社会参加や自己実現、経済的自立へとつなげるため、障がいのある人に対する就労支援や、町内の企業への雇用促進の働きかけを行います。

■■基本目標3 日常生活を応援するサービスの充実■■

障害者総合支援法に基づき、障がいのある人が日常生活を円滑に送れるためのサービス提供体制の整備と、質の向上を図ります。また、地域で安心して暮らせるための相談支援体制の充実や、日常を営む上での居住環境の整備に努めます。

■■基本目標4 安心してすこやかに暮らす保健・医療の充実■■

障がいの予防と、早期発見・早期対応を行うため、保健・医療・福祉の連携による一体的な心身の健康づくりを推進します。また、障がいのある人が円滑・迅速に医療を受けられるよう、医療環境の充実や経済的な助成を進めます。

■■基本目標5 障がいのある人もない人も共に生きる環境づくり■■

障がいに関する学校での教育やイベントの中での啓発、交流を通して障がいのある人に対する差別や偏見の解消を図り、理解を促進します。

■■基本目標6 地域で安心して暮らせるまちづくり■■

障がいのある人が安心して生活できるよう、災害時支援や判断能力が不十分であっても権利が擁護される体制づくり等、障がいのある人の生活を取り巻く環境全般の充実を図ります。

3 重点項目

本計画では、第5次東郷町総合計画における障がいに関する方向性「I-1 誰もが安心して自立した生活ができる社会をつくる」の『10年後の姿』と、本計画の「4 現状から見た課題」を踏まえ、以下を重点項目とします。

重点項目1 就労系サービスの充実

第5次東郷町総合計画における『10年後の姿』の「各種助成金等の活用により障がい者の雇用機会が拡大されています」と、本計画における「4 現状から見た課題」の「課題④ 障がいのある人が働ける環境づくり」を踏まえ、障がいのある人が自らの希望に応じて就労できるよう支援することを重点項目とします。

重点項目2 相談支援事業の充実

第5次東郷町総合計画における『10年後の姿』の「問題を解決するための各種制度や施設などの社会資源を十分に活用できる指定相談支援事業が充実し、その中核的役割をなす自立支援協議会が強化され、障がい者が地域で暮らすためのサポート体制が構築されています」と、本計画における「4 現状から見た課題」の「課題① 身近な相談体制・情報提供体制の構築」を踏まえ、障がいのある人やその家族の多様な相談に応じられるような相談支援体制の充実を重点項目とします。

重点項目3 障がいに対する理解の促進

第5次東郷町総合計画における『10年後の姿』の「障がい者理解が進み、福祉意識が高まっています」と、本計画における「4 現状から見た課題」の「課題② 地域における更なる障がいへの理解促進」を踏まえ、障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、地域住民の障がいに対する理解促進を重点項目とします。

4 施策の体系

基本目標	施策体系	具体的な取り組み
障がいのある子の育ち・学びへの支援 基本目標 1	(1) 相談支援体制と早期療育の充実	1 子育てに関する相談の実施
		2 療育システム
		3 なかよし教室
		4 らっこちゃんルーム
		5 児童発達支援事業所の設置
		6 基本相談支援
		7 児童発達支援センターの実施
		8 ことばの相談
		9 4歳児発達相談 5歳児発達相談
		10 児童発達支援事業
	(2) 共に育つ保育の充実	1 障がい児等療育支援事業
		2 障がい児保育
	(3) 共に学ぶ教育環境の充実	1 就学指導
		2 特別支援教育
		3 発達障がいへの理解
		4 学校のバリアフリー化
		5 特別支援教育就学奨励費の支給
		6 放課後等デイサービス
就労環境の整備 障がいのある人の 基本目標 2	(1) 障がいのある人の就労支援 重点項目	1 就労移行支援
		2 就労継続支援
		3 地域活動支援センター
	(2) 雇用の促進	1 町職員の障がい者雇用
		2 障がい者雇用の促進と就業支援
		3 雇用主や職場における障がい特性への理解促進 新規
日常生活を応援する サービスの充実 基本目標 3	(1) 保健・医療・福祉・教育の連携	1 連携による総合的な保健・医療・福祉・教育サービスの体制
	(2) 相談体制の充実 重点項目	1 障がい者手帳の交付
		2 相談支援事業の実施
		3 難病相談
		4 精神保健福祉相談
		5 家族懇談会
		6 計画相談支援・障がい児相談支援

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">日常生活を応援するサービスの充実</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">基本目標3</p>	(3) ホームヘルパー等を派遣するサービス	1	居宅介護
		2	重度訪問介護
		3	重度障害者等包括支援
		4	同行援護
		5	行動援護
		6	移動支援
		7	訪問入浴サービス
	(4) 身体機能の維持や創作活動等を提供するサービス	1	生活介護
		2	療養介護
		3	自立訓練（機能訓練・生活訓練）
		4	地域活動支援センター（再掲）
		5	日中一時支援（タイムケア）
		6	児童発達支援事業（再掲）
		7	放課後等デイサービス（再掲）
	(5) 障がいのある人を一時的に預かり介護負担を軽減するサービス	1	短期入所（ショートステイ）
		2	日中一時支援（日中ショート）
	(6) 障がいのある人が地域で生活する居住の場の提供・確保	1	施設入所支援
		2	共同生活援助（グループホーム）
		3	障がい児入所支援
		4	住宅改修費の助成
		5	人にやさしい住宅リフォーム事業費補助事業
	(7) 生活を支えるサービスの充実	1	寝具洗濯乾燥サービス
		2	理髪サービス
		3	家族介護支援事業（紙おむつの給付）
		4	緊急通報システム
		5	難病患者と家族の集い
		6	NHK受信料の免除の周知等
		7	補装具の交付
		8	日常生活用具の給付
		9	車いすの貸与

サービスの充実 日常生活を応援する 基本目標 3	(8) 生活を支える経済的支援の充実	1	国民年金加入・受給促進	
		2	障がい者扶助料	
		3	在日外国人重度障がい者福祉給付金の支給	
		4	特別障害者手当等	
		5	愛知県在宅重度障害者手当	
		6	心身障害者扶養共済	
		7	特別障害給付金の受給促進	
		8	特別児童扶養手当	
		9	共同生活援助（グループホーム）への支援	
安心してすこやかに暮らすための 保健・医療の充実 基本目標 4	(1) 身体とこころの健康を維持するための支援	1	健康診査	
		2	訪問指導	
		3	健康相談	
		4	健康教育	
	(2) 医療環境の充実	1	訪問看護	
		2	障がい者医療費の支給	
		3	精神障がい者医療費の支給	
		4	自立支援医療（更生医療）	
		5	自立支援医療（精神科通院医療）	
		6	自立支援医療（育成医療）	
		7	後期高齢者福祉医療	
	障がいのある人もない人も 共に生きる環境づくり 基本目標 5	(1) 障がいのある人への理解の促進 重点項目	1	職員研修
			2	障がいのある人への理解
3			「障害者差別解消法」についての周知・啓発 新規	
(2) 交流機会の拡充と地域社会での交流の促進 重点項目		1	障がい者団体の支援	
		2	スポーツ・レクリエーション大会	
(3) 福祉教育・健康教育の充実		1	各学校における福祉教育の推進	
		2	東郷町社会福祉協力校事業	
		3	青少年等ボランティア福祉体験学習事業	
(4) 多様な手段による情報バリアフリーの推進		1	音訳広報等	
		2	点字図書貸出	
		3	コミュニケーション支援	
		4	選挙における障がいのある人への支援	
		5	ボランティアの養成	

地域で安心して暮らせる まちづくり 基本目標6	(1) 移動しやすいまちづくり ・移動支援の充実	1	人にやさしいまちづくり計画の推進
		2	障がい者タクシー料金助成
		3	外出支援サービス
		4	障がい者用自動車改造費の補助
		5	自動車運転免許取得費の補助
		6	駐車可の標章の交付の周知
		7	各交通料金の割引の周知
		8	軽自動車税の減免
		9	巡回バス運行事業
	(2) 防災・災害対策の充実	1	避難行動要支援者の把握
		2	災害時の支援体制・協力体制の確立
		3	災害ボランティア
		4	福祉避難所の設置
		5	各地区における避難行動要支援者への災害時支援 新規
		6	ファックス・携帯電話による119番受付
	(3) 権利擁護の充実	1	権利擁護の実施と普及
		2	尾張東部成年後見センターとの連携
		3	法律の周知・啓発
		4	障がい者虐待における支援体制 新規
		5	連携協力体制整備事業
		6	虐待防止対策支援事業
7		障がい者虐待に係る居室確保事業	

第4章 施策の方向と実施目標

基本目標 1 障がいのある子の育ち・学びへの支援

(1) 相談支援体制と早期療育の充実

現状・課題

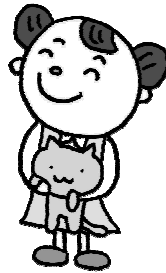
障がいの早期発見・早期療育は、その後の障がいのある子どもやその保護者の安心できる暮らしにつながります。保護者にとって育児をする上では不安はつきものであり、特に障がいの疑いのある子どもを育てる保護者は様々な悩みを抱えがちになります。そういった保護者の不安を解消するための相談機関や、同じ悩みを持つ保護者との交流が必要です。

サービス提供事業者への調査では、障がいのある子どもの早期発見と、その後の保護者へのケアを求める声が多くあがっています。また、就園時には障がいのある子どもをどう育てるべきか悩む保護者は多く、更なる相談支援の充実や、わかりやすい情報提供が求められます。

本町では、障がいのある子どもやその保護者を対象にした相談支援・交流の場を子どものライフステージに合わせて提供しています。発達に遅れのある子どもは増加傾向にあるため、現在の支援体制を一層充実させることが求められます。

施策の方向

- 障がいの早期発見のため、各種相談事業を充実します。
- 障がいのある子どもを早期に適切な療育につなげるため、成長段階に応じた療育支援を行います。
- 「発達障がい早期総合支援連絡協議会」など様々な関係機関が集結する場において情報交換等を行い、支援体制を充実します。



【具体的な事業】

No.	事業	方針	担当課	
1	子育てに関する 相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○乳幼児健診時の相談や育児相談、家庭児童相談、子ども相談、妊産婦・乳幼児の訪問指導により発達の遅れの早期発見、その後の支援へとつなげます。 ○子ども相談を実施することにより、発達の遅れや障がいのある子どもの保護者の育児不安の解消に努めます。 ○相談実施の地区担当制について保護者に広く周知し、相談しやすい環境をつくります。 	健康課 こども課	
		指標	現状 (H25)	目標 (H32)
		子ども相談 (障がいのある人分)の相談件数	92 件	充実
2	療育システム	<ul style="list-style-type: none"> ○「発達障がい早期総合支援連絡協議会」を実施し、関係機関との連携を強化することで、障がいの早期発見や適切な療育へとつなげます。 ○毎月1回「療育連絡会」を実施し、支援が必要な子どもについて関連課間での情報共有を図ります。 ○「支援ノート (サポートブック)」を関係機関間で作成・活用し、情報共有を行うことで、障がいのある子どものライフステージに合わせた切れ目のない支援を行います。 	健康課 こども課 福祉課 学校教育課	
		指標	現状 (H25)	目標 (H32)
		関係機関との連携・調整	13 回	充実
3	なかよし教室	<ul style="list-style-type: none"> ○発達の遅れや障がいのある子どもの保護者に対し、遊びを通じて子どもの発達を促し、保護者が子どもとの上手な関わり方を身につけられるよう、親子教室を実施します。 ○1歳6か月児健診等の健診受診時に、心身の順調な発育を促す教室勧誘等の個別の助言・指導を行います。 ○乳幼児健診の経過観察を行うことで、発育・発達の異常を早期に発見します。 ○児童館や子育て支援センターとの連携により、発達に遅れのある子どもでも参加できる教室の開催を検討し、支援体制の充実を図ります。 	健康課	
		指標	現状 (H25)	目標 (H32)
		参加実人数	75 人	継続

No.	事業	方針	担当課	
4	らっこちゃんルーム	○発達の遅れや障がいのある子どもと保護者に対し、基本的な身辺自立やコミュニケーションの確立を図ります。	こども課	
		○様々な障がいのある子どもに対して各機関と連携を取り、就園に向けての支援を行います。		
		指標	現状 (H25)	目標 (H32)
	らっこちゃんルームの定員	15 人	継続	
5	児童発達支援事業所の設置	○発達の遅れや障がいのある子どもと保護者に対し、基本的な動作訓練や相談、情報提供等を実施します。	こども課	
		○中部保育園内のカンガルー教室を児童発達支援事業所に移行し、多様な障がいに合わせた対応を行います。		
		○障がいのある子どもに対応するため、受け入れ体制の整備とサービスの拡充を図ります。		
	指標	現状 (H25)	目標 (H32)	
	児童発達支援事業所の定員	10 人 (カンガルー教室)	拡大	
6	基本相談支援	○障がい者相談支援センター「ローゼル」において、障がいのある子どもの豊かな発達を支援するため、適切な相談、指導等を実施できる体制を充実します。	福祉課	
		○障がい児通所支援事業所との連携を強化することで、利用しやすい相談支援体制を構築します。		
		指標	現状 (H25)	目標 (H32)
	子どもに関する相談件数	12 件	充実	
7	児童発達支援センターの実施	○「発達障がい早期総合支援連絡協議会」や「自立支援協議会」から情報を得て、児童発達支援センターの実施について検討します。	福祉課 健康課 こども課	
		指標	現状 (H25)	目標 (H32)
		児童発達支援センターの実施	未実施	検討
8	ことばの相談	○ことばの遅れが疑われる子どもや育児不安のある家族を1歳6か月健診等で発見し、心理相談員による発達相談を実施します。	健康課	
		○希望者が増加しているため、実施日の拡充を検討します。		
		指標	現状 (H25)	目標 (H32)
	参加延べ人数	47 人	充実	

No.	事業	方針	担当課	
9	4歳児発達相談 5歳児発達相談	○集団生活において、社会性の発達や自己統制力に弱さのある子どもに対し、就学前の早期から保護者への育児支援等の対応を行うとともに、健全な育成に向けて、関係課及び機関と連携を図ります。	健康課	
		指標	現状 (H25)	目標 (H32)
		参加延べ人数	12人	拡大
10	児童発達支援 事業	○未就学の障がいのある乳幼児に対して、児童福祉法に基づいた日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等のサービスを提供します。	福祉課	
		指標	現状 (H25)	目標 (H32)
		利用延べ日数/月	82日	215日



(2) 共に育つ保育の充実

現状・課題

障がいのある子どもが地域の中で伸び伸びと成長していくには、早期から障がいのある子どもとない子どもと一緒に保育を受け、様々な子ども同士が関わりながら、集団生活に慣れ親しんでいくことが大切です。

本町では、県からの専門職員の訪問による障がいのある子どもへの通園の支援や、保育園での円滑な受け入れ体制を整備するため、保育士への研修を行っています。

施策の方向

- 障がいのある子どもが安心して保育を受けられる環境を今後も提供します。
- 県の専門機関との連携や保育士への研修によって、障がい児保育従事者の専門性の向上を図ります。

【具体的な事業】

No.	事業	方針	担当課	
1	障がい児等療育支援事業	○保育園等に通う障がいのある子どもが集団生活に適応できるよう、県の障害児等療育支援事業を実施する職員等が町内の保育園を訪問し、障がいの特性に応じた専門的な支援を実施します。	福祉課 健康課 こども課	
		指標	現状 (H25)	目標 (H32)
		支援の実施	2件	継続
2	障がい児保育	○障がいのある子どもの心身の発達を促すとともに、障がいのない子どもが障がいに対する理解を早期から深められるよう、保育園において障がいのある子どもの受け入れを行います。	こども課	
		○保育士の専門性の向上を図るため、勉強会を定期的に行い、児童発達支援事業所との連携を図りながら個々の発達に合った保育支援を行います。		
		指標	現状 (H25)	目標 (H32)
支援の実施	実施	継続		

(3) 共に学ぶ教育環境の充実

現状・課題

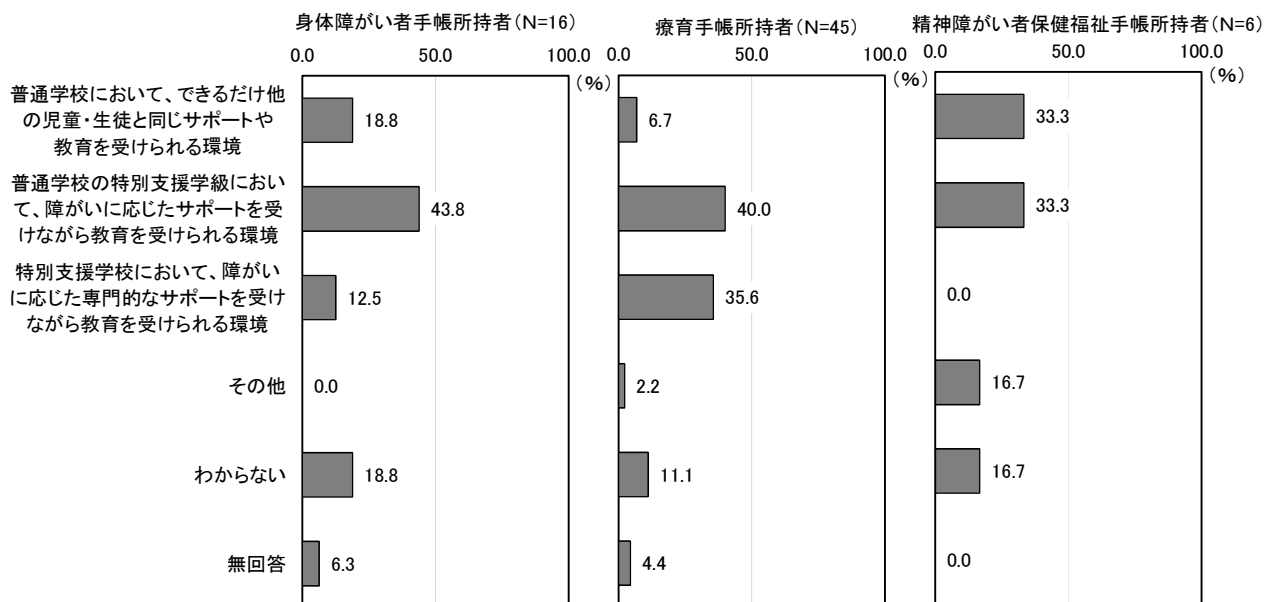
子どもたちの成長に大きく関わる教育環境において、障がいのある子どもとない子どもがそれぞれの個性を認めながら共に学び合うことは、今後、誰もが生きやすい共生社会を実現することへとつながります。また、障がいの有無を問わず、すべての子どもが共に学ぶことを理念とするインクルーシブ教育が国では推進されています。

平成25年度の本町の特別支援学級児童生徒数の障がい種別の割合は、身体障がいが8.0%、知的障がいが53.0%、発達障がいが39.0%でした。なお、当事者団体への調査では、障がいのある子どもの就学がスムーズであったことや、特別支援教育が充実してきているなどの意見があり、支援体制は整ってきています。

一方で障がいのある人へのアンケートによると、就学環境の希望について、すべての障がいにおいて「普通学校の特別支援学級において、障がいに応じたサポートを受けながら教育を受けられる環境」の希望が高くなっており、今後も受け入れの増加に応じた柔軟な対応が求められます。

本町では、就学時における保護者への指導や障がいのある子どものための個別指導計画等の作成、経済的な支援によって障がいのある子どもが円滑な学校生活を送れるよう支援しています。また、各学校において、障がいのある子どもを受け入れる体制を整えるため、障がいへの理解を促す教育やバリアフリー¹化を進めています。

■就学環境の希望について



資料：第4次東郷町障がい者計画・第4期障がい者福祉計画策定にかかるアンケート調査（平成26年）

¹バリアフリー

身体障がいのある人や高齢者が生活を営む上で支障がないように、商品をつくったり建物を設計したりすること。また、そのようにつくられたもの。

施策の方向

- 障がいの有無に関わらず、子どもたちが共に学び、個性を伸ばし伸ばしと発揮できる環境を提供するため、特別支援学級や通級指導の実施、また国で進められているインクルーシブ教育の体制構築に取り組んでいきます。

【具体的な事業】

No.	事業	方針	担当課						
1	就学指導	<ul style="list-style-type: none"> ○就学を指導する組織において、保護者等の意見を尊重しながら、発達や状態に応じた適切な教育機会を提供するための検討や、保育園・幼稚園への訪問や面談、幼保小連絡協議会等の実施を通じ、関係機関との連携を強化します。 ○適切な就学を支援するため、障がいのある児童生徒に関する保護者の理解を深める教育を実施します。 ○「発達障がい早期総合支援連絡協議会」を通じた関係機関との連携強化によって、児童生徒の特性を踏まえた教育を推進します。 	学校教育課						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>現状 (H25)</th> <th>目標 (H32)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>就学指導を実施した児童生徒数</td> <td>36人</td> <td>充実</td> </tr> </tbody> </table>	指標	現状 (H25)	目標 (H32)	就学指導を実施した児童生徒数	36人	充実	
		指標	現状 (H25)	目標 (H32)					
就学指導を実施した児童生徒数	36人	充実							
2	特別支援教育	<ul style="list-style-type: none"> ○「個別指導計画」又は「個別支援計画」を作成し、きめ細かな指導に努めます。 ○各校に特別支援教育コーディネーターを配置し、障がいのある児童生徒のニーズに応じた支援を行います。 ○研究会や特別支援学校の教員の招へい、巡回相談の実施等を通じ、教職員の指導力の向上を図ります。 	学校教育課						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>現状 (H25)</th> <th>目標 (H32)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別支援学級の児童生徒数</td> <td>52人</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	指標	現状 (H25)	目標 (H32)	特別支援学級の児童生徒数	52人	—	
		指標	現状 (H25)	目標 (H32)					
特別支援学級の児童生徒数	52人	—							
3	発達障がいへの理解	<ul style="list-style-type: none"> ○LD（学習障がい）、AD/HD（注意欠陥/多動性障がい）、高機能自閉症等への理解を促進するため、教職員や児童生徒に対し発達障がいのある児童生徒を理解する教育を推進します。 	学校教育課						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>現状 (H25)</th> <th>目標 (H32)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別支援教育に係る研修参加人数</td> <td>18人</td> <td>継続</td> </tr> </tbody> </table>	指標	現状 (H25)	目標 (H32)	特別支援教育に係る研修参加人数	18人	継続	
		指標	現状 (H25)	目標 (H32)					
特別支援教育に係る研修参加人数	18人	継続							

No.	事業	方針	担当課		
4	学校のバリアフリー化	○障がいのある児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、学校施設を順次改修し、バリアフリー化を推進します。	学校教育課		
		○各学校と連携しながら、多様な障がいの種類に対応できる施設整備を推進します。			
		○障がい等により学校生活への適応が困難な児童生徒が、円滑に学校生活を過ごせるよう、全学校に生活介助員を配置します。			
		指標	現状 (H25)	目標 (H32)	
		障がい者トイレの設置校数	7校 (9箇所)	9校 (11箇所)	
5	特別支援教育就学奨励費の支給	○特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者の負担軽減を図るため、奨励費を支給します。	学校教育課		
		○制度の周知に努めます。			
		指標		現状 (H25)	目標 (H32)
		奨励費支給人数	48人	—	
6	放課後等デイサービス	○小学生以上の障がいのある子どもに対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を提供します。	福祉課		
		指標		現状 (H25)	目標 (H32)
		利用延べ日数/月		242日	600日



基本目標 2 障がいのある人の就労環境の整備

(1) 障がいのある人の就労支援

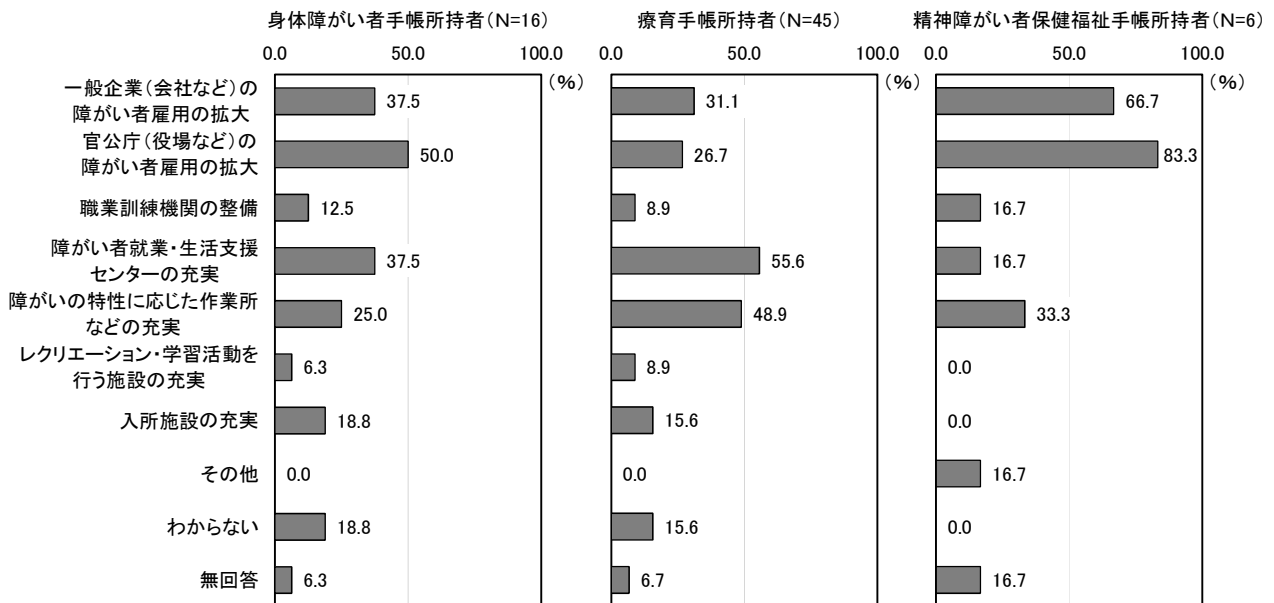
現状・課題

障がいのある人が就労によって社会参加・社会貢献することは、障がいのある人の生きがいのある暮らしや経済的な自立につながります。障がいのある人の就労に向けては、就労に必要な知能や能力を向上させていく訓練や企業との適切なマッチングが求められます。

障がいのある人へのアンケートによると、学校卒業後の進路において望む施策について、身体障がいのある人、精神障がいのある人では一般企業や官公庁（役場など）での雇用の拡大の要望が高く、知的障がいのある人では就労支援や作業所の充実が求められており、一般就労はもちろん、多様な就労ニーズに応えていく必要があります。

サービス提供事業所や当事者団体への調査では、町内に就労移行支援事業所や就労継続支援A型事業所がないことや、就労継続支援B型事業所の充実が課題としてあげられており、住み慣れた地域での働ける場所の整備が求められています。

■学校卒業後の進路において望む施策について



資料：第4次東郷町障がい者計画・第4期障がい者福祉計画策定にかかるアンケート調査（平成26年）

施策の方向

- 障がいのある人がそれぞれの能力や特性に適した環境で就労できるよう、相談支援や訓練の場の整備・充実など、一貫した就労支援を行います。
- 町内で不足している事業所を補完するため、新たな事業所の誘致の研究や、近隣市との連携を行います。

【具体的な事業】

No.	事業	方針	担当課	
1	就労移行支援	○一般企業等への就労を希望する障がいのある人を対象に、一定期間、生産活動やその他活動の機会並びに就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を提供します。	福祉課	
		指標	現状 (H25)	目標 (H32)
		利用延べ日数/月	95 日	200 日
2	就労継続支援	○一般企業等に雇用されることが困難な障がいのある人を対象に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練の場を提供します。	福祉課	
		指標	現状 (H25)	目標 (H32)
		利用延べ日数/月	A型 247 日 B型 571 日	735 日 1,040 日
3	地域活動支援センター	○障がいのある人に創作的活動や生産活動の機会を提供することにより、社会との交流を促進し、自立した生活が送れるよう支援します。	福祉課	
		指標	現状 (H25)	目標 (H32)
		利用延べ日数/月	78 日	200 日



(2) 雇用の促進

現状・課題

障がいのある人が働くには、雇用する企業や共に働く人が、障がいのある人の雇用に関して正しく理解することが大切です。

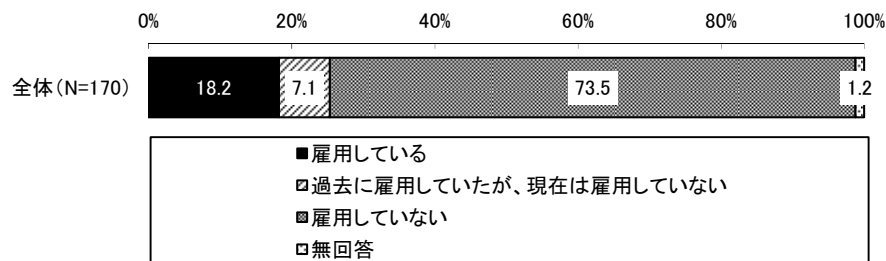
平成 25 年に障害者雇用促進法が一部改正され、法定雇用率の引き上げや、障がいのある人の雇用を行わなければならない企業の拡大がなされています。また、平成 30 年度より精神障がいのある人の雇用が義務付けられます。

商工会へのアンケートによると、町内の企業の約 2 割が障がいのある人を雇用していますが、町内に多くある中小企業での就労は少なくなっています。その要因として、障がいのある人を適した職場に配置できないことや、支援体制が整備されていないこと、職場のバリアフリー化ができていないことがあげられており、障がいのある人が職場に適応するためには就労前からの支援が求められています。

障がいのある人へのアンケートによると、就労するに当たって必要な支援として、雇用する企業や職場の人への障がい者雇用についての理解の浸透が最も高くなっています。

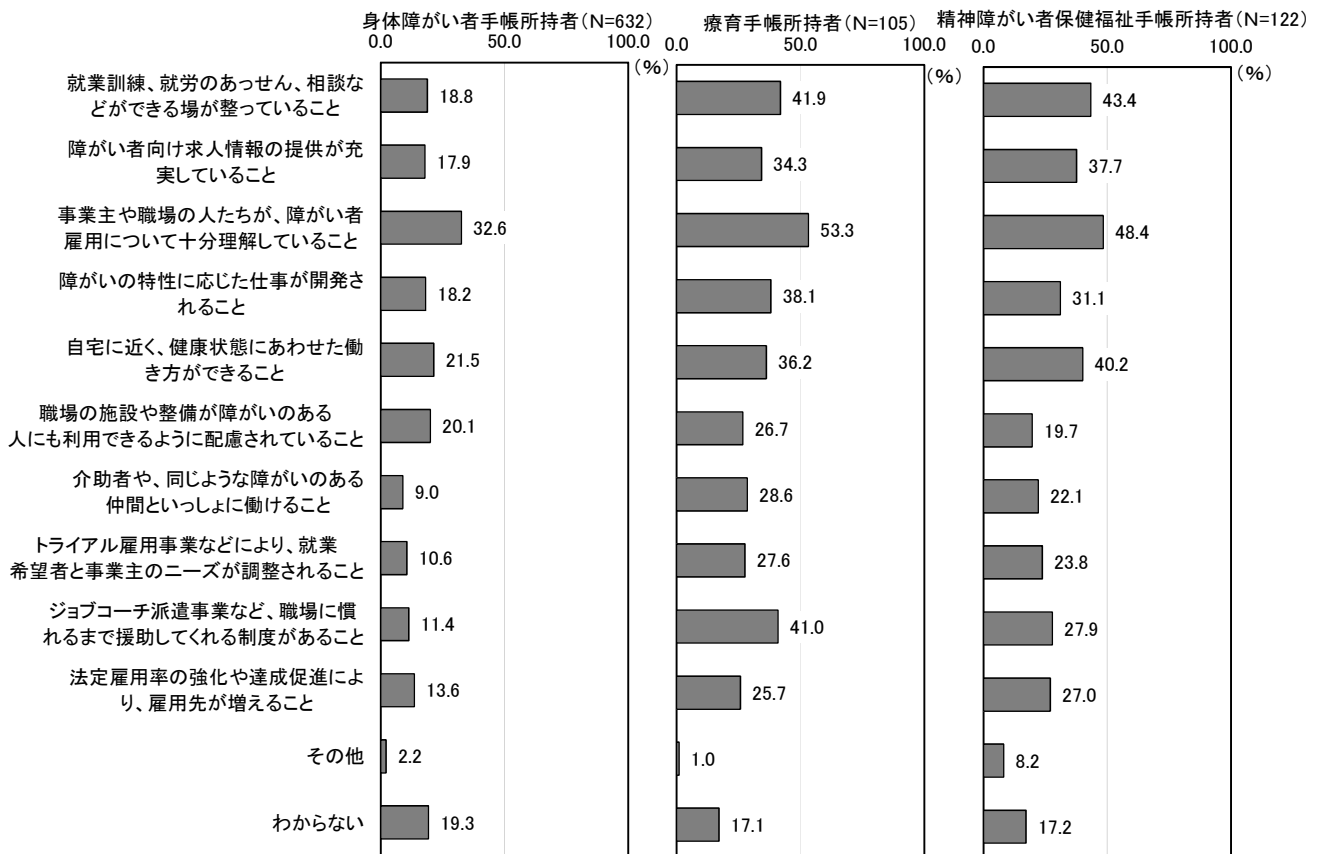
サービス提供事業者への調査では、精神障がいのある人の就労において、特性に応じた長期的な準備や相談支援が求められています。

■町内の企業の障がいのある人の雇用状況について



資料：第 4 次東郷町障がい者計画・第 4 期障がい者福祉計画策定にかかるアンケート調査（平成 26 年）

■障がいのある人の就労に当たって必要な支援について



資料：第4次東郷町障がい者計画・第4期障がい者福祉計画策定にかかるアンケート調査（平成26年）

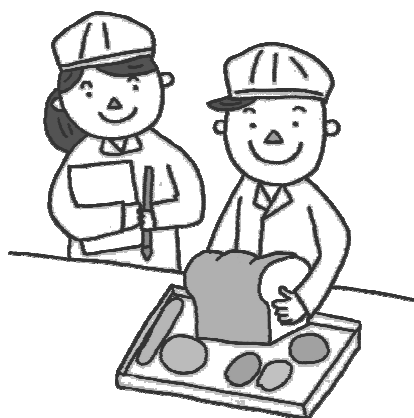
施策の方向

- 障がいのある人が身近な地域で継続して就労していくために、町内の企業が適切な雇用環境を整備していく支援をします。
- 障がいのある人のそれぞれの特性に応じた就労が可能となるよう、多様な関係機関と連携し、本人の希望や適性にあった企業と結びつけられるよう支援します。
- 障がいのある人が就職した企業に対し、障がいに関する相談や助言を行うことで、障がいのある人が継続的に働くことができる環境を整えます。

【具体的な事業】

No.	事業	方針		担当課
1	町職員の障がい者雇用	○短時間雇用等幅広い雇用形態も検討に加え、法定雇用率の達成を図ります。		人事秘書課
		指標	現状 (H25)	目標 (H32)
		町職員の障がい者雇用率	2.56%	法定雇用率

No.	事業	方針	担当課						
2	障がい者雇用の促進と就業支援	<p>○就職を希望する障がいのある人に対し、ハローワークや尾張東部障がい者就業・生活支援センター¹、就労移行支援事業所等の関係機関との連携を強化し、就労を支援します。</p> <p>○町内の障がい者相談支援センターと連携し、相談対応を実施します。</p> <p>○町内の企業に対し、障がい者雇用に関わる助成制度等の活用促進を働きかけ、安定した就業の確保を支援します。</p>	福祉課						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>現状 (H25)</th> <th>目標 (H32)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関係機関との連携</td> <td>実施</td> <td>継続</td> </tr> </tbody> </table>	指標	現状 (H25)	目標 (H32)	関係機関との連携	実施	継続	
		指標	現状 (H25)	目標 (H32)					
関係機関との連携	実施	継続							
3	雇用主や職場における障がい特性への理解促進 新規	<p>○職場における合理的配慮の考え方等についての理解促進を図るための啓発活動をし、就労後の企業からの相談に対応するなど、職場定着を支援します。</p>	福祉課						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>現状 (H25)</th> <th>目標 (H32)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>理解促進の啓発活動</td> <td>未実施</td> <td>実施</td> </tr> </tbody> </table>	指標	現状 (H25)	目標 (H32)	理解促進の啓発活動	未実施	実施	
		指標	現状 (H25)	目標 (H32)					
理解促進の啓発活動	未実施	実施							



¹障がい者就業・生活支援センター

障がいのある人の身近な地域において、就業面及び生活面における一体的な相談支援の実施や、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点として機能する機関。

基本目標 3 日常生活を応援するサービスの充実

(1) 保健・医療・福祉・教育の連携

現状・課題

障がいのある人が地域で安心して暮らしていくには、保健・医療・福祉・教育の様々な関係課・関係機関が連携し、障がいのある人の特性に応じたサービスが適切に受けられる体制が求められます。

サービス提供事業者への調査では、保健・医療・福祉・教育の多様な分野間での連携や、同業の事業所間での連携を図るための場づくりが求められています。

本町では、現在サービス担当者会議や自立支援協議会専門部会を開催しており、少しずつ顔の見える関係が事業所間で構築されているため、連携を強化し、適切にサービス提供を行う必要があります。

施策の方向

- 保健・医療・福祉・教育など障がいのある人を取り巻く多様な関係課・事業所間での連携体制を構築することで、各種サービスを適切に調整・提供します。
- それぞれの関係機関が集まる機会において、その目的や話し合う内容等を整理し、効果的な情報交換や話し合いが行われるよう支援します。

【具体的な事業】

No.	事業	方針		担当課
1	連携による総合的な保健・医療・福祉・教育サービスの体制	○保健・医療・福祉・教育のそれぞれの分野の関係者が、サービス調整・情報交換等を実施できる個別支援会議を開催し、連絡を密に行うことで、各サービスが連携して提供されるよう支援します。		福祉課 健康課 保険医療課 こども課 学校教育課 社会福祉協議会
		○自立支援協議会の全体会を開催し、関係機関との意見交換を行います。		
		○自立支援協議会の専門部会において、関係機関と連携しながら各サービスを総合的に調整・提供します。		
		指標	現状 (H25)	目標 (H32)
		連携によるサービス提供体制の強化・充実	実施	継続

(2) 相談体制の充実

現状・課題

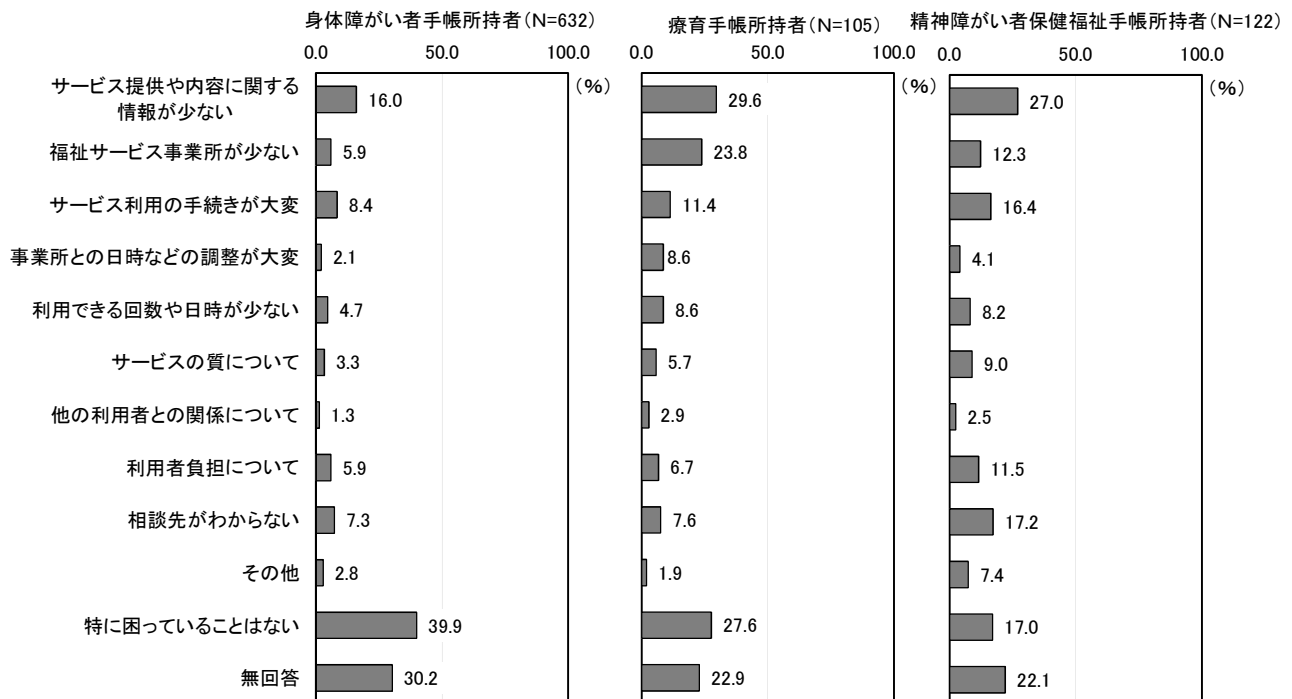
障がいのある人が安心して暮らしていくには、必要なサービスを適切に選択、決定、利用できるための相談の場や、日々の生活の困りごとを解決する場が必要です。そのためには各種サービス利用や日常の悩みを相談する体制を充実させていくことが求められます。

また、障害者総合支援法の成立により、難病等が障がいのある人の範囲に加えられたことを踏まえ、サービス利用の円滑化を図る必要があります。

障がいのある人へのアンケートによると、障がい福祉サービスの利用意向について、「相談支援事業」の利用を希望する人が多くみられる一方、相談先や、何をどこで相談できるかがわからないという課題があげられています。

本町では、東郷町障がい者相談支援センター「ローゼル」と地域活動支援センター「柏葉」にて相談支援の業務を行っています。また、保健所と連携して、多様な相談に対応できる体制を整えています。

■障がい福祉サービスなどを利用する上で困っていることについて



資料：第4次東郷町障がい者計画・第4期障がい者福祉計画策定にかかるアンケート調査（平成26年）

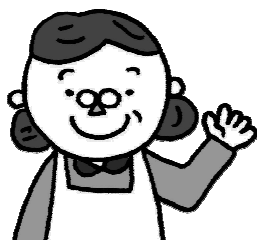
施策の方向

- 各機関と連携し、障がいの特性に応じた相談支援体制の整備を充実します。
- 情報提供の方法をわかりやすくすることで、障がいのある人やその家族の各種サービス利用促進を図ります。

【具体的な事業】

No.	事業	方針	担当課	
1	障がい者手帳の交付	○各種障がい福祉サービスを利用しやすいものにするため、障がい者手帳取得の相談・指導を行い、障がい者手帳の交付につなげます。 ○手帳交付時に各種サービスの説明と申請手続きを行います。	福祉課	
		指標	現状 (H25)	目標 (H32)
		手帳交付における支援	実施	継続
2	相談支援事業の実施	○東郷町障がい者相談支援センター「ローゼル」において、身体障がいのある人、知的障がいのある人、障がいのある子どもの相談支援を実施します。 ○地域活動支援センター「柏葉」において、精神障がいのある人の相談支援を実施します。 ○障がい者相談支援センターの周知を図り、わかりやすく気軽に相談できる体制を整備します。	福祉課	
		指標	現状 (H25)	目標 (H32)
		障がい者相談支援センターの周知	実施	充実
3	難病相談	○保健所で実施する医療相談や、訪問相談、電話相談等について周知し、難病患者の療養や生活の支援を行います。	福祉課 健康課 (瀬戸保健所)	
		指標	現状 (H25)	目標 (H32)
		相談件数 (瀬戸保健所管内)	120 件	継続
4	精神保健福祉相談	○精神障がいのある人に対し、こころの健康、社会復帰、福祉制度等について電話や面接、訪問による相談を行います。 ○地域の関係機関と協力し、相談内容に応じた機関の紹介や連携を行います。	健康課 福祉課	
		指標	現状 (H25)	目標 (H32)
		相談件数 ・瀬戸保健所 (管内) ・地域活動支援センター柏葉 ・東郷町障がい者相談支援センター「ローゼル」	1,200 件 1,901 件 31 件	継続

No.	事業	方針	担当課		
5	家族懇談会	○精神障がいのある人の家族に対して、障がいの知識の普及や孤立感の軽減、療養支援の技術や意欲の向上を図るため、保健所で教室やセミナー、交流会を実施します。	福祉課 健康課 (瀬戸保健所)		
		○保健所において、家族会等の実施箇所の増設を検討し、より身近な場所で多くの家族が参加できる体制を整えます。			
		○保健所と連携して、地域の関係機関で実施している家族会等を紹介します。			
		指標	現状 (H25)	目標 (H32)	
		参加延べ人数 (瀬戸保健所管内)	135 人	継続	
6	計画相談支援・ 障がい児相談支援	○障がいのある人や障がいのある子どもの心身の状態に応じた、きめ細やかなサービスを提供するため、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画やモニタリング ¹ 報告書の作成を行います。	福祉課		
		指標		現状 (H25)	目標 (H32)
		サービス等利用計画などの 延べ作成件数		198 件	780 件



¹モニタリング

障がい福祉サービスの支給決定後、利用計画の内容が適切であるかどうかを判断するため、障がいのある人を訪問し、心身や生活、就労等の状態を総合的に把握する中で、常に最適なサービスへと見直しを行うもの。

(3) ホームヘルパー等を派遣するサービス

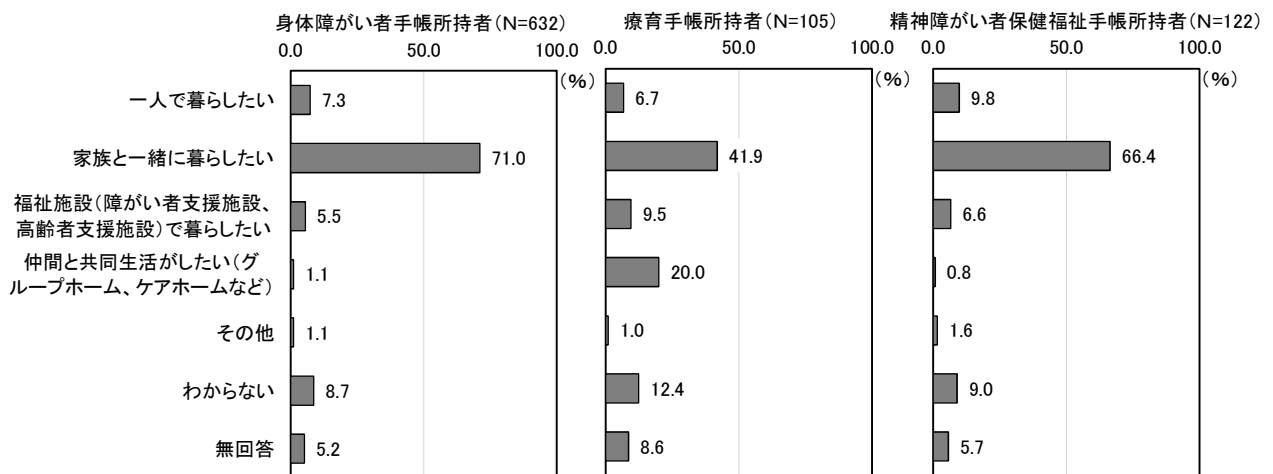
現状・課題

障がいのある人やその家族が自宅で安心して暮らしていくには、日常生活を支援する訪問サービスが必要に応じて提供されていることが不可欠です。

障がいのある人へのアンケートによると、今後の住まい・暮らしへの希望について、すべての障がいにおいて「家族と一緒に暮らしたい」が最も高く、在宅生活を支えるサービスの充実が必要となっています。

本町では、各訪問系サービスによる支援を必要な人に対して提供しています。

■今後の住まい・暮らしへの希望について



資料：第4次東郷町障がい者計画・第4期障がい者福祉計画策定にかかるアンケート調査（平成26年）

施策の方向

- 今後も障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、サービス及び訪問系サービス提供事業所等の情報提供や事業所間の連携強化を図ります。

【具体的な事業】

No.	事業	方針	担当課	
1	居宅介護	○居宅における入浴、排せつ等の身体介護や、居室の清掃や食事の準備等の家事援助を提供します。	福祉課	
		指標	現状 (H25)	目標 (H32)
		利用延べ時間/月	232 時間	400 時間

No.	事業	方針	担当課	
2	重度訪問介護	○重度の肢体不自由で、常時介護を要する人に対し、居宅における入浴、排せつ、食事の介護等や、外出時の移動中の介護を総合的に行うサービスを提供します。	福祉課	
		指標	現状 (H25)	目標 (H32)
		利用延べ時間/月	161 時間	必要に応じて提供
3	重度障害者等包括支援	○介護の必要の程度が著しく高い人に対し、居宅介護を始めとする、複数の福祉サービスを包括的に提供します。	福祉課	
		指標	現状 (H25)	目標 (H32)
		利用延べ時間/月	0 時間	必要に応じて提供
4	同行援護	○重度の視覚障がいのある人に対し、移動時及びそれに伴う外出先において、必要な視覚的情報の支援や移動の援護、排せつ・食事等の介護、その他外出する際に必要なサービスを提供します。	福祉課	
		指標	現状 (H25)	目標 (H32)
		利用延べ時間/月	5 時間	33 時間
5	行動援護	○知的又は精神の障がいにより、行動上著しい困難がある人で常時介護を必要とする人に対し、行動の際に生じ得る危険を回避するための援護や外出時の移動中の介護等、サービスを提供します。	福祉課	
		指標	現状 (H25)	目標 (H32)
		利用延べ時間/月	0 時間	必要に応じて提供
6	移動支援	○屋外での移動が困難な障がいのある人や障がいのある子どもの社会参加を促進するため、外出時の円滑な移動に必要なサービスを提供します。	福祉課	
		指標	現状 (H25)	目標 (H32)
		利用延べ時間/月	145 時間	200 時間
7	訪問入浴サービス	○居宅での生活を支援するため、身体障がいのある人の居宅を訪問し、移動入浴車による入浴サービスを提供します。	福祉課	
		指標	現状 (H25)	目標 (H32)
		利用延べ日数/月	9 日	19 日

(4) 身体機能の維持や創作活動等を提供するサービス

現状・課題

障がいのある人に生活機能訓練や創作的活動の場を提供することは、身体能力の向上や、生きがいを持った暮らしにつながります。

本町では、障がいのある人の日常生活を支援する通所施設や、身体機能を向上させる場、社会交流や創作活動の実践の場、更に障がいのある子どもたちに対する訓練の場等を提供しています。

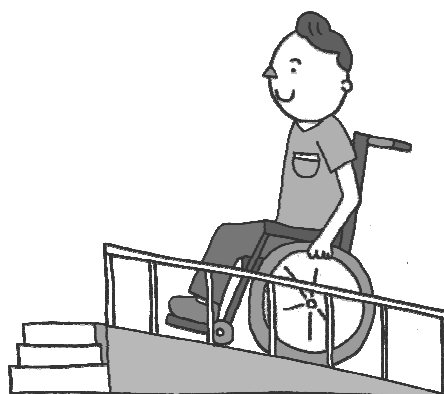
施策の方向

- 今後も障がいのある人の生活機能や身体機能の維持及び向上並びに生きがいづくりにつながるよう、サービス及び通所系サービス提供事業所等の情報提供や事業所間の連携強化を図ります。

【具体的な事業】

No.	事業	方針	担当課	
1	生活介護	○常時介護を必要とする人に対し、主に昼間、障がい者支援施設等で入浴、排せつ、食事の介護や、創作活動又は生産活動の機会等のサービスを提供します。	福祉課	
		指標	現状 (H25)	目標 (H32)
		利用延べ日数/月	649 日	900 日
2	療養介護	○医療を要する障がいのある人で、常時介護を要する人に対し、主に昼間、病院で行われる機能訓練、療養上の管理、医学的管理下での介護や日常生活上のサービスを提供します。	福祉課	
		指標	現状 (H25)	目標 (H32)
		利用延べ日数/月	30 日	30 日
3	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	○自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、身体機能や生活能力向上のために、必要な訓練を提供します。	福祉課	
		指標	現状 (H25)	目標 (H32)
		利用延べ日数/月 機能訓練	0 日	必要に応じて提供
利用延べ日数/月 生活訓練	41 日	20 日		

No.	事業	方針	担当課	
4	地域活動支援センター（再掲）	○障がいのある人に創作的活動や生産活動の機会を提供することにより、社会との交流を促進し、自立した生活が送れるよう支援します。	福祉課	
		指標	現状 (H25)	目標 (H32)
		利用延べ日数/月	78 日	200 日
5	日中一時支援（タイムケア）	○小学生以上の障がいのある子どもや知的障がいのある人に対して、放課後又は休日に一時的に預かり、活動の場、見守り、社会に適応するための日常的な訓練、創作活動を提供します。	福祉課	
		指標	現状 (H25)	目標 (H32)
		利用延べ日数/月	587 日	620 日
6	児童発達支援事業（再掲）	○未就学の障がいのある乳幼児に対して、児童福祉法に基づいた日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等のサービスを提供します。	福祉課	
		指標	現状 (H25)	目標 (H32)
		利用延べ日数/月	82 日	215 日
7	放課後等デイサービス（再掲）	○小学生以上の障がいのある子どもに対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を提供します。	福祉課	
		指標	現状 (H25)	目標 (H32)
		利用延べ日数/月	242 日	600 日



(5) 障がいのある人を一時的に預かり介護負担を軽減するサービス

現状・課題

障がいのある人が自宅で介護を受けながら暮らしていく際に、家族を始めとした介助者の存在は大きなものです。

障がいのある人へのアンケートによると、障がい福祉サービスの利用状況・利用意向について、知的障がいのある人では「短期入所（ショートステイ）」「日中一時支援事業」が高くなっています。また、介助者へのアンケートによると、介助者が感じていることについて、すべての障がいにおいて「精神的な負担が大きい」が高くなっています。

本町では、施設で一時的に障がいのある人への介護を実施し、障がいのある人の家族の介護負担軽減を図っています。

施策の方向

- 障がいのある人の家族の介護負担を減らすことで、障がいのある人やその家族が地域で暮らしやすくなるよう、今後も一時的な介護や預かりを実施します。

【具体的な事業】

No.	事業	方針		担当課
1	短期入所（ショートステイ）	○介助者が病気の場合や介護負担を軽減する等の理由で、短期間の入所が必要な人を対象に、入浴、排せつ、食事の介助等のサービスを提供します。		福祉課
		指標	現状 (H25)	目標 (H32)
		利用延べ日数/月	69 日	100 日
2	日中一時支援（日中ショート）	○保護者が不在のときや家族の休息のため、日帰りで、障がいのある子どもや知的障がいのある人を日中預かり、サービスを提供します。		福祉課
		指標	現状 (H25)	目標 (H32)
		利用延べ日数/月	2 日	5 日

(6) 障がいのある人が地域で生活する居住の場の提供・確保

現状・課題

地域において、障がいのある人が暮らしていくには、その特性や希望に応じた居住環境を確保することが必要です。

障がいのある人へのアンケートによると、今後の暮らしについて、すべての障がいにおいて「家族と一緒に暮らしたい」が高く、次いで知的障がいのある人では「仲間と共同生活がしたい」、身体障がい・精神障がいのある人では「一人で暮らしたい」という希望が高くなっています。(40頁参照) また、障がいのある人が暮らしやすくなるために、知的障がいのある人では「グループホームを整備してほしい」という希望が高くなっています。

サービス提供事業所や当事者団体への調査では、保護者の高齢化により、親亡き後の住まいへの不安の声が多く聞かれました。一方で、障がいに対する地域住民の理解が低いことが原因で、整備を進めたくても住居の確保が難しい、という意見もありました。

本町では、共同生活援助（グループホーム）が3事業所あり、サービス提供体制が充実していますが、利用希望のニーズが高いため、個々の特性に合った柔軟なサービス提供体制の充足が求められます。また、地域で安心して生活するための居住環境の整備（バリアフリー化工事）に対して助成を行っています。

施策の方向

- 障がいのある人が地域で暮らす基盤となる住まいの整備を推進します。
- 障がいの特性や希望に沿った居住環境を提供するため、共同生活の場の整備又は自宅の改修への助成を行います。

【具体的な事業】

No.	事業	方針	担当課	
1	施設入所支援	○施設入所者に対して、主に夜間に、入浴、排せつ、食事の介護等のサービスを提供します。	福祉課	
		指標	現状 (H25)	目標 (H32)
		実利用人数	8人	6人
2	共同生活援助 (グループホーム)	○共同生活を営む住居において、主に夜間に、入浴、排せつ、食事の介護等のサービスや、相談その他日常生活の援助等のサービスを提供します。	福祉課	
		指標	現状 (H25)	目標 (H32)
		実利用人数	13人	18人

No.	事業	方針	担当課	
3	障がい児入所支援	○発達障がいを含む障がいのある子どもに対し、虐待を受けた場合の保護や、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行えるよう、県に情報提供等を行います。	福祉課	
		指標	現状 (H25)	目標 (H32)
		事業の推進	実施	継続
4	住宅改修費の助成	○日常生活用具の給付事業において、介護保険対象外の移動が困難な身体障がいのある人に対して段差解消等の住宅改修に要する費用を助成します。	福祉課	
		指標	現状 (H25)	目標 (H32)
		住宅改修件数	1件	継続
5	人にやさしい住宅リフォーム事業費補助事業	○日常生活用具の給付事業では対象とならない視覚障がいのある人に対し、自宅で日常生活を営むために著しく支障がある段差等、住環境を改善するための改修費用を助成します。	福祉課	
		指標	現状 (H25)	目標 (H32)
		住宅改修件数	0件	継続



(7) 生活を支えるサービスの充実

現状・課題

障がいのある人の生活を支援するためには、障害者総合支援法に基づくサービスのほか、障がいのある人の様々なニーズに対応した多様なサービス提供が求められます。

本町では、障がいのある人やその家族が日常生活を送る上での負担を軽減するため、独自のサービスを町で実施しており、また、県等が実施しているサービスの提供を行っています。

施策の方向

- 障がいのある人の日常生活を支援するサービスとして、各種事業を推進します。

【具体的な事業】

No.	事業	方針	担当課	
1	寝具洗濯乾燥サービス	○重度の身体障がいのある人等が衛生的で安らかな生活を送れるよう、寝具の水洗い及び乾燥消毒を実施します。	福祉課	
		○サービス利用対象者を把握し、適切なサービス提供を行います。		
		指標	現状 (H25)	目標 (H32)
		利用延べ人数	3人	9人
2	理髪サービス	○一般的な理髪が困難な在宅の重度身体障がいのある人等が衛生的な生活を送れるよう、店舗又は居宅で理髪サービスを実施します。	福祉課	
		○サービス提供方法（店舗・居宅）に応じた助成金の見直しを行い、適正な自己負担金額を設定します。		
		指標	現状 (H25)	目標 (H32)
		利用延べ人数	32人	62人
3	家族介護支援事業（紙おむつの給付）	○重度の障がいのある人で常時紙おむつが必要な人に対して、経済的負担が軽減されるよう、紙おむつの購入費用を助成します。	福祉課	
		○事業の周知を図り、利用希望者が適切に支援を受けられるようにします。		
		指標	現状 (H25)	目標 (H32)
		利用延べ人数	219人	270人

No.	事業	方針	担当課	
4	緊急通報システム	○ひとり暮らしの重度身体障がいのある人の日常生活での不安を少なくするために、今後も計画的に緊急通報システムの設置を行います。	福祉課	
		○サービスが必要な人に対して適切な提供ができるようサービス内容の見直しを行います。		
		指標	現状 (H25)	目標 (H32)
		設置人数	0 人	1 人
5	難病患者と家族の集い	○パーキンソン病患者、 ^{こうげんびょう} 膠原病患者、炎症性腸疾患患者等の家族の集いを保健所で実施し、日常生活の工夫や介護方法について情報交換することで、参加者がより積極的な療養生活や社会生活が営めるよう支援します。	福祉課 健康課 (瀬戸保健所)	
		○保健所と連携して、疾病に応じた家族の集いを紹介します。		
		指標	現状 (H25)	目標 (H32)
		参加延べ人数 (瀬戸保健所管内)	111 人	継続
6	NHK受信料の免除の周知等	○障がいのある人がいる低所得者世帯や、世帯主が重度の障がいがある場合に適用されるNHK受信料の免除について、案内や手続き等を行うとともに、周知を図ります。	福祉課	
		指標		現状 (H25)
				新規申請件数
7	補装具の交付	○身体に障がいのある人の身体機能を補完するため、車いす、補助機器等の補装具の交付・修理を行います。	福祉課	
		指標		現状 (H25)
				交付延べ件数
8	日常生活用具の給付	○在宅で生活する身体障がい又は知的障がいのある人が、日常生活をより円滑に送ることができるよう、福祉用具の給付・住宅改修を行います。	福祉課	
		指標		現状 (H25)
				交付延べ件数 (ストマ以外)
		交付延べ件数 (ストマのみ)	479 件	550 件
9	車いすの貸与	○障がいのある人の外出を支援するため、車いすを貸し出します。	社会福祉協議会	
		指標		現状 (H25)
				車いすの貸し出し件数

(8) 生活を支える経済的支援の充実

現状・課題

障がいのある人が安定した生活を実現するには、経済的な支援が必要です。各種年金や医療費助成、手当は生計を立てる上での大切な要素であり、また、介助者である家族への支援にもつながります。

障がいのある人へのアンケートによると、障がいのある人が暮らしやすくなるために、精神障がいのある人では「手当などの経済的な援助を増やしてほしい」が最も高くなっています。

本町では、国や県の制度に基づき、各種手当の申請手続きや助成を実施しており、その周知を図っています。

施策の方向

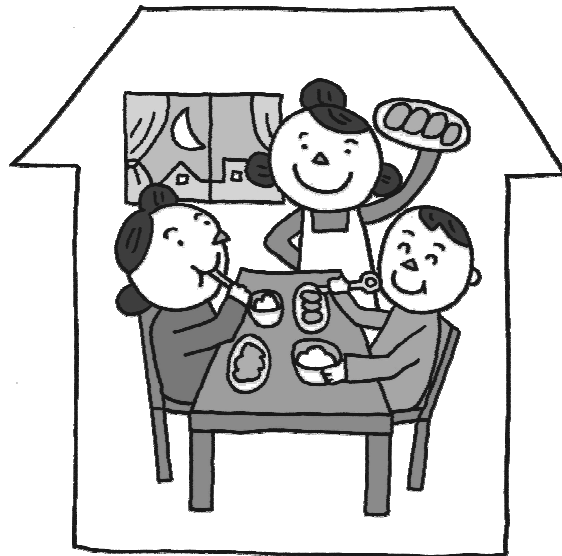
- 各種手当、制度を必要とする人が適切に利用できるよう、今後も、国の動向等を踏まえて制度の周知・啓発に努め、利用の促進を図ります。

【具体的な事業】

No.	事業	方針	担当課	
1	国民年金加入・受給促進	○国民年金制度の加入の必要性や障害基礎年金の受給の促進について、町ホームページや広報及び担当窓口や電話での問い合わせ等の機会に、周知を図ります。	保険医療課	
		指標	現状 (H25)	目標 (H32)
		周知・啓発の推進	実施	継続
2	障がい者扶助料	○65歳未満で新たに障がい者手帳を取得した人に対し、手帳の等級に応じた扶助料を支給し、生活の安定に寄与します。	福祉課	
		指標	現状 (H25)	目標 (H32)
		障がい者扶助料の支給	実施	継続
3	在日外国人重度障がい者福祉給付金の支給	○障害基礎年金の申請資格のない外国籍の重度の障がいのある人に対して生活の安定に寄与するため、手当を支給します。	福祉課	
		指標	現状 (H25)	目標 (H32)
		手当の支給	0人	継続

No.	事業	方針	担当課	
4	特別障害者手当等	○介護を必要とする重度の障がいのある人に対し手当を支給します。 ○愛知県の指導のもと、引き続き手当の支給対象となる人に対して申請案内等の周知を行うとともに、手当の支給に関する事務を行います。	福祉課	
		指標	現状 (H25)	目標 (H32)
		手当の支給	34 人	継続
5	愛知県在宅重度障害者手当	○在宅で生活する重度の障がいのある人に対し手当を支給します。 ○愛知県の指導のもと、引き続き手当の支給対象となる人に対して申請案内等の周知を行うとともに、手当の支給に関する事務を行います。	福祉課	
		指標	現状 (H25)	目標 (H32)
		手当の支給	342 人	継続
6	心身障害者扶養共済	○掛け金を拠出している心身に障がいのある人の保護者が死亡等の場合に、障がいのある人へ年金を支給します。 ○愛知県の指導のもと、障がいのある人の保護者に対して今後も制度の周知を行います。	福祉課	
		指標	現状 (H25)	目標 (H32)
		扶養共済加入者数	16 人	継続
7	特別障害給付金の受給促進	○障がいのある人や家族等の経済的負担の軽減のため、年金事務所との連携のもと制度の周知に努めます。	保険医療課	
		指標	現状 (H25)	目標 (H32)
		制度の周知	実施	必要に応じ提供
8	特別児童扶養手当	○障がいのある子どもの親等に対し手当を支給します。 ○愛知県の指導のもと、引き続き手当の支給対象となる人に対して申請案内等の周知を行うとともに、手当の支給に関する事務を行います。	福祉課	
		指標	現状 (H25)	目標 (H32)
		手当の支給	73 人	継続

No.	事業	方針	担当課	
9	共同生活援助 (グループホーム) への支援	○障がいのある人が地域で共同生活を営む拠点となる共同生活援助(グループホーム)の家賃補助を行います。	福祉課	
		○共同生活援助(グループホーム)に関する相談や、国・県が実施する各種補助事業の情報提供等より安定した事業運営が行えるよう支援します。		
		指標	現状(H25)	目標(H32)
		特定障害者特別給付費の支給対象者(家賃補助対象分)	13人	18人



基本目標 4 安心してすこやかに暮らすための保健・医療の充実

(1) 身体とこころの健康を維持するための支援

現状・課題

食生活の変化や生活リズムの多様化、職場や学校でのストレスが、生活習慣病やうつなどの身体的、精神的な障がいの発生へとつながっています。障がいの発生を未然に防ぐために心身の健康を維持・向上させることは、すべての人が生きていく上で大切なことです。

本町では、内部障がい等の予防や疾病の早期発見、重症化の予防のために健康診査や訪問指導、健康相談、健康教育を実施しています。また、うつや精神疾患にかかる人が増加していることを踏まえ、こころの健康づくりへの支援も実施しています。

施策の方向

- 生活習慣病の予防やこころの健康づくりのため、あらゆる年代に向けた健康診査や健康相談を実施します。

【具体的な事業】

No.	事業	方針		担当課
1	健康診査	○疾病の早期発見のため、また、受診者の健康に対する意識を向上させ、生活習慣全般における自己管理を可能にするため、健診・がん検診等を実施します。		健康課 保険医療課
		指標	現状 (H25)	目標 (H32)
		健診受診率 (人数) ・20～39歳の方のための健診 ・特定健診 (40歳以上の国民健康保険加入者)	6.5% (173人) 43.8% (3,103人)	充実 特定健診実施計画に準じる
2	訪問指導	○介護保険サービスの対象外の世帯を中心に、支援が必要と思われる世帯への訪問を実施し、療養上の保健指導や福祉制度等についての相談・指導を行います。 ○こころの健康等の問題で、潜在的に家庭訪問が必要な家庭を支援するため、健診等で資料を配布し、訪問・相談しやすい環境を整備します。		健康課
		指標	現状 (H25)	目標 (H32)
		訪問指導実人数 (成人、精神)	2人	充実

No.	事業	方針	担当課									
3	健康相談	<p>○健診の結果説明会で、結果数値をもとに心身の健康に関する個別の相談、指導及び助言を行うとともに、重点健康相談を実施します。</p> <p>○近年、社会的な背景から増加しているうつ病や自殺の増加に対応するため、こころの健康相談を実施します。</p> <p>○健診等でメンタルヘルスに関する資料を配布し、潜在的に相談を必要とする人が利用できるよう周知します。</p>	健康課									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>現状 (H25)</th> <th>目標 (H32)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重点健康相談延べ回数</td> <td>62回</td> <td>充実</td> </tr> <tr> <td>こころの健康相談延べ回数</td> <td>17回</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	指標	現状 (H25)	目標 (H32)	重点健康相談延べ回数	62回	充実	こころの健康相談延べ回数	17回		
		指標	現状 (H25)	目標 (H32)								
重点健康相談延べ回数	62回	充実										
こころの健康相談延べ回数	17回											
4	健康教育	<p>○生活習慣病の発生予防、その他心身の健康に関して、正しい知識を普及啓発するため、集団健康教育等を推進します。</p> <p>○特定健診後の継続支援の充実や、とうごう体操講習会の規模を拡大することで、健康的な生活へ導きます。</p>	健康課									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>現状 (H25)</th> <th>目標 (H32)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集団健康教育延べ回数</td> <td>21回</td> <td>充実</td> </tr> </tbody> </table>	指標	現状 (H25)	目標 (H32)	集団健康教育延べ回数	21回	充実				
		指標	現状 (H25)	目標 (H32)								
集団健康教育延べ回数	21回	充実										



(2) 医療環境の充実

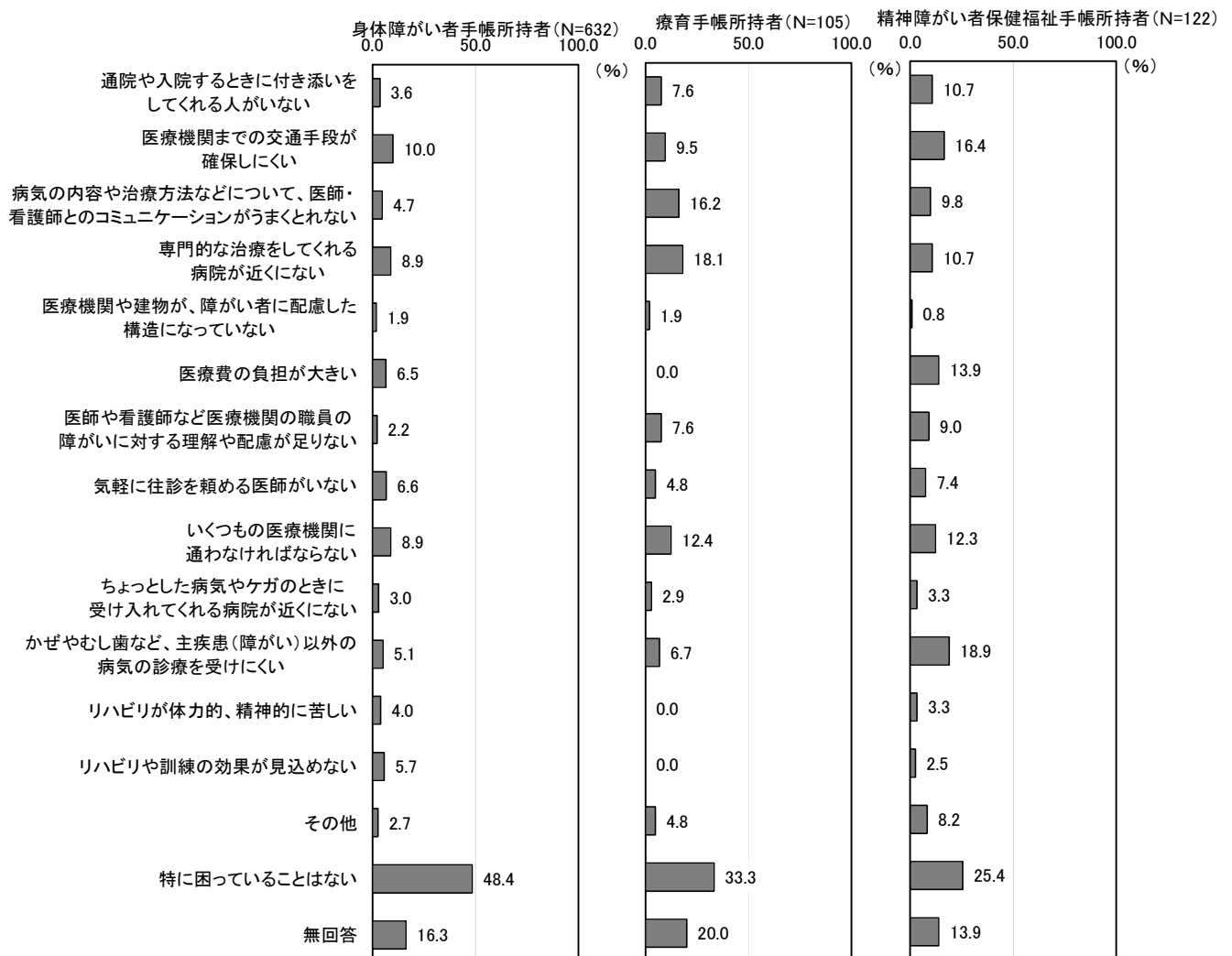
現状・課題

障がいのある人が安心して適切な医療を受けられることは、地域で暮らしていくための大切な要素となっています。

障がいのある人へのアンケートによると、医療を受ける上で困っていることについて、知的障がいのある人では「専門的な治療をしてくれる病院が近くにない」、精神障がいのある人では「かぜやむし歯など、主疾患（障がい）以外の病気の診療を受けにくい」がそれぞれ高くなっています。

本町では、在宅で医療を受けられる体制の整備や、各種医療にかかる費用の支給や助成を実施し、障がいのある人が医療を受ける上での支援をしています。

■医療を受ける上で困っていることについて



資料：第4次東郷町障がい者計画・第4期障がい者福祉計画策定にかかるアンケート調査（平成26年）

施策の方向

- 障がいのある人がいつでも安心して、適切な医療サービスを受けられるよう医療体制の強化・充実を図ります。
- 障がいのある人の高齢化が進んでいることから、保健・医療・福祉分野が連携して、利用しやすい医療体制の構築を図ります。
- 障がい者医療費助成制度については、国・県の動向に注視し、事業の推進を図ります。
- 近隣市の医療機関と連携し、町内で不足する専門的な医療の提供を図ります。

【具体的な事業】

No.	事業	方針	担当課	
1	訪問看護	○精神疾患や在宅で療養生活を送っている障がいのある人等に対して安心して自宅での生活を継続できるよう、状態の悪化や入退院等の病状の変化に応じ、医療機関及び各関係機関と連携して、訪問看護サービスを実施します。	訪問看護 ステーション	
		指標	現状 (H25)	目標 (H32)
		訪問件数 (医療)	1,089 件	充実
2	障がい者医療費の支給	○重度の身体障がいや知的障がいのある人、自閉症状群と診断された人等の生活を安定させるため、身体の機能障がいの軽減又は改善及び経済的支援を目的とし、その診療に必要な医療費を支給します。	保険医療課	
		○自閉症状群の人は本人からの申し出により実施しているため、適切に支給できるよう周知を行います。		
		指標	現状 (H25)	目標 (H32)
	受給者数	375 人	継続	
3	精神障がい者医療費の支給	○精神障がいのある人に対し、障がいを軽減するために必要となる医療費を支給します。	保険医療課	
		○精神障がい者保健福祉手帳 1 級又は 2 級所持者に対して、精神疾患以外にかかる医療費についても支給します。		
		指標	現状 (H25)	目標 (H32)
	受給者数	430 人	継続	
4	自立支援医療 (更生医療)	○身体の機能障がいの軽減又は改善を目的とし、その診療に必要な医療費を支給します。	保険医療課	
		指標	現状 (H25)	目標 (H32)
		受給者数	89 人	継続

No.	事業	方針	担当課	
5	自立支援医療 (精神科通院医療)	○精神障がいのある人に対し、精神科の通院医療にかかる医療費の一部負担金の助成を行います。	保険医療課	
		指標	現状 (H25)	目標 (H32)
		受給者数	481 人	継続
6	自立支援医療 (育成医療)	○障がいのある子ども等の障がいの除去又は軽減に必要な医療費を給付します。	保険医療課	
		指標	現状 (H25)	目標 (H32)
		受給者数	8 人	継続
7	後期高齢者福祉 医療	○後期高齢者医療制度に加入する 65 歳以上の障がい者医療受給者等に対し、障がいの軽減又は改善と経済的支援を目的として、その診療に必要な医療費を給付します。	保険医療課	
		指標	現状 (H25)	目標 (H32)
		受給者数	455 人	継続



基本目標5 障がいのある人もない人も共に生きる環境づくり

(1) 障がいのある人への理解の促進

現状・課題

障がいのある人が地域で暮らしていくには、周りにいる地域住民の障がいに対する正しい理解が必要です。

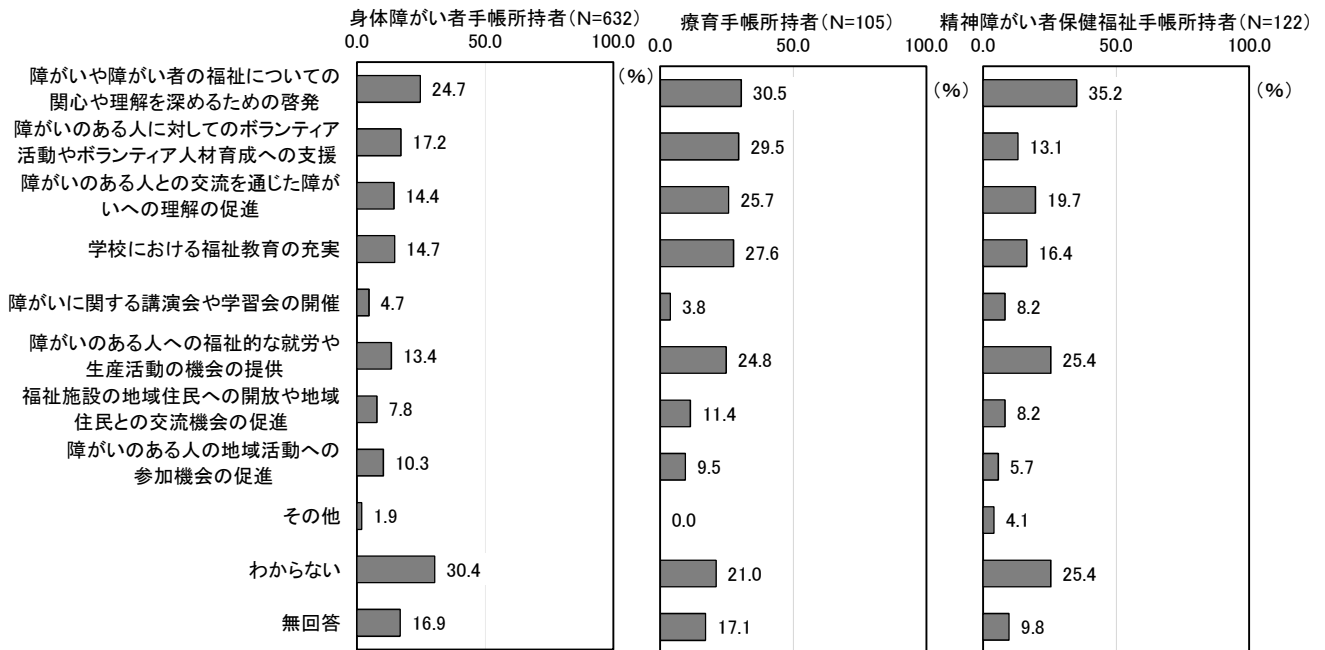
平成25年6月には障害者差別解消法が成立し、公共機関において、障がいのある人や家族から「社会的障壁の除去」を求められた場合には、障がいのある人が障がいのない人と同じように権利や機会を持ち、行使できるような調整を行うこと（「合理的配慮」）が義務付けられています。

障がいのある人へのアンケートによると、外出するときに困っていることについて、精神障がいのある人では「他人との会話」「まわりの視線」など、人との関わり方における困りごとが高くなっています。また、障がいのある人に対する町民の理解を深めるために必要なことについては、すべての障がいにおいて、「障がいや障がい者の福祉についての関心や理解を深めるための啓発」が最も高くなっています。

サービス提供事業者への調査では、障がいは町全体の問題だという考えを持ってほしいという意見が聞かれました。また、当事者団体への調査では、今後は、内部障がいなどの見た目にはわかりにくい障がいへの理解促進が必要だという意見が聞かれました。

本町では、町職員への研修や各種イベント、広報紙やホームページ等の媒体を通して、障がいに対する正しい理解を促進する事業を推進しています。

■障がいのある人に対する町民の理解を深めるために必要なことについて



資料：第4次東郷町障がい者計画・第4期障がい者福祉計画策定にかかるアンケート調査（平成26年）

施策の方向

- 障がいのある人もない人も、共に生きられる社会を実現するため、障がいについての誤った認識や、偏った知識による誤解をなくしていく広報活動を実施します。
- 職員等に対する研修の充実・拡大を検討し、障がいに対する意識を高めます。

【具体的な事業】

No.	事業	方針		担当課	
1	職員研修	○新規採用職員を対象に高齢者疑似体験や福祉センターの見学などの研修を実施し、障がいのある人や高齢者に対する理解を深めます。		人事秘書課	
		○新規採用時以外の研修機会の設置や、研修内容の充実について検討します。			
		指標	現状 (H25)		目標 (H32)
		職員研修の開催回数	1回	継続	
2	障がいのある人への理解	○障がいのある人に対する誤解や偏見等をなくすため、講演会等を実施し、正しい知識の普及・啓発を進めます。		福祉課	
		○4月2日の「世界自閉症啓発デー」や12月の「障がい者週間」の周知等、障がいに対する理解促進のための啓発活動に取り組みます。			
		○ホームページや広報誌等、多様な媒体を通じて情報提供や啓発を行い、障がいや障がいのある人に対する理解を促進します。			
		指標	現状 (H25)	目標 (H32)	
		啓発の推進	実施	継続	
3	「障害者差別解消法」についての周知・啓発 新規	○障がいのある人への差別を解消するために、イベントや広報等を通じての啓発を行います。		福祉課	
		指標	現状 (H25)		目標 (H32)
			障害者差別解消法の啓発		未実施

(2) 交流機会の拡充と地域社会での交流の促進

現状・課題

障がいのある人が様々な人との交流を通して社会参加していくことは、地域社会で生きがいを持って暮らしていくことにつながります。

サービス提供事業者への調査では、障がいのある人同士の交流機会を充実させてほしいという意見が出ました。

本町では、当事者団体である「東郷町身体障害者福祉協議会」「東郷町知的障害児・者連絡協議会」や、身体・知的・精神障がい者の団体等で構成される「東郷町障がい者団体連絡会」の活動・運営等の支援をしています。

近年は当事者団体の参加メンバーが固定し、高齢化していることや、精神障がい者団体については会員が少ないことから、交流の場の拡充や活性化が求められています。

施策の方向

- 障がいのある人やその家族が、交流を通じて情報交換や悩みの解決につなげるため、団体やイベント活動への参加促進や支援を行います。

【具体的な事業】

No.	事業	方針		担当課
1	障がい者団体の支援	○自主的な活動を行う障がい者団体に対し、助成金等の支給により運営を支援します。		福祉課 社会福祉協議会
		○町内の身体・知的・精神障がい者団体等が連携して活動する「障がい者団体連絡会」に対し、助成金の支給や助言など運営等の支援をします。		
		指標	現状 (H25)	目標 (H32)
	支援団体数	2 団体	4 団体	
2	スポーツ・レクリエーション大会	○障がいのある人等の交流を目的としたスポーツやレクリエーションの機会を提供します。		福祉課 社会福祉協議会
		○障がいのある人もない人も参加できるように、交流イベントの内容を検討します。		
		指標	現状 (H25)	目標 (H32)
	参加人数	241 人	250 人	

(3) 福祉教育・健康教育の充実

現状・課題

障がいのある人がより生きやすい地域づくり、豊かな人間性を育む社会づくりのためには、次代の担い手である子どもたちが、正しく障がいを理解できる福祉教育・健康教育の充実が必要です。

本町では、学校での福祉教育の実施や体験学習の機会を提供していますが、障がいのある子どもが身近な地域の小・中学校に就学しているため、それぞれの学校での更なる障がいへの理解促進が必要となります。

施策の方向

- 子どもたちの障がいに対する理解促進のため、体験的な福祉教育や児童生徒の心身を健全に育成する健康教育等を、多様な関係機関と連携して展開します。

【具体的な事業】

No.	事業	方針	担当課	
1	各学校における福祉教育の推進	○障がいのある人を取り巻く問題を含め、教育活動全般の中で、健康や人権に対する理解と認識を高める等、福祉の心を育みます。	学校教育課	
		指標	現状 (H25)	目標 (H32)
		福祉教育の推進	実施	充実
2	東郷町社会福祉協力校事業	○子どもころから障がいに対する理解を促進するため、町内の全小中学校の児童生徒に対し、社会福祉に関する実践学習の機会を提供します。	社会福祉協議会	
		指標	現状 (H25)	目標 (H32)
		実施校	全小中学校	全小中学校
3	青少年等ボランティア福祉体験学習事業	○中学生、高校生を対象に、地域や高齢者施設、障がい児・者施設でボランティア体験学習を実施することにより福祉の課題に気づき、地域社会との関わり・交流の中から地域の一員としての自覚が芽生えるようなきっかけをつくります。	社会福祉協議会	
		指標	現状 (H25)	目標 (H32)
		参加人数	80人	150人

(4) 多様な手段による情報バリアフリーの推進

現状・課題

障がいのある人が地域で生活していくには、様々な情報を自ら入手できるよう、障がいのある人のコミュニケーション手段の確保が必要です。

国の第3次障害者基本計画では、「行政サービス等における配慮」が新設の施策分野として盛り込まれており、選挙等での障がいのある人への配慮が求められています。

本町では、広報を始め町が発刊する生活や行政に関わる情報の音声による提供や、点字図書の貸し出しを行っています。また、手話奉仕員を養成するための講座を開催し、障がいのある人の生活を支援する担い手の育成を図っています。

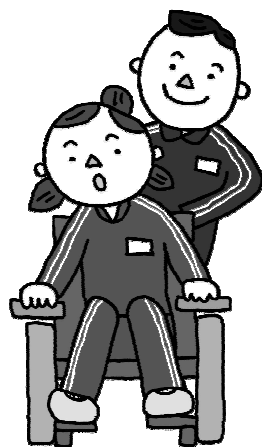
施策の方向

- 障がいの特性や、障がいのある人のそれぞれのニーズに対応できるよう、様々な媒体を活用した情報提供や、それらを実施する担い手の育成を図ります。
- 国の第3次障害者基本計画に基づき、障がいのある人が選挙において適切に権利を行使できるような支援を行います。

【具体的な事業】

No.	事業	方針		担当課	
1	音訳広報等	○視覚障がいのある人に町行政の情報を提供するため、「広報とうごう」「議会だより」「ジョイフル」等の行政情報をボランティア団体等がCD等に録音し、貸し出しを行います。		人事秘書課 福祉課	
		○福祉課と刊行物の所管に関わる課で連携を図り、視覚障がいのある人への適切な行政情報伝達を図ります。			
		指標	現状 (H25)		目標 (H32)
		利用者数	13人	継続	
2	点字図書貸出	○点字ボランティアの協力を得ながら、蔵書の充実を図り、貸し出し数の増加を図ります。		生涯学習課	
		指標	現状 (H25)		目標 (H32)
			点字図書蔵書数		290冊

No.	事業	方針	担当課									
3	コミュニケーション支援	<p>○聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通に支障がある人とその他の人との仲介をする手話通訳者又は要約筆記者を派遣します。</p> <p>○手話通訳や要約筆記が必要な人に提供できるよう、制度の周知をします。</p> <p>○手話奉仕員を養成するための講座を開催します。</p> <p>○役場庁舎内の手話通訳者の設置について検討します。</p>	福祉課									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>現状 (H25)</th> <th>目標 (H32)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手話通訳者の派遣延べ件数</td> <td>34 件</td> <td>38 件</td> </tr> <tr> <td>要約筆記者の派遣延べ件数</td> <td>0 件</td> <td>2 件</td> </tr> </tbody> </table>	指標	現状 (H25)	目標 (H32)	手話通訳者の派遣延べ件数	34 件	38 件	要約筆記者の派遣延べ件数	0 件	2 件	
		指標	現状 (H25)	目標 (H32)								
手話通訳者の派遣延べ件数	34 件	38 件										
要約筆記者の派遣延べ件数	0 件	2 件										
4	選挙における障がいのある人への支援	<p>○障がいのある人が平等に公的選挙に参加できるよう、郵便等による不在者投票制度の周知をします。</p>	総務財政課									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>現状 (H25)</th> <th>目標 (H32)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>郵便等不在者投票制度の周知</td> <td>実施</td> <td>充実</td> </tr> </tbody> </table>	指標	現状 (H25)	目標 (H32)	郵便等不在者投票制度の周知	実施	充実				
		指標	現状 (H25)	目標 (H32)								
郵便等不在者投票制度の周知	実施	充実										
5	ボランティアの養成	<p>○障がい（視覚、聴覚、知的、発達障がい等）について理解を深め、ボランティア活動へつながる講座を開催します。</p>	社会福祉協議会									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>現状 (H25)</th> <th>目標 (H32)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>養成講座の受講人数</td> <td>17 人</td> <td>30 人</td> </tr> </tbody> </table>	指標	現状 (H25)	目標 (H32)	養成講座の受講人数	17 人	30 人				
		指標	現状 (H25)	目標 (H32)								
養成講座の受講人数	17 人	30 人										



基本目標 6 地域で安心して暮らせるまちづくり

(1) 移動しやすいまちづくり・移動支援の充実

現状・課題

障がいのある人が地域において円滑に生活を送るには、公共の場所におけるバリアフリー化の推進や移動支援の充実が求められます。

障がいのある人へのアンケートによると、特に身体障がいのある人では建物の階段や段差により通院や買い物のための外出に困難を感じているという意見が多くありました。

本町では、平成 11 年度に「東郷町人にやさしい街づくり推進計画」を策定し、既存の公共施設や道路・公園等を誰もが使いやすいものにするために、福祉的視野に基づいたバリアフリー化、ユニバーサルデザインの考え方の導入等のまちづくりを推進しています。また、障がいのある人の自らの意思による移動を支援するため、公共交通機関のバリアフリー化や費用負担の助成、町内で利用の多い自動車での移動を支援するサービスを提供しています。

施策の方向

- 障がいのある人が社会参加しやすい地域となるよう、町内の様々な施設のバリアフリー化の推進や、多様な移動手段の提供、移動の利便性向上のための経済的な助成を行います。

【具体的な事業】

No.	事業	方針	担当課	
1	人にやさしいまちづくり計画の推進	○「東郷町人にやさしい街づくり推進計画」に基づき、バリアフリー改修工事がほぼ完了した重点整備地区以外の道路、公園、交通機関及び重点整備地区外の公共施設等について、各施設の管理者を主体としたバリアフリー化を推進します。	都市計画課	
		指標	現状 (H25)	目標 (H32)
		各目標の推進	各施設管理者にて実施	充実
2	障がい者タクシー料金助成	○身体障がい者手帳 1～3 級、療育手帳 A・B 判定、精神障がい者保健福祉手帳 1・2 級の各手帳所持者にタクシー料金助成利用券を交付します。	福祉課	
		指標	現状 (H25)	目標 (H32)
		タクシー券交付者数	340 人	継続

No.	事業	方針	担当課	
3	外出支援サービス	○低所得世帯で外出が困難な車いす利用者が福祉車両を利用して通院等する際に、運賃の一部を助成します。	福祉課	
		指標	現状 (H25)	目標 (H32)
		利用者数	1人	充実
4	障がい者用自動車改造費の補助	○身体障がいのある人が就労等に利用するための自動車を改造する際に、改造経費の全額及び一部を助成します。	福祉課	
		指標	現状 (H25)	目標 (H32)
		申請件数	3件	継続
5	自動車運転免許取得費の補助	○身体障がいのある人が就労等に利用するために自動車運転免許を取得する際、教習費用の一部を助成します。	福祉課	
		指標	現状 (H25)	目標 (H32)
		申請件数	2件	継続
6	駐車可の標章の交付の周知	○県公安委員会から身体、知的障がいのある人に交付している「駐車禁止等除外指定車標章」を周知します。	福祉課	
		指標	現状 (H25)	目標 (H32)
		制度の周知	実施	継続
7	各交通料金の割引の周知	○各鉄道会社、各高速道路株式会社等が身体、知的障がいのある人に対して実施している電車等の運賃や道路等の通行料の割引を周知します。	福祉課	
		指標	現状 (H25)	目標 (H32)
		制度の周知	実施	継続
8	軽自動車税の減免	○軽自動車を利用する障がいのある人に対し軽自動車税を減免します。	税務課	
		指標	現状 (H25)	目標 (H32)
		利用人数	67人	継続
9	巡回バス運行事業	○誰もが利用しやすいバスの運行を実施するため、ユニバーサルデザイン ¹ の車両を導入します。	くらし協働課	
		指標	現状 (H25)	目標 (H32)
		運行車数 (ノンステップバス)	4台	4台

¹ユニバーサルデザイン

ユニバーサル=普遍的な、全体の、という言葉のとおり、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無等に関わらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。

(2) 防災・災害対策の充実

現状・課題

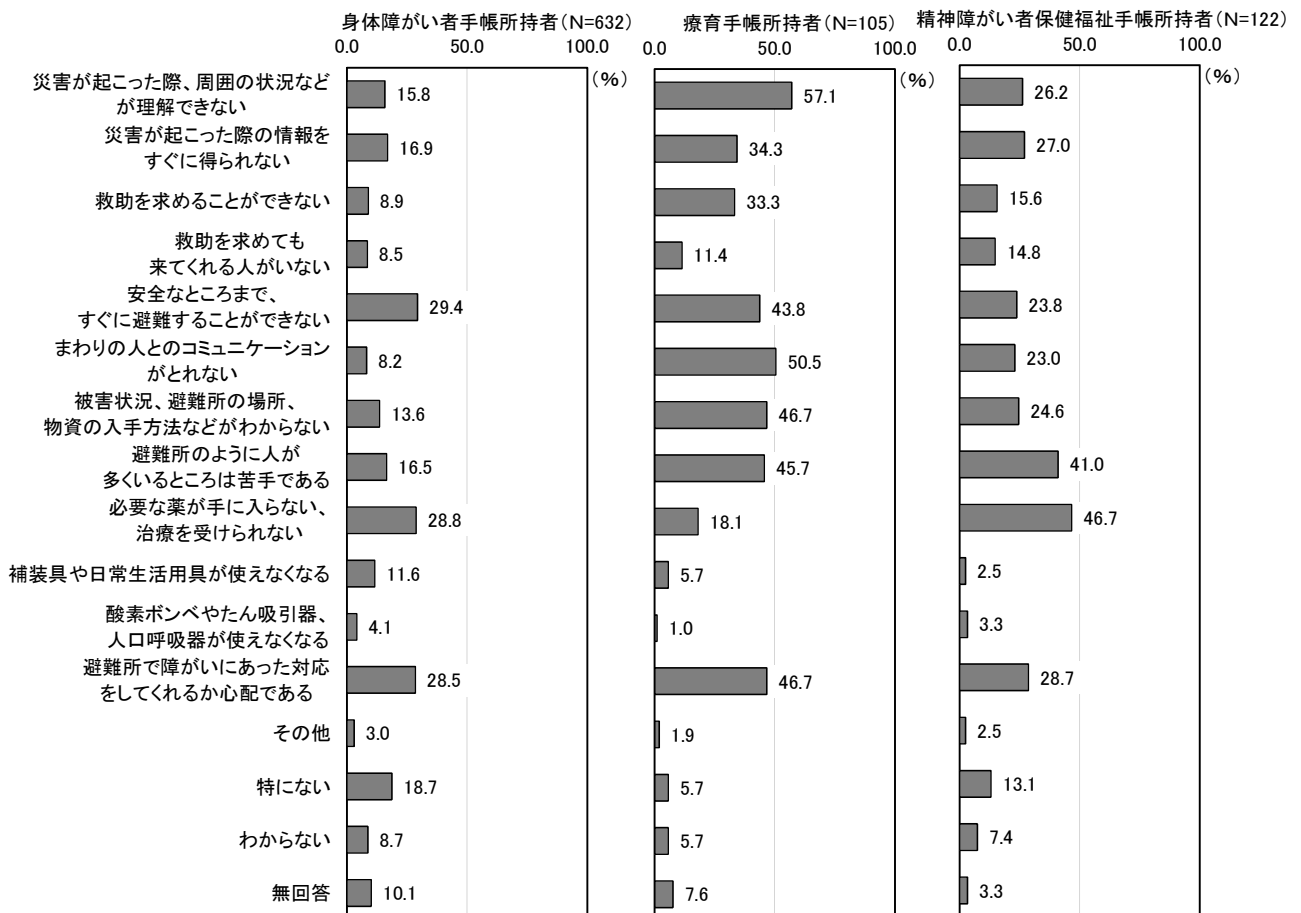
地域で障がいのある人が安心して暮らしていくためには、災害時を想定した避難行動から避難後の生活まで多様な支援が必要であり、円滑な対応ができる体制の構築が求められます。

障がいのある人へのアンケートによると、災害時に困ると思われることについて、身体障がいのある人では「安全なところまで、すぐに避難することができない」、知的障がいのある人では「災害が起こった際、周囲の状況などが理解できない」、精神障がいのある人では「必要な薬が手に入らない、治療を受けられない」がそれぞれ高くなっており、障がいの種類ごとに適した災害時の支援対策が求められています。

本町では多様な関係機関が連携し、避難行動要支援者の把握や災害時対策の体制整備をしています。また、いこまい館を福祉避難所として指定し、障がいのある人を受け入れる場としています。

一方で、サービス提供事業所や当事者団体への調査では、福祉避難所であるいこまい館の周知がされていないことや、実際に様々な障がいのある人が集まった際の対応方法が定まっていないこと、災害時にいこまい館まで行く手段がないことが課題としてあげられました。

■災害時に困ると思われることについて



資料：第4次東郷町障がい者計画・第4期障がい者福祉計画策定にかかるアンケート調査（平成26年）

施策の方向

- 障がいのある人が地域で安全な生活が送れるよう、関係機関と連携して、実際の災害時を想定した避難所の整備やサービスの円滑な提供を行える体制を整え、防災・災害対策を充実させます。
- 福祉避難所への避難が困難な避難行動要支援者に対して、より身近な場所で避難が可能となるような体制構築を進めます。

【具体的な事業】

No.	事業	方針		担当課
1	避難行動要支援者の把握	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時に援護を必要とする障がいのある人や高齢者の世帯を避難行動要支援者として登録し、緊急時に迅速に対応できるよう台帳を作成します。 ○災害対策基本法の改正により、本人の同意により事前に避難行動要支援者の登録情報提供が可能となったため、情報提供の対象範囲拡大を検討します。 		福祉課 長寿介護課
		指標	現状 (H25)	目標 (H32)
		台帳の整備	実施	充実
2	災害時の支援体制・協力体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時における障がいのある人の安全確保のため、個人情報に配慮しつつ、障がいのある人の情報管理について関係機関と連携し、支援体制の整備を図ります。 ○災害時における避難行動要支援者台帳（災害時要援護者台帳）の活用方法（支援体制）を検討し、災害発生時を想定した柔軟な対応が取れるように備えます。 ○瀬戸保健所を中心に、医師会や近隣市の関係課が連携し、災害時の支援体制について市外の関係機関との意見交換、情報共有を行います。 		安全安心課 福祉課 健康課 社会福祉協議会
		指標	現状 (H25)	目標 (H32)
		体制の整備	実施	充実

No.	事業	方針	担当課	
3	災害ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ○「東郷町災害ボランティアセンター」が開設された際に、災害ボランティアセンターの運営及び避難行動要支援者への支援活動を関係機関で協働して実施します。 ○東郷町地域サポーターに対して研修を行い、町の防災情報や避難行動要支援者安否確認などで必要となる情報の提供を行います。 ○災害発生時に迅速な対応をするため、日頃からの訓練や、情報提供方法・支援体制確立を進めます。 ○ボランティアセンターの開設・運営等の協力体制について、関係機関との協議・検討をします。 	安全安心課 社会福祉協議会	
		指標	現状 (H25)	目標 (H32)
		地域サポーター研修の実施	実施	継続
4	福祉避難所の設置	<ul style="list-style-type: none"> ○いこまい館を福祉避難所とし、大規模災害が発生した時には速やかに開設できるよう、事前に支援体制を整備します。 ○実際の災害時を想定した上で、障がいのある人への特性に応じた支援方法や必要物資の整備等について、関係部署との検討を進めます。 ○住民への福祉避難所の周知・啓発を図ります。 ○大規模災害発生時にいこまい館への円滑な避難ができるよう、移動支援方法等を検討します。 	安全安心課 福祉課	
		指標	現状 (H25)	目標 (H32)
		福祉避難所の周知	未実施	実施
5	各地区における避難行動要支援者への災害時支援 新規	<ul style="list-style-type: none"> ○大規模災害発生時に福祉避難所へ行くことが困難な避難行動要支援者に対して身近な避難所にも避難ができるよう、自治会等に協力要請をします。 ○災害時における避難所等での対応に備えて、地域の避難訓練等に避難行動要支援者が参加できるよう、自治会等に促します。 	福祉課 安全安心課	
		指標	現状 (H25)	目標 (H32)
		避難所における障がいのある人の受け入れ体制整備	未実施	実施

No.	事業	方針	担当課	
6	ファックス・携帯電話による119番受付	○消防、救急への119番通報を、ファックスや携帯電話等から受け付ける事業について、聴覚障がい、音声言語機能障がいのある人に周知します。	福祉課	
		指標	現状 (H25)	目標 (H32)
		ファックス・携帯電話 (「Web119」) による受付の実施	実施	継続



(3) 権利擁護の充実

現状・課題

障がいのある人が、判断能力が不十分なために金銭管理やサービスの利用等を自ら行うことが難しい場合、また悪質な金銭詐欺等に巻き込まれないようにするため、障がいのある人への権利擁護¹が必要となります。

また、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が平成23年に成立したことにより、通報義務や虐待を受けた障がいのある人の保護規定等が定められています。

障がいのある人へのアンケートによると、支援が必要なときについて、知的障がいのある人では「日常の暮らしに必要な事務手続きなど」「生活費などお金の管理」、精神障がいのある人では「日常の暮らしに必要な事務手続きなど」が高くなっています。また、成年後見制度²についてはすべての障がいにおいて認知度が低く、その周知と利用促進が求められます。

本町では尾張東部成年後見センター³と連携し、障がいのある人に対する各種権利擁護事業を実施しています。また、虐待発生を未然に防ぐため、虐待に対する意識促進を図る事業や、早期発見・早期対応へ向け、関係機関との連携し、一貫した支援体制の確立を図っています。

施策の方向

- 障がいのある人の権利擁護を推進するため、相談窓口や事業等の周知・啓発活動を進めるとともに、日常生活上の法的問題等への対応を強化します。
- 障害者総合支援法や障害者差別解消法の成立を踏まえ、市民後見人制度⁴の周知や、差別解消に関する取り組みを行います。
- 障がいのある人に対する虐待の周知・啓発を図るとともに、虐待の早期発見・早期対応できる体制を確立するため、関係機関と連携して体制を構築します。

¹権利擁護

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障がいのある人の権利やニーズ表明を支援し代弁すること。

²成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力の不十分な人に対し、不動産や預貯金等の財産の管理、介護等のサービスや施設への入所に関する契約の締結、遺産分割の協議や、悪徳商法の被害からの保護等を行う制度。

³成年後見センター

成年後見制度に関する情報の提供や相談、手続きの支援を行う機関。

⁴市民後見人制度

成年後見人等に就任すべき親族等がおらず、本人に多額の財産がなく紛争性もない場合に、弁護士等の職業後見人以外の者が成年後見に関する知識や態度を身に付け、後見人としての役割を果たす制度。

【具体的な事業】

No.	事業	方針	担当課	
1	権利擁護の実施と普及	<ul style="list-style-type: none"> ○成年後見制度に関する相談希望者に相談窓口となる尾張東部成年後見センターの周知・啓発を行います。 ○判断能力が不十分な障がいのある人等で、配偶者や親族等による成年後見の申立てが困難な人に対して町長による申立てをします。 ○日常生活自立支援事業（金銭管理等）の利用に関する支援（相談・申込窓口）を行います。 ○障がい者相談支援センター「ローゼル」において、擁護を必要とする人に対して、各種情報提供等の権利擁護事業を行います。 ○講演会や研修等を通じて、一般の方に対して権利擁護（成年後見制度）について広く周知します。 	福祉課 社会福祉協議会	
		指標	現状 (H25)	目標 (H32)
		町長よる成年後見申立て件数	1 件	継続
2	尾張東部成年後見センターとの連携	<ul style="list-style-type: none"> ○尾張東部成年後見センターと連携・協力して、判断能力が不十分な障がいのある人及び認知症高齢者の権利擁護を推進します。 ○尾張東部成年後見センター及び成年後見制度の周知・啓発を強化します。 ○障害者総合支援法の成立を受け、市民後見人を育成・活用していくための連携を図ります。 	福祉課 長寿介護課	
		指標	現状 (H25)	目標 (H32)
		成年後見制度利用者（法人後見）	2 人	継続
3	法律の周知・啓発	○「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」等の周知・啓発を広報や町のホームページを通して行います。	福祉課	
		指標	現状 (H25)	目標 (H32)
		周知・啓発の推進	実施	継続
4	障がい者虐待における支援体制 新規	<ul style="list-style-type: none"> ○虐待の防止、早期発見・早期対応のための地域における関係機関等の協力体制の整備・充実を図ります。 ○虐待発生時に迅速な対応を取るため、関係機関と連携し、虐待対応マニュアルや支援体制を整備します。 	福祉課	
		指標	現状 (H25)	目標 (H32)
		虐待対応マニュアルの作成	未実施	実施

No.	事業	方針	担当課	
5	連携協力体制整備事業	○虐待の防止、早期発見・早期対応のため、地域の関係機関等や、学識経験者、医師、弁護士等の専門家も含めた協力体制の整備・充実を図ります。	福祉課	
		指標	現状 (H25)	目標 (H32)
		協力体制の整備・充実	未実施	実施
6	虐待防止対策支援事業	○障がい者相談支援センター「ローゼル」に虐待の発見や通報、届出の受理など、虐待防止等に関する業務を委託し、相談等があった場合は迅速に対応できるよう、連携を図ります。	福祉課	
		○障がい者福祉施設従事者が、養護者等から虐待を受けていると思われる利用者を発見した時に、速やかに通報・届出をするよう、周知します。		
		指標	現状 (H25)	目標 (H32)
		虐待防止対策の推進	実施	継続
7	障がい者虐待に係る居室確保事業	○障がい者が虐待により心身に危険が生じた際に、一時的に身柄を隠すための居室を尾張東部圏域で連携して確保します。	福祉課	
		指標	現状 (H25)	目標 (H32)
		居室の確保	検討	実施



第4期障がい福祉計画

第5章 障がい福祉計画のポイント

1 障がい福祉計画にかかる基本指針のポイント

平成24年6月、地域社会における共生の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実等、障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援することを目的として、「障害者総合支援法」が「障害者自立支援法」に代わるものとして施行されました。これを踏まえ、国では第4期障がい福祉計画の策定における「第4期障害福祉計画に係る基本指針」を示しており、計画の実行性をより高めるため、PDCA（計画－実施－評価－改善）サイクルを導入すること等、新たな事項を盛り込むことや、既存の事項においても拡充していくことが以下のように示されています。

■国が示す「第4期障害福祉計画にかかる基本指針」の概要

1 計画の作成プロセス等に関する事項

- ・PDCAサイクルの導入【新規】

「障害者総合支援法」において、PDCAサイクルを活用して障がい福祉計画を見直すことが規定されたことを受け、第4期の市町村障がい福祉計画においても、計画の中でのPDCAサイクルの明示、それに伴う指標の精査等を行うこととされています。

2 成果目標に関する事項

- ・福祉施設から地域生活への移行促進【継続】
- ・精神科病院から地域生活への移行促進【成果目標の変更】
- ・地域生活支援拠点¹等の整備【新規】
- ・福祉施設から一般就労への移行促進【整理・拡充】

3 その他の事項

- ・障がい児支援体制の整備【新規】
- ・計画相談²の連携強化、研修、虐待防止等

¹地域生活支援拠点

障がいのある人の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約等を行う拠点。

²計画相談

障がいのある人や障がいのある子どもの心身の状態に応じた、きめ細やかなサービスを提供するため、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画の作成を行うサービス。

第6章 障がい福祉サービス等の実施目標

1 目標数値の設定

第4期障がい福祉計画では、計画の最終年度となる平成29年度に向け、障がいのある人の地域生活への移行や就労に関する数値目標を設定します。

数値目標の設定においては、施設及びサービス提供事業所の利用状況や、障がいのある人の意向等、本町の実情を総合的に勘案した上で設定し、これらの目標の達成に向けて必要な各種障がい福祉サービスの提供体制を充実させていきます。

(1) 福祉施設から地域生活への移行促進

【国の基本指針】

平成29年度末までに、平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上を地域生活へ移行することを基本目標に設定します。

また、平成29年度末の施設入所者数を平成25年度末時点から4%以上削減することを基本として目標を設定します。

ただし、平成26年度末までに第3期障がい福祉計画で定める目標に満たないと見込まれる場合には、未達成と見込まれる割合を加味して目標を設定します。

【東郷町における目標数値】

項目	数値	考え方
施設入所者数 (A)	8人	平成25年度末時点の施設入所者数
平成29年度末の施設入所者数 (B)	7人	平成29年度末時点の施設入所者数
現時点の施設入所者数	9人	平成26年12月1日現在の施設入所者数
【目標値】施設入所者の削減数 (A - B)	1人	差引減少見込数
【目標値】施設入所者の地域生活への移行者数	1人	施設入所からグループホーム等へ移行する人の数

国の基本指針では第3期計画の未達成割合を含めた目標設定をすることとありますが、重度の障がいにより施設から地域生活への移行が難しく、また親の高齢化等により新たに施設入所を希望される人が増加しているため、本町の実情を踏まえた目標値で設定します。

【今後の方向性】

施設入所者のうち地域での生活が可能な人について、本人や家族の意向を尊重しながら、グループホーム等への移行を支援します。また、地域移行支援・地域定着支援等の事業を活用しつつ、地域生活を継続できるよう支援します。

(2) 地域生活支援拠点等の整備

【国の基本指針】

平成29年度末までに、障がいのある人の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約等を行う拠点等について、各市町村又は各圏域に少なくとも1つの拠点等を整備することを基本目標に設定します。

【東郷町における目標数値】

項目	数値	考え方
地域生活支援拠点等	1箇所	平成29年度末時点の地域生活支援拠点等数

【今後の方向性】

障がいのある人の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、居住支援の拠点の設置に向けた検討を進めます。

(3) 福祉施設から一般就労への移行促進

【国の基本指針】

福祉施設の利用者のうち、平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上の者が、就労移行支援事業等を通じて平成29年度中に一般就労に移行することを目指し、数値目標を設定します。

【東郷町における目標数値】

項目	数値	考え方
平成24年度の一般就労移行者数	4人	平成24年度において福祉施設から一般就労へ移行した人の数
【目標値】平成29年度の一般就労移行者数	8人	平成29年度において福祉施設から一般就労へ移行する人の数

【今後の方向性】

就労移行支援事業や就労継続支援A型事業の利用者で一般就労を希望する人等へのサポートを図るとともに、障がい者相談支援センターやハローワーク、尾張東部障がい者就業・生活支援センターを始めとする就労支援に携わる機関・事業所との情報交換や連携を図りながら、障がいのある人の一般就労を促進します。

(4) 就労移行支援事業の利用者数

【国の基本指針】

平成 29 年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成 25 年度末の利用者から 6 割以上増加することを目指し、数値目標を設定します。

【東郷町における目標数値】

項目	数値	考え方
平成25年度末の就労移行支援事業の利用者数	5人	平成25年度末における就労移行支援事業の利用者数
【目標値】平成29年度末の就労移行支援事業の利用者数	10人	平成29年度末における就労移行支援事業の利用者数

【今後の方向性】

就労移行支援事業のサービス提供事業者との連携のもと、サービス利用を促進します。

(5) 就労移行支援事業の就労移行率

【国の基本指針】

平成 29 年度末における就労移行支援事業所のうち就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを目指し、数値目標を設定します。(国：平成 23 年度実績 27.1%)

【東郷町における目標数値】

項目	数値	考え方
【目標値】就労移行支援事業所全体に占める、就労移行率が 3 割以上の事業所数の割合	—	平成29年度末における就労移行支援事業所全体に占める、就労移行率が 3 割以上の事業所数の割合

【今後の方向性】

本町に就労移行支援事業所がないため、目標数値は定めませんが、事業所の誘致等に向けて研究を進めます。

2 障がい福祉サービスの見込みと確保方策

(1) 訪問系サービスの提供

訪問系サービスには、居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援があります。

①居宅介護（ホームヘルプ）

居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護や調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。

②重度訪問介護

重度の肢体不自由で常に介護を必要とする人に対して、居宅での入浴、排せつ、食事の介護等を行うほか、外出の際の移動中の介護等を総合的に行います。

③同行援護

視覚障がいにより移動に著しい困難がある人に対して、外出時に同行し移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護など、外出の際に必要な援助を行います。

④行動援護

知的障がい、精神障がいにより行動上著しい困難がある人に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護を行うほか、外出の際の移動支援を行います。

⑤重度障害者等包括支援

常時介護が必要な人に対して、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。

【サービス見込量の考え方】

居宅介護については、精神障がいのある人のサービス利用の増加が見込まれるため、これまでの動向及び平成26年度の実績をもとに人数を算定します。また利用時間数については、これまでの実績をもとに11時間/人月で算定します。

同行援護については、外出機会の増加に伴い支援回数が増加が見込まれるため、サービス利用時間数の増加で算定します。

重度訪問介護、行動援護及び重度障害者等包括支援については、過去に利用実績がなく今後も利用見込みがないため、0時間で算定します。

【サービス見込量】

サービスの種類		実績	見込み		
		平成26年度※	平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	利用人数(人/月)	24	27	30	33
	利用時間(時間/月)	230	297	330	363
重度訪問介護	利用人数(人/月)	0	0	0	0
	利用時間(時間/月)	0	0	0	0
同行援護	利用人数(人/月)	2	2	2	3
	利用時間(時間/月)	7	15	15	23
行動援護	利用人数(人/月)	0	0	0	0
	利用時間(時間/月)	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	利用人数(人/月)	0	0	0	0
	利用時間(時間/月)	0	0	0	0

※平成26年9月までの実績をもとに算定

【サービス量を確保するための方策】

居宅介護、同行援護については、事業所数はある程度確保されていますが、今後も利用者が増加することが見込まれるため、町内にある既存の事業者だけでなく、介護保険の居宅サービス提供事業者も含めて調整を行うとともに、近隣市のサービス提供事業者との連携を図ります。

重度訪問介護、行動援護及び重度障害者包括支援については、利用の希望があった場合に速やかにサービス提供につなげられるよう、情報の収集や提供を行います。



(2) 日中活動系サービスの提供

日中活動系サービスには、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、療養介護、短期入所があります。

①生活介護

常時介護が必要な人に対して、障がい者支援施設等の施設で日中に行われる入浴、排せつ、食事の介護や、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

【サービス見込量の考え方】

これまでの動向や平成26年度の実績、特別支援学校の卒業生数等により見込量を算定します。

【サービス見込量】

サービスの種類		実績	見込み		
		平成26年度※	平成27年度	平成28年度	平成29年度
生活介護	利用人数（人/月）	43	45	47	50
	利用日数（人日/月）	680	720	750	800

※平成26年9月までの実績をもとに算定

【サービス量を確保するための方策】

サービスを必要とする人の把握に努め、サービス利用を希望した場合に速やかに提供できるよう、町内並びに近隣市のサービス提供事業所と連携を図ります。

②自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した生活や社会生活を営むため、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

【サービス見込量の考え方】

長期間継続して利用するサービスではないため、平成26年度の実績に基づき見込量を算定します。

【サービス見込量】

サービスの種類		実績	見込み		
		平成26年度※	平成27年度	平成28年度	平成29年度
自立訓練（機能訓練）	利用人数（人/月）	0	0	0	0
	利用日数（人日/月）	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	利用人数（人/月）	2	1	2	2
	利用日数（人日/月）	10	10	15	15

※平成26年9月までの実績をもとに算定

【サービス量を確保するための方策】

サービスを必要とする人の把握に努め、サービス利用を希望した場合に速やかに提供できるよう、近隣市のサービス提供事業所と連携を図ります。

③就労移行支援

就労を希望している人に対して、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上を図るために必要な訓練、求職活動など、雇用に向けた支援を行います。

【サービス見込量の考え方】

長期間継続して利用するサービスではないため、平成26年度の実績に基づき見込量を算定します。

【サービス見込量】

サービスの種類		実績	見込み		
		平成26年度※	平成27年度	平成28年度	平成29年度
就労移行支援	利用人数（人/月）	5	7	9	10
	利用日数（人日/月）	80	117	150	167

※平成26年9月までの実績をもとに算定

【サービス量を確保するための方策】

町内に事業所がないため、近隣市と連携しながらサービス供給量の確保に努めるとともに、事業所の誘致や町内にあるサービス提供事業所での開所についても研究します。

④就労継続支援（A型・B型）

一般企業等で就労することが困難な人に対して、就労機会の提供や就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。

・就労継続支援（A型）

特別支援学校卒業者や就労を希望する人等に対し、事業者と雇用契約を締結して、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

・就労継続支援（B型）

年齢や体力面等で一般就労が困難な人に対し、事業者と雇用契約を締結せずに、就労の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

【サービス見込量の考え方】

就労継続支援A型については、これまでの動向や、近隣市に事業所が多く開所したことに伴い、今後サービス利用者の増加が見込まれることを踏まえて人数を算定します。また利用日数については、平成26年度の実績をもとに22日/人月で算定します。

就労継続支援B型については、知的障がいのある人及び精神障がいのある人の就労希望者の増加に伴い、サービス利用者の増加が見込まれることも踏まえ、人数を算定します。また利用日数については、平成26年度の実績をもとに16日/人月で算定します。

【サービス見込量】

サービスの種類		実績	見込み		
		平成26年度※	平成27年度	平成28年度	平成29年度
就労継続支援（A型）	利用人数（人/月）	16	20	23	26
	利用日数（人日/月）	340	440	506	572
就労継続支援（B型）	利用人数（人/月）	40	45	52	55
	利用日数（人日/月）	620	720	832	880

※平成26年9月までの実績をもとに算定

【サービス量を確保するための方策】

就労継続支援A型については、町内に事業所がないため、近隣市と連携しながらサービス供給量の確保に努めるとともに、事業所の誘致や町内にあるサービス提供事業所での開所についても研究します。

就労継続支援B型については、町内にある2事業者が継続的に運営できるよう、引き続き支援を行うとともに、利用者のニーズに対応できるよう、近隣市のサービス提供事業所とも連携を図ります。



⑤療養介護

医療と常時介護が必要な人に対して、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護、医学的管理下での介護や日常生活上の援助を行います。

【サービス見込量の考え方】

利用者の増加が見込まれないため、1名で算定します。

【サービス見込量】

サービスの種類		実績	見込み		
		平成26年度※	平成27年度	平成28年度	平成29年度
療養介護	利用人数(人/月)	1	1	1	1

※平成26年9月までの実績をもとに算定

【サービス量を確保するための方策】

サービスを必要とする人の把握に努め、サービス利用を希望した場合に速やかに提供できるよう、町内並びに近隣市のサービス提供事業所と連携を図ります。

⑥短期入所

在宅で障がいのある人を介護している保護者等が病気・冠婚葬祭等の場合に、障がいのある人が短期間宿泊できる施設サービスを提供します。

【サービス見込量の考え方】

これまでの動向及び平成26年度の実績に基づき見込量を算定します。

【サービス見込量】

サービスの種類		実績	見込み		
		平成26年度※	平成27年度	平成28年度	平成29年度
短期入所 (ショートステイ)	利用人数(人/月)	11	12	13	14
	利用日数(人日/月)	52	56	61	66

※平成26年9月までの実績をもとに算定

【サービス量を確保するための方策】

町内に事業所がないため、近隣市と連携しながらサービス供給量の確保に努めるとともに、事業所の誘致や町内にあるサービス提供事業所での開所についても研究します。

(3) 居住系サービスの提供

居住系サービスには、共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援があります。

①共同生活援助（グループホーム）

主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ及び食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

平成26年4月に従来の共同生活介護（ケアホーム）と一元化されました。

【サービス見込量の考え方】

平成26年度の実績と施設入所者等からの地域移行の人数を踏まえて算定します。

【サービス見込量】

サービスの種類		実績	見込み		
		平成26年度※	平成27年度	平成28年度	平成29年度
共同生活援助 (グループホーム)	利用人数(人/月)	14	15	16	18

※平成26年9月までの実績をもとに算定

【サービス量を確保するための方策】

施設入所者等の地域生活への移行目標が達成されるよう、グループホームの拡充に努めるとともに、近隣市と連携しながらサービス供給量の確保に努めます。

また、地域の住民に対して障がいへの理解を促し、障がいのある人が利用しやすい環境を整えます。

②施設入所支援

施設の入所者に対して、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

【サービス見込量の考え方】

平成26年度の実績と共同生活援助（グループホーム）等への地域移行の人数を踏まえて算定します。

【サービス見込量】

サービスの種類		実績	見込み		
		平成26年度※	平成27年度	平成28年度	平成29年度
施設入所支援	利用人数(人/月)	9	8	7	7

※平成26年9月までの実績をもとに算定

【サービス量を確保するための方策】

入所者の地域生活への移行目標が達成されるよう、施設入所支援の適切な利用を促すとともに、近隣市との広域的な調整を図ります。

(4) 計画相談支援、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）

計画相談支援は、障がい福祉サービスを適正に利用できるよう、心身の状況や置かれている環境、サービス利用に関する意向、その他の事情等を勘案し、サービス等利用計画を作成するとともに、支給決定後はサービス等の利用状況の検証や見直し（モニタリング）等のケアマネジメントを行います。平成24年4月より、支給決定プロセスが見直され、障がい福祉サービスを利用する際は、原則としてサービス等利用計画を作成することとなりました。

地域移行支援は、入所施設や精神科病院等から退所・退院する際に支援を要する人に対し、入所施設や精神科病院等での地域移行の取組と連携し、地域移行に向けた支援をします。

地域定着支援は、入所施設や精神科病院から退所・退院した人、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人等に対し、地域生活を継続するための支援をします。

【サービス見込量の考え方】

計画相談支援について、平成26年度の実績と今後新たにサービス利用が想定される障がいのある人の数をもとに算定します。

地域移行支援及び地域定着支援について、愛知県が推計した数値に基づき算定します。

【サービス見込量】

サービスの種類		実績	見込み		
		平成26年度※	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画相談支援	利用人数（人/月）	30	41	45	50
地域移行支援	利用人数（人/月）	0	1	1	1
地域定着支援	利用人数（人/月）	0	1	1	1

※平成26年9月までの実績をもとに算定

【サービス量を確保するための方策】

計画相談支援については、利用者のニーズにあったサービス等利用計画が作成されるよう、相談支援の質を確保するため、相談員に対する研修参加等を促進するとともに、相談支援事業の安定した事業運営を図ります。

地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）については、愛知県が指定する指定一般相談支援事業所と連携を図り、地域生活を継続できる体制を整備します。

3 地域生活支援事業の見込みと確保方策

「地域生活支援事業」は、障害者総合支援法第 77 条において、市町村を実施主体とし法定化された事業です。

障がいのある人が、障がい福祉サービスやその他のサービスを利用しつつ、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的かつ効果的に実施します。

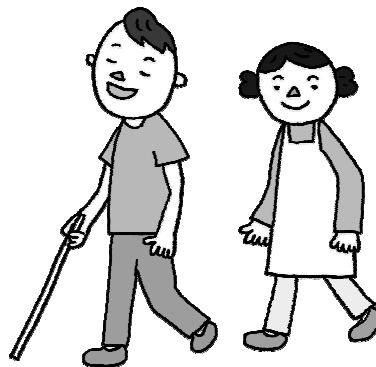
地域生活支援事業は、町の必須事業として位置付けられているものと町の施策等により任意に実施する事業があります。

必須事業

- ①理解促進研修・啓発事業
- ②自発的活動支援事業
- ③相談支援事業
- ④成年後見制度利用支援事業
- ⑤成年後見制度法人後見支援事業
- ⑥意思疎通支援事業
- ⑦日常生活用具給付等事業
- ⑧手話奉仕員養成研修事業
- ⑨移動支援事業
- ⑩地域活動支援センター機能強化事業

任意事業

- ①訪問入浴サービス事業
- ②日中一時支援事業
- ③自動車運転免許取得・改造助成事業
- ④更生訓練費給付事業



(1) 必須事業

①理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活及び社会生活の際に生じる「社会的障壁」を除くため、地域の住民が障がいへの理解を深められるよう、研修や啓発事業を実施します。

本町では障がいのある人とない人が交流を通じ、相互理解を深めるための障がい者レクリエーション交流会を実施しています。

【今後の方策】

町内の障がい者団体や障がい福祉サービス事業所と連携し、事業内容の充実を図ります。また、より多くの人たちが交流に参加してもらえよう、周知方法等を検討します。

②自発的活動支援事業

障がいのある人やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）に対し、当事者団体の主体性を尊重し、活動場所や情報の提供などの支援をします。

【今後の方策】

障がいのある人やその家族等が行う自発的活動に対して、情報提供などの支援ができるよう検討します。

③相談支援事業

障がいのある人や介助者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障がい福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止や早期発見ができるよう関係機関との連携調整や権利擁護等の援助を行います。

本町では、東郷町障がい者相談支援センター「ローゼル（身体・知的）」と地域活動支援センター「柏葉（精神）」の2箇所の相談支援事業者があります。

【サービス見込量の考え方】

平成26年度の実績に基づき算定します。

【サービス見込量】

サービスの種類	実績	見込み		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
相談支援事業				
障がい者相談支援事業（箇所）	2	2	2	2
基幹相談支援センター（設置の有無）	無	無	無	無
市町村相談支援機能強化事業（実施の有無）	無	無	無	無
住宅入居等支援事業（実施の有無）	無	無	無	無

【サービス量を確保するための方策】

それぞれの障がいの特性に応じた相談支援事業が実施できるよう、町内の各相談支援事業者と連携し、相談体制を充実させます。また、自立支援協議会の運営を活性化させ、地域の実情等を踏まえた相談支援の強化を図ります。

④成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有益と認められる知的障がいのある人又は精神障がいのある人に対し、成年後見制度の申立てに必要な経費及び後見人等の報酬を支援します。

【サービス見込量の考え方】

これまでの動向及び平成26年度の実績に基づき見込量を算定します。

【サービス見込量】

サービスの種類	実績	見込み		
	平成26年度※	平成27年度	平成28年度	平成29年度
成年後見制度利用支援事業（人／年）	0	0	1	1

※平成26年9月までの実績をもとに算定

【サービス量を確保するための方策】

成年後見制度利用支援事業を必要とする障がいのある人の把握に努め、尾張東部成年後見センターと連携を図りながら実施します。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における市民後見人の活用も含めた法人後見活動を支援するため、実施団体に対する研修、実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。

【今後の方策】

実施団体である尾張東部成年後見センターの活動を支援します。

⑥意思疎通支援事業

聴覚、音声・言語機能などの障がいにより意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に対し、手話通訳者、要約筆記者等の派遣及び手話通訳者を設置し、意思疎通が円滑に行えるよう支援します。

【サービス見込量の考え方】

これまでの動向及び平成26年度の実績に基づき見込量を算定します。

【サービス見込量】

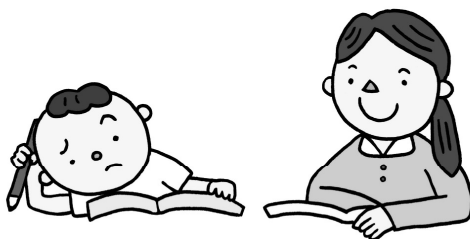
サービスの種類		実績	見込み		
		平成26年度※	平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話通訳者派遣事業	利用件数（件／年）	26	30	33	35
要約筆記者派遣事業	利用件数（件／年）	0	0	2	2
手話通訳者設置事業	設置人数（人）	0	0	0	1

※平成26年9月までの実績をもとに算定

【サービス量を確保するための方策】

手話通訳者、要約筆記者派遣事業においては、対象者に事業の周知を行うとともに、一般社団法人愛知県聴覚障害者協会、一般社団法人愛知県身体障害者福祉団体連合会への委託により、派遣事業を行います。

障がいのある人の利便性をより高めるため、近隣市と派遣事業及び手話通訳者設置事業の共同実施を検討します。



⑦日常生活用具給付等事業

身体障がいのある人等に対して、日常生活や介護が容易になる日常生活用具及び住宅改修工事を給付します。

【サービス見込量の考え方】

これまでの動向及び平成26年度の実績に基づき見込量を算定します。

【サービス見込量】

サービスの種類	実績	見込み		
	平成26年度※	平成27年度	平成28年度	平成29年度
日常生活用具給付事業				
介護訓練支援用具（件／年）	2	3	2	3
自立生活支援用具（件／年）	6	5	6	6
在宅療養等支援用具（件／年）	2	7	6	6
情報・意思疎通支援用具（件／年）	1	4	4	4
排せつ管理支援用具（件／年）	335	385	435	485
住宅改修費（件／年）	1	2	2	2

※平成26年9月までの実績をもとに算定

【サービス量を確保するための方策】

平成25年4月から、難病患者等についても日常生活用具給付等事業の支給対象となっていることを踏まえ、日常生活用具等の給付を必要とする人に対して日常生活用具に関する情報の周知を図り、障がいの特性に合った給付を行います。

⑧手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある人等との交流活動の促進や、町の広報活動等の支援者として期待される、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成するための研修を行います。

現在、日進市、長久手市と合同で手話奉仕員養成講座（入門・基礎）を開催しています。

【サービス見込量の考え方】

養成講座の定員数を見込量とします。

【サービス見込量】

サービスの種類		実績	見込み		
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話奉仕員養成講座	修了者数（人／年）	9	20	20	20

【サービス量を確保するための方策】

継続して講座が開催できるよう、内容の充実を図るとともに、他の2市と連携を取りながら実施に努めます。

⑨移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、地域での自立生活や社会参加を促すための外出の支援を行います。

【サービス見込量の考え方】

これまでの動向及び平成26年度の実績をもとに人数を算定します。また、利用時間数については平成26年度の実績をもとに7時間/人月で算定します。

【サービス見込量】

サービスの種類		実績	見込み		
		平成26年度※	平成27年度	平成28年度	平成29年度
移動支援事業	利用人数（人/月）	18	20	22	24
	利用時間数（時間/月）	128	140	154	168

※平成26年9月までの実績をもとに算定

【サービス量を確保するための方策】

障がいのある人の外出支援として不可欠な事業である一方、利用者は減少傾向にあるため、必要な人に情報が行きわたるよう事業を周知します。

⑩地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援センターの基礎的事業である創作的活動や生産活動の機会の提供、社会交流の促進に加え、機能強化事業では、精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉関係者の調整や障がいのある人に対する理解促進を図るための啓発事業、相談支援事業を実施します。

【サービス見込量の考え方】

これまでの動向及び平成26年度の実績に基づき見込量を算定します。

【サービス見込量】

サービスの種類		実績	見込み		
		平成26年度※	平成27年度	平成28年度	平成29年度
基礎的事業	利用人数（人/月）	9	11	12	13
	事業者数（箇所）	7	7	7	8
機能強化事業	利用人数（人/月）	19	22	23	23
	事業者数（箇所）	1	1	1	1

※平成26年9月までの実績をもとに算定

【サービス量を確保するための方策】

基礎的事業では、サービス提供事業者の安定した供給が確保されるよう支援します。

機能強化事業においては、地域活動支援センター「柏葉」との連携を図り、事業所の安定した運営を支援するとともに、利用者のニーズに合ったサービス支援体制の整備を進めます。

(2) 任意事業

①訪問入浴サービス事業

身体障がいのある人の生活を支援するため、身体の清潔保持、心身機能の維持等が図れるよう、居宅に訪問して入浴サービスを提供します。

【サービス見込量の考え方】

これまでの動向及び平成26年度の実績をもとに人数を算定します。また、利用回数については平成26年度の実績をもとに9.5回/人月で算定します。

【サービス見込量】

サービスの種類		実績	見込み		
		平成26年度※	平成27年度	平成28年度	平成29年度
訪問入浴サービス事業	利用人数(人/月)	2	2	2	2
	利用回数(日/月)	19	19	19	19

※平成26年9月までの実績をもとに算定

【サービス量を確保するための方策】

サービスの周知を図るとともに、利用者のニーズの把握に努め、利用を促進します。

②日中一時支援事業

障がいのある人の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を図り、障がいのある人の日中における活動の場を確保します。

【サービス見込量】

サービスの種類			実績	見込み		
			平成26年度※	平成27年度	平成28年度	平成29年度
日中一時支援事業	タイムケア	利用人数(人/月)	67	72	75	78
		利用回数(回/月)	482	518	540	562
	日中ショート	利用人数(人/月)	1	1	1	2
		利用回数(回/月)	2	2	2	4

※平成26年9月までの実績をもとに算定

【サービス見込量の考え方】

これまでの動向及び平成26年度の実績をもとに人数を算定します。また、利用回数については平成26年度の実績をもとに7.2回/人月で算定します。

【サービス量を確保するための方策】

サービス提供事業者の安定した供給が確保されるよう支援します。

③自動車運転免許取得・改造助成事業

身体障がいのある人に対して、普通自動車免許の取得に要した費用や自動車の改造に要した費用を助成します。

【サービス見込量の考え方】

平成 26 年度の実績に基づき見込量を算定します。

【サービス見込量】

サービスの種類		実績	見込み		
		平成 26 年度※	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
運転免許取得	利用人数 (人/年)	1	1	1	1
自動車改造	利用人数 (人/年)	2	2	2	2

※平成 26 年 9 月までの実績をもとに算定

【サービス量を確保するための方策】

事業の周知を図り、利用を促進します。

④更生訓練費給付事業

就労移行支援事業や自立訓練事業を利用している障がいのある人に対し、訓練に必要な経費や交通費を助成します。

【サービス見込量の考え方】

これまでの動向及び平成 26 年度の実績に基づき見込量を算定します。

【サービス見込量】

サービスの種類		実績	見込み		
		平成 26 年度※	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
更生訓練費	利用人数 (人/年)	2	2	1	1

※平成 26 年 9 月までの実績をもとに算定

【サービス量を確保するための方策】

事業の周知を図り、利用を促進します。

4 児童福祉法に基づくサービスの見込みと確保方策

障がいのある子どもへの福祉サービスについて、児童福祉法等の改正のため平成24年度より障がい児施設・事業が一元化されました。

障がい児支援には、障がい児通所支援、障がい児相談支援及び障がい児入所支援があり、障がい児通所支援、障がい児相談支援は市町村が、障がい児入所支援は都道府県が実施します。

(1) 障がい児通所支援

障がい児通所支援には、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援があります。

①児童発達支援

未就学の障がいのある子どもに日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。

【サービス見込量の考え方】

中部保育園にあるカンガルー教室が平成27年度に児童発達支援事業所に移行することに伴い、利用人数の増加が見込まれることを踏まえて算定します。

【サービス見込量】

サービスの種類		実績	見込み		
		平成26年度*	平成27年度	平成28年度	平成29年度
児童発達支援	利用人数(人/月)	10	18	18	19
	利用日数(人日/月)	71	175	175	185

※平成26年9月までの実績をもとに算定

【サービス量を確保するための方策】

町内にあるサービス提供事業者が安定した運営ができるよう支援を行うとともに、利用者のニーズに対応できるよう、近隣市のサービス提供事業所とも連携を図ります。

②医療型児童発達支援

就学前の障がいのある子ども(上肢・下肢又は体幹の機能に障がいのある児童)に児童発達支援及び治療を行います。

【サービス見込量の考え方】

利用実績がなく、今後も利用見込みがないため、0日で算定します。

【サービス見込量】

サービスの種類		実績	見込み		
		平成26年度※	平成27年度	平成28年度	平成29年度
医療型児童発達支援	利用人数（人/月）	0	0	0	0
	利用日数（人日/月）	0	0	0	0

※平成26年9月までの実績をもとに算定

【サービス量を確保するための方策】

サービスを必要とする人の把握に努め、利用の希望があった場合に速やかにサービス提供につなげられるよう、情報の収集・提供を行います。

③放課後等デイサービス

就学中の障がいのある子どもに、授業終了後又は夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を行います。

【サービス見込量の考え方】

平成25年度に町内に事業所が開所し、利用者が増加したため、今後の増加も視野に入れて算定します。

【サービス見込量】

サービスの種類		実績	見込み		
		平成26年度※	平成27年度	平成28年度	平成29年度
放課後等 デイサービス	利用人数（人/月）	35	40	45	50
	利用日数（人日/月）	346	400	450	500

※平成26年9月までの実績をもとに算定

【サービス量を確保するための方策】

町内にあるサービス提供事業者が継続的に運営できるよう、引き続き支援を行うとともに、利用者のニーズに対応できるよう、近隣市のサービス提供事業所とも連携を図っていきます。

④保育所等訪問支援

保育所等に通う障がいのある子どもに、その施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

【サービス見込量の考え方】

利用実績が少なく、今後も利用見込みがないため、0日で算定します。

【サービス見込量】

サービスの種類		実績	見込み		
		平成26年度※	平成27年度	平成28年度	平成29年度
保育所等訪問支援	利用人数（人/月）	0	0	0	0
	利用日数（人日/月）	0	0	0	0

※平成26年9月までの実績をもとに算定

【サービス量を確保するための方策】

サービスを必要とする人の把握に努め、利用の希望があった場合に速やかにサービス提供につなげられるよう、情報の収集・提供を行います。

（2）障がい児相談支援

計画相談支援と同様に、障がい児通所支援を利用する前に障がい児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

【サービス見込量の考え方】

障がい児通所支援の利用者と、今後新たにサービス利用が想定される障がいのある子どもの数を踏まえて算定します。

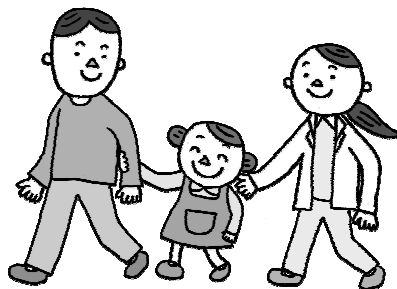
【サービス見込量】

サービスの種類		実績	見込み		
		平成26年度※	平成27年度	平成28年度	平成29年度
障がい児相談支援	利用人数（人/月）	15	18	18	19

※平成26年9月までの実績をもとに算定

【サービス量を確保するための方策】

利用者のニーズにあった障がい児支援利用計画が作成されるよう、相談支援の質を確保するため、相談員に対する研修への参加等を促進するとともに、相談支援事業の安定した事業運営を図ります。



第7章 障がい者計画・障がい福祉計画の推進体制

1 役場庁舎内の推進体制

保健・医療・福祉・教育・雇用・まちづくり等、幅広い分野で障がい者施策を総合的かつ効果的に推進するため、庁内の関係部署との連携をこれまで以上に強化した推進体制を整備します。

2 団体、事業者等との連携

障がい者団体連絡会や当事者団体、民間非営利団体（NPO）、サービス提供事業所、社会福祉協議会、社会福祉施設、医療施設等との連携と協力のもと、計画の推進を図ります。

また、計画の総合的な推進に向け、自立支援協議会での専門部会を開催し、保健・医療・福祉を始め、教育、就労、生活環境、相談支援等関連する各分野での具体的な協議を行うとともに情報共有を図ることで、連携体制を強化します。

更に、障がいのある人の虐待の防止に向け、各事業所に対して啓発を行うなどの働きかけを行います。

3 広域的な連携の強化

障がいのある人やその家族が利用する障がい福祉サービスは町内だけでなく、近隣市を始めとして、幅広い範囲にわたっています。そのため、尾張東部障害保健福祉圏域（東郷町、瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市）や、その他障がい者福祉に関わる行政機関、社会福祉法人、関係団体等との連携を強化し、施設の広域的な活用や事業との共同推進、事務事業の合理化等、福祉サービスを向上します。

また、国や県との密接な連携を進め、行財政上必要な措置についても要請していきます。

4 国の動向に対応した見直しについて

国における制度改正や見直しについては、随時その動向を踏まえつつ、本計画においても必要に応じて見直し等を行います。

また、それに関連する情報等においてもホームページや広報等で情報提供を行い、障がいのある人やその家族が利用しやすい環境づくりや事業参入しやすい体制づくりに努めます。

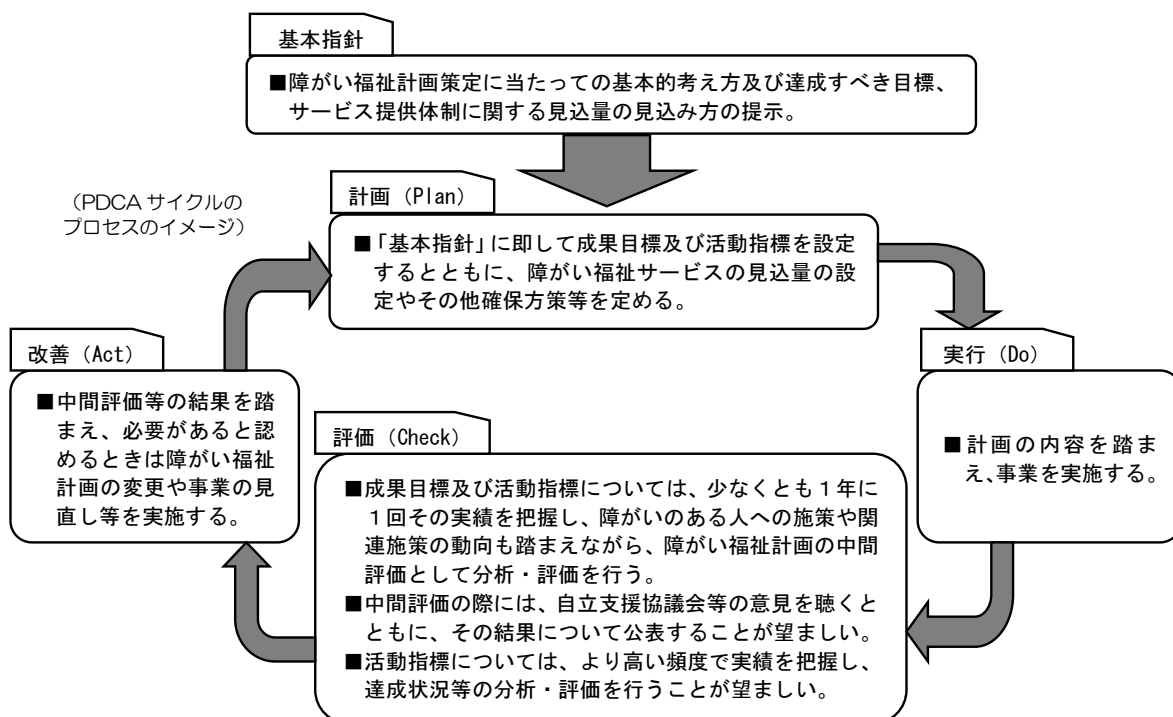
5 当事者視点のサービス提供及び計画の進捗管理

計画の推進や障がい福祉サービスの提供に当たって、障がいのある人やその家族の意向を把握・反映するために、アンケートやヒアリングの実施及び当事者同士が意見交換できる場を設けます。また、事業所の今後のサービス提供の方向性や専門的な立場からの意見を把握し、取り組みの見直し等に活用するとともに、サービスの適切な供給と質の向上を図り、国、県、その他関係機関と連携し、事業所に対して適切な指導・助言、給付内容審査を実施します。

本計画の実施状況の点検と進行管理においては、障がいのある人や関係団体及びサービス事業所の代表、保健・医療・福祉専門職、学識経験者、町関係部局の担当者等で構成される東郷町自立支援協議会を活用しながら行います。

また、「障害者総合支援法」において、PDCAサイクルを活用して障がい福祉計画を見直すことが規定されたことを受け、この計画においても引き続き設定した目標数値を各年度で確認し、評価・検討した上で、施策や指標の見直し・精査等に活かします。また、この計画が終了する平成29年度には障がい福祉サービスの成果目標や活動目標の見直しを行い、障がい者計画の理念や方向性等との整合性を踏まえて次期計画を策定します。

なお、障がい者計画においても、同時期に中間評価を行い、必要に応じて計画を見直し、より効果的に事業を推進していきます。



資料編

1 アンケート調査・ヒアリング調査の総括

(1) 調査の概要

本計画の策定に当たり、東郷町の障がいのある人を取り巻く現状や課題、今後の方向性を把握し、総合的に施策へと反映するため、東郷町における障がい者手帳所持者、商工会法人会員、障がい福祉サービス提供事業者、障がいのある人に関する当事者団体を対象にアンケート調査及びヒアリング調査を実施しました。ヒアリング調査ではヒアリングシート記入の回答をもとに、一部の障がい福祉サービス提供事業者、障がいのある人に関する当事者団体を対象に聞き取り調査を実施しました。

(2) アンケート調査及びヒアリング調査の対象者・対象団体

①障がい者手帳所持者

対象：東郷町に住民登録している障がい者手帳所持者

調査期間：平成 26 (2014) 年 1 月 10 日 (金) から 1 月 31 日 (金)

アンケート配布数：1,346

回収数：842 (回収率 62.6%)

②商工会

対象：東郷町商工会法人会員

調査期間：平成 26 (2014) 年 1 月 10 日 (金) から 1 月 31 日 (金)

アンケート配布数：349

回収数：171 (回収率 49.0%)

③障がい福祉サービス提供事業者

対象：東郷町及び近隣市にあるサービス提供事業者

(ヒアリング調査は東郷町内の通所系障がい福祉サービス提供事業者)

調査期間：平成 26 (2014) 年 1 月 10 日 (金) から 1 月 31 日 (金)

ヒアリング調査 平成 26 年 7 月 15 日 (火)

アンケート配布数：53

回収数：36 (回収率 67.9%)

④障がいのある人に関する当事者団体

対象：東郷町内の障がいのある人に関する当事者団体

調査期間：平成 26（2014）年 6 月 30 日（金）から 7 月 8 日（火）

ヒアリング調査 平成 26 年 7 月 15 日（火）

アンケート配布数：2

回収数：2（回収率 100.0%）

2 策定の経過

日 時	内 容
平成 25 年 12 月 12 日	第 1 回東郷町障がい者計画等策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・第 4 次東郷町障がい者計画及び第 4 期東郷町障がい福祉計画策定の概略について ・事業スケジュールについて ・アンケート調査の設計について
平成 26 年 1 月 10 日～1 月 31 日	東郷町障がい者計画・障がい福祉計画策定にかかるアンケート調査の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者手帳所持者アンケート ・商工会アンケート ・障がい福祉サービス提供事業者アンケート
平成 26 年 7 月 15 日	団体ヒアリングの実施 <ul style="list-style-type: none"> ・東郷町身体障害者福祉協議会 ・東郷町知的障害児・者連絡協議会 ・町内の障がい福祉サービス提供事業者（5 事業者）
平成 26 年 8 月 27 日	第 2 回東郷町障がい者計画等策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート、団体等ヒアリングの結果報告について ・計画骨子案の検討について
平成 26 年 9 月 9 日～19 日	庁内ヒアリングの実施
平成 26 年 11 月 26 日	東郷町自立支援協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・東郷町第 4 次障がい者計画及び第 4 期東郷町障がい福祉計画について
平成 26 年 12 月 4 日	第 3 回東郷町障がい者計画等策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者計画等素案について
平成 27 年 1 月 6 日～26 日	パブリックコメントの実施

3 策定委員会要綱

東郷町障がい者計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定による障がい者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条の規定による障がい福祉計画の策定に当たり、必要な事項について検討を行うため、東郷町障がい者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、必要な検討を行う。

- (1) 東郷町障がい者計画及び東郷町障がい福祉計画（以下「障がい者計画等」という。）の策定に関すること。
- (2) その他町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、13人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 医療関係機関の代表者
- (3) 各種関係団体の代表者
- (4) 障がい関係事業所の代表者
- (5) 学識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、任命の日から障がい者計画等の策定が完了する日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- 4 委員長は、委員会を統括し、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、委員任命後最初の会議は、町長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(報償)

第7条 会議に出席した委員（公務で出席した者を除く。）に、予算の定めるとこ

ろにより報償金を支払うものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年12月1日から施行する。

4 策定委員会名簿

構成関係機関	役 職	氏 名
関係行政機関	愛知県瀬戸保健所代表	田口 良子 (鵜飼 佳代子)
医療関係機関	東名古屋東郷町医師会代表	亀井 洋太郎
	愛豊歯科医師会東郷支部代表	岡松 猛
各種関係団体	東郷町身体障害者福祉協議会代表	石川 友子
	東郷町知的障害児・者連絡協議会代表	大藪 美雪
	東郷町民生委員児童委員協議会代表	近藤 正弘
	東郷町社会福祉協議会代表	加藤 利篤
	東郷町ボランティア連絡協議会代表	村田 清子 (松田 恵)
	東郷町商工会代表	近藤 賢治
障がい関係 事業所	東郷町障がい者相談支援センター ローゼル代表	逸見 紀子
	医療法人和合会 柏葉代表	高野 久仁子
学識経験者	東郷町立小中学校代表	深谷 正勝 (原田 法人)

(担当部局)

所属名	職 名	氏 名
福祉部	部長	志水 和明
(事務局) 福祉部福祉課	課長	近藤 賢二
	係長	須賀 利恵子
	主査	菊田 理歩
		(水野 実紀)

() 内は前任者

5 目標指標一覧

基本目標 1 障がいのある子の育ち・学びへの支援

(1) 相談体制と早期療育の充実

No.	事業	指標	現状 (H25)	目標 (H32)
1	子育てに関する相談の実施	子ども相談 (障がいのある人分) の相談件数	92 件	充実
2	療育システム	関係機関との連携・調整	13 回	充実
3	なかよし教室	参加実人数	75 人	継続
4	らっこちゃんルーム	らっこちゃんルームの定員	15 人	継続
5	児童発達支援事業所の設置	児童発達支援事業所の定員	10 人 (カンガルー教室)	拡大
6	基本相談支援	子どもに関する相談件数	12 件	充実
7	児童発達支援センターの実施	児童発達支援センターの実施	未実施	検討
8	ことばの相談	参加延べ人数	47 人	充実
9	4 歳児発達相談 5 歳児発達相談	参加延べ人数	12 人	拡大
10	児童発達支援事業	利用延べ日数/月	82 日	215 日

(2) 共に育つ保育の充実

No.	事業	指標	現状 (H25)	目標 (H32)
1	障がい児等療育支援事業	支援の実施	2 件	継続
2	障がい児保育	支援の実施	実施	継続

(3) 共に学ぶ教育環境の充実

No.	事業	指標	現状 (H25)	目標 (H32)
1	就学指導	就学指導を実施した児童生徒数	36 人	充実
2	特別支援教育	特別支援学級の児童生徒数	52 人	—
3	発達障がいへの理解	特別支援教育に係る研修参加人数	18 人	継続
4	学校のバリアフリー化	障がい者トイレの設置校数	7 校 (9 箇所)	9 校 (11 箇所)
5	特別支援教育就学奨励費の支給	奨励費支給人数	48 人	—
6	放課後等デイサービス	利用延べ日数/月	242 日	600 日

基本目標 2 障がいのある人の就労環境の整備

(1) 障がいのある人の就労支援

No.	事業	指標	現状 (H25)	目標 (H32)
1	就労移行支援	利用延べ日数/月	95 日	200 日
2	就労継続支援	利用延べ日数/月	A型 247 日 B型 571 日	735 日 1,040 日
3	地域活動支援センター	利用延べ日数/月	78 日	200 日

(2) 雇用の促進

No.	事業	指標	現状 (H25)	目標 (H32)
1	町職員の障がい者雇用	町職員の障がい者雇用率	2.56%	法定雇用率
2	障がい者雇用の促進と就業支援	関係機関との連携	実施	継続
3	雇用主や職場における障がい特性への理解促進	理解促進の啓発活動	未実施	実施

基本目標 3 日常生活を応援するサービスの充実

(1) 保健・医療・福祉・教育の連携

No.	事業	指標	現状 (H25)	目標 (H32)
1	連携による総合的な保健・医療・福祉・教育サービスの体制	連携によるサービス提供体制の強化・充実	実施	継続

(2) 相談体制の充実

No.	事業	指標	現状 (H25)	目標 (H32)
1	障がい者手帳の交付	手帳交付における支援	実施	継続
2	相談支援事業の実施	障がい者相談支援センターの周知	実施	充実
3	難病相談	相談件数 (瀬戸保健所管内)	120 件	継続
4	精神保健福祉相談	相談件数 ・瀬戸保健所 (管内) ・地域活動支援センター柏葉 ・東郷町障がい者相談支援センター ローゼル	1,200 件 1,901 件 31 件	継続

No.	事業	指標	現状（H25）	目標（H32）
5	家族懇談会	参加延べ人数（瀬戸保健所管内）	135人	継続
6	計画相談支援・障がい児相談支援	サービス等利用計画などの延べ作成件数	198件	780件

（3）ホームヘルパー等を派遣するサービス

No.	事業	指標	現状（H25）	目標（H32）
1	居宅介護	利用延べ時間/月	232時間	400時間
2	重度訪問介護	利用延べ時間/月	161時間	必要に応じて提供
3	重度障害者等包括支援	利用延べ時間/月	0時間	必要に応じて提供
4	同行援護	利用延べ時間/月	5時間	33時間
5	行動援護	利用延べ時間/月	0時間	必要に応じて提供
6	移動支援	利用延べ時間/月	145時間	200時間
7	訪問入浴サービス	利用延べ日数/月	9日	19日

（4）身体機能の維持や創作活動等を提供するサービス

No.	事業	指標	現状（H25）	目標（H32）
1	生活介護	利用延べ日数/月	649日	900日
2	療養介護	利用延べ日数/月	30日	30日
3	自立訓練 （機能訓練・生活訓練）	利用延べ日数/月 機能訓練	0日	必要に応じて提供
		利用延べ日数/月 生活訓練	41日	20日
4	地域活動支援センター	利用延べ日数/月	78日	200日
5	日中一時支援（タイムケア）	利用延べ日数/月	587日	620日
6	児童発達支援事業	利用延べ日数/月	82日	215日
7	放課後等デイサービス	利用延べ日数/月	242日	600日

（5）障がいのある人を一時的に預かり介護負担を軽減するサービス

No.	事業	指標	現状（H25）	目標（H32）
1	短期入所（ショートステイ）	利用延べ日数/月	69日	100日
2	日中一時支援（日中ショート）	利用延べ日数/月	2日	5日

(6) 障がいのある人が地域で生活する居住の場の提供・確保

No.	事業	指標	現状 (H25)	目標 (H32)
1	施設入所支援	実利用人数	8人	6人
2	共同生活援助 (グループホーム)	実利用人数	13人	18人
3	障がい児入所支援	事業の推進	実施	継続
4	住宅改修費の助成	住宅改修件数	1件	継続
5	人にやさしい住宅リフォーム事業費補助事業	住宅改修件数	0件	継続

(7) 生活を支えるサービスの充実

No.	事業	指標	現状 (H25)	目標 (H32)
1	寝具洗濯乾燥サービス	利用延べ人数	3人	9人
2	理髪サービス	利用延べ人数	32人	62人
3	家族介護支援事業 (紙おむつの給付)	利用延べ人数	219人	270人
4	緊急通報システム	設置人数	0人	1人
5	難病患者と家族の集い	参加延べ人数 (瀬戸保健所管内)	111人	継続
6	NHK受信料の免除の周知等	新規申請件数	34件	継続
7	補装具の交付	交付延べ件数	51件	58件
8	日常生活用具の給付	交付延べ件数 (ストマ以外) 交付延べ件数 (ストマのみ)	17件 479件	19件 550件
9	車いすの貸与	車いすの貸し出し件数	100件	継続

(8) 生活を支える経済的支援の充実

No.	事業	指標	現状 (H25)	目標 (H32)
1	国民年金加入・受給促進	周知・啓発の推進	実施	継続
2	障がい者扶助料	障がい者扶助料の支給	実施	継続
3	在日外国人重度障がい者福祉給付金の支給	手当の支給	0人	継続
4	特別障害者手当等	手当の支給	34人	継続
5	愛知県在宅重度障害者手当	手当の支給	342人	継続
6	心身障害者扶養共済	扶養共済加入者数	16人	継続

No.	事業	指標	現状（H25）	目標（H32）
7	特別障害給付金の受給促進	制度の周知	実施	必要に応じて提供
8	特別児童扶養手当	手当の支給	73人	継続
9	共同生活援助（グループホーム）への支援	特定障害者特別給付費の支給対象者（家賃補助対象分）	13人	18人

基本目標4 安心してすこやかに暮らすための保健・医療の充実

（1）身体とこころの健康を維持するための支援

No.	事業	指標	現状（H25）	目標（H32）
1	健康診査	健診受診率（人数） ・20～39歳の方のための健診 ・特定健診（40歳以上の国民健康保険加入者）	6.5%（173人） 43.8% （3,103人）	充実 特定健診実施 計画に準じる
2	訪問指導	訪問指導実人数（成人、精神）	2人	充実
3	健康相談	重点健康相談延べ回数 こころの健康相談延べ回数	62回 17回	充実
4	健康教育	集団健康教育延べ回数	21回	充実

（2）医療環境の充実

No.	事業	指標	現状（H25）	目標（H32）
1	訪問看護	訪問件数（医療）	1,089件	充実
2	障がい者医療費の支給	受給者数	375人	継続
3	精神障がい者医療費の支給	受給者数	430人	継続
4	自立支援医療（更生医療）	受給者数	89人	継続
5	自立支援医療（精神科通院医療）	受給者数	481人	継続
6	自立支援医療（育成医療）	受給者数	8人	継続
7	後期高齢者福祉医療	受給者数	455人	継続

基本目標5 障がいのある人もない人も共に生きる環境づくり

(1) 障がいのある人への理解の促進

No.	事業	指標	現状 (H25)	目標 (H32)
1	職員研修	職員研修の開催回数	1回	継続
2	障がいのある人への理解	啓発の推進	実施	継続
3	「障害者差別解消法」についての周知・啓発	障害者差別解消法の啓発	未実施	実施

(2) 交流機会の拡充と地域社会での交流の促進

No.	事業	指標	現状 (H25)	目標 (H32)
1	障がい者団体の支援	支援団体数	2団体	4団体
2	スポーツ・レクリエーション大会	参加人数	241人	250人

(3) 福祉教育・健康教育の充実

No.	事業	指標	現状 (H25)	目標 (H32)
1	各学校における福祉教育の推進	福祉教育の推進	実施	充実
2	東郷町社会福祉協力校事業	実施校	全小中学校	全小中学校
3	青少年等ボランティア福祉体験学習事業	参加人数	80人	150人

(4) 多様な手段による情報バリアフリーの推進

No.	事業	指標	現状 (H25)	目標 (H32)
1	音訳広報等	利用者数	13人	継続
2	点字図書貸出	点字図書蔵書数	290冊	充実
3	コミュニケーション支援	手話通訳者の派遣延べ件数 要約筆記者の派遣延べ件数	34件 0件	38件 2件
4	選挙における障がいのある人への支援	郵便等不在者投票制度の周知	実施	充実
5	ボランティアの養成	養成講座の受講人数	17人	30人

基本目標 6 地域で安心して暮らすまちづくり

(1) 移動しやすいまちづくり・移動支援の充実

No.	事業	指標	現状 (H25)	目標 (H32)
1	人にやさしいまちづくり計画の推進	各目標の推進	各施設管理者にて実施	充実
2	障がい者タクシー料金助成	タクシー券交付者数	340人	継続
3	外出支援サービス	利用者数	1人	充実
4	障がい者用自動車改造費の補助	申請件数	3件	継続
5	自動車運転免許取得費の補助	申請件数	2件	継続
6	駐車可の標章の交付の周知	制度の周知	実施	継続
7	各交通料金の割引の周知	制度の周知	実施	継続
8	軽自動車税の減免	利用者数	67人	継続
9	巡回バス運行事業	運航車数 (ノンステップバス)	4台	4台

(2) 防災・災害対策の充実

No.	事業	指標	現状 (H25)	目標 (H32)
1	避難行動要支援者の把握	台帳の整備	実施	充実
2	災害時の支援体制・協力体制の確立	体制の整備	実施	充実
3	災害ボランティア	地域サポーター研修の実施	実施	継続
4	福祉避難所の設置	福祉避難所の周知	未実施	実施
5	各地区における避難行動要支援者への災害時支援	避難所における障がいのある人の受け入れ体制整備	未実施	実施
6	ファックス・携帯電話による119番受付	ファックス・携帯電話 (「web119」) による受付の実施	実施	継続

(3) 権利擁護の充実

No.	事業	指標	現状 (H25)	目標 (H32)
1	権利擁護の実施と普及	町長による成年後見申立て件数	1件	継続

No.	事業	指標	現状（H25）	目標（H32）
2	尾張東部成年後見センターとの連携	成年後見制度利用者（法人後見）	2人	継続
3	法律の周知・啓発	周知・啓発の推進	実施	継続
4	障がい者虐待における支援体制	虐待対応マニュアルの作成	未実施	実施
5	連携協力体制整備事業	協力体制の整備・充実	未実施	実施
6	虐待防止対策支援事業	虐待防止対策の推進	実施	継続
7	障がい者虐待に係る居室確保事業	居室の確保	検討	実施

6 前回計画の評価

平成 26 年度の実績見込値と平成 26 年の目標値を比較し、A：目標達成、B：進捗している（平成 22 年度実績値より増加又は同等）、C：進捗していない（平成 22 年度実績値より低下）の 3 段階として、事業を分類しています。

基本目標 1 障がいのある子の育ち・学びへの支援

（1）相談体制と早期療育の充実

No.	事業	指標	平成 22 年度	平成 26 年度 見込値	平成 26 年度 目標値	評価
1	子育てに関する相談の実施	こども相談（障がいのある人分）の相談件数	85 件	120 件	充実	A
2	療育システム	関係機関との連携・調整	-	強化	強化	A
3	なかよし教室	参加実人数	78 人	116 人	180 人	B
4	らっこちゃんルーム	らっこちゃんルームの定員	15 人	15 人	拡充	B
5	カンガルー教室	カンガルー教室の定員	10 人	10 人	拡充	B
6	基本相談支援	子どもに関する相談件数	H24 新規事業	充実	充実	A
7	児童発達支援センターの設置	児童発達支援センターの設置	H24 新規事業	検討	設置	B
8	ことばの相談	参加延べ人数	44 人	45 人	48 人	B
9	5 歳児発達相談	参加延べ人数	11 人	12 人	拡充	A

（2）共に育つ保育の充実

No.	事業	指標	平成 22 年度	平成 26 年度 見込値	平成 26 年度 目標値	評価
1	保育所等訪問支援	支援の実施	H24 新規事業	充実	充実	A
2	障がい児保育	支援の実施	実施	充実	充実	A

(3) 共に学ぶ教育環境の充実

No.	事業	指標	平成 22 年度	平成 26 年度 見込値	平成 26 年度 目標値	評価
1	就学指導	就学指導を実施した児童生徒数	19 人	44 人	充実	A
2	特別支援教育	特別支援学級の児童生徒数	55 人 (小学校 42 人、中学校 13 人)	52 人	充実	B
3	発達障がいへの理解	特別支援教育に係る研修参加人数	7 人	19 人	充実	A
4	学校のバリアフリー化	障がい者トイレの設置校数	7 校 (9 箇所)	8 校 (10 箇所)	全小中学校 9 校	B
5	特別支援教育就学奨励費支給	奨励費支給人数	51 人	47 人	継続	A

基本目標 2 障がいのある人がそれぞれの能力を発揮できる就労への支援

(1) 障がいのある人の職業能力向上への支援

No.	事業	指標	平成 22 年度	平成 26 年度 見込値	平成 26 年度 目標値	評価
1	就労移行支援	利用延べ日数/月	18 日	80 日	420 日	B

(2) 就労の場の拡充

No.	事業	指標	平成 22 年度	平成 26 年度 見込値	平成 26 年度 目標値	評価
1	就労継続支援	利用延べ日数/月	A 型 44 日 B 型 396 日	A 型 340 日 B 型 620 日	A 型 225 日 B 型 560 日	A
2	地域活動支援センター	利用延べ日数/月	44 日	102 日	110 日	B

(3) 雇用の促進

No.	事業	指標	平成 22 年度	平成 26 年度 見込値	平成 26 年度 目標値	評価
1	町職員の障がい者雇用	町職員の障がい者雇用率	1.36% (H23.6.1 現在)	2.06%	2.1% (法定雇用率)	B
2	障がい者雇用の促進と就業支援	関係機関との連携	実施	実施	充実	B

基本目標3 自立した生活を応援するサービスの充実

(1) 保健・医療・福祉の連携

No.	事業	指標	平成 22 年度	平成 26 年度 見込値	平成 26 年度 目標値	評価
1	連携による総合的な 保健・医療・福祉サー ビスの体制	障がい者相談支援セ ンターによる体制強 化・充実	-	充実	充実	A

(2) 相談体制の充実

No.	事業	指標	平成 22 年度	平成 26 年度 見込値	平成 26 年度 目標値	評価
1	障害者手帳の交付	手帳交付における 支援	実施	実施	継続	A
2	相談体制の充実（基幹 相談支援センターの 設置）	業務体制の充実	H24 新規 事業	未実施	充実	C
3	相談員による障がい 別相談	相談員の人数	2 人	0 人	継続	C
4	難病相談	相談件数	97 件	120 件	継続	A
5	精神保健福祉相談	相談件数 ・瀬戸保健所 ・地域活動支援センタ ー柏葉 ・東郷町 ・東郷町障がい者相談 支援センター「ロー ゼル」	332 件 890 件 16 件 -	2,000 件 (管内) 3,200 件 - 14 件	充実	A
6	家族懇談会	参加延べ人数	56 人	160 人	継続	A
7	計画相談支援・障害児 相談支援	サービス等利用計画 の作成件数	H24 新規 事業	208 人	108 人	A
8	地域相談支援	地域相談支援事業者 数	H24 新規 事業	1 事業者	1 事業者	A

(3) ホームヘルパー等による訪問系サービス

No.	事業	指標	平成 22 年度	平成 26 年度 見込値	平成 26 年度 目標値	評価
1	居宅介護	利用延べ時間/月	152 時間	230 時間	252 時間	B
2	重度訪問介護	利用延べ時間/月	166 時間	0 時間	181 時間	C
3	重度障害者等包括支援	利用延べ時間/月	0 時間	0 時間	必要に応じ 提供	A
4	同行援護	利用延べ時間/月	H23 実施 開始	7 時間	50 時間	C
5	行動援護	利用延べ時間/月	0 時間	0 時間	必要に応じ 提供	A
6	移動支援	利用延べ時間/月	166 時間	128 時間	189 時間	C
7	生活サポート	利用延べ時間/月	1.2 時間	廃止	3 時間	C
8	訪問入浴サービス	訪問入浴延べ回数/月	0.5 回	19 回	16 回	A

(4) 身体機能の維持や創作活動などを提供するサービス

No.	事業	指標	平成 22 年度	平成 26 年度 見込値	平成 26 年度 目標値	評価
1	生活介護	利用延べ日数/月	352 日	680 日	495 日	A
2	療養介護	サービス提供の実施	0 日	365 日	必要に応じ 提供	A
3	自立訓練	機能訓練 生活訓練	0 日 0 日	0 日 10 日	22 日 10 日	B
4	地域活動支援センター（再掲）	利用延べ利用者数/月	44 人	102 人	110 人	B
5	日中一時支援（タイムケア）	利用延べ回数/月	128 回	482 回	350 回	A
6	児童発達支援事業	サービス提供の実施	H24 新規 事業	71 日	実施	A
7	放課後等デイサービス	サービス提供の実施	H24 新規 事業	346 日	実施	A

(5) 一時的に障がいのある人を預かり介護負担を軽減するサービス

No.	事業	指標	平成 22 年度	平成 26 年度 見込値	平成 26 年度 目標値	評価
1	短期入所（ショートステイ）	利用延べ日数/月	41 日	52 日	52 日	A
2	日中一時支援（日中ショート）	利用延べ回数/月	7 回	2 回	11 回	C

(6) 障がいのある人の居住環境を提供するサービス

No.	事業	指標	平成 22 年度	平成 26 年度 見込値	平成 26 年度 目標値	評価
1	施設入所支援	実利用人数	8 人	9 人	7 人	C
2	共同生活介護	実利用人数	4 人	10 人	10 人	A
3	共同生活援助	実利用人数	4 人	4 人	6 人	C
4	障害児入所支援	事業の推進	H24 新規 事業	県が実施	充実	A

(7) 自立を支えるサービスの充実

No.	事業	指標	平成 22 年度	平成 26 年度 見込値	平成 26 年度 目標値	評価
1	寝具洗濯乾燥サービス	利用延べ人数	3 人	7 人	6 人	A
2	理髪サービス	利用延べ人数	43 人	66 人	50 人	A
3	家族介護支援事業（紙おむつの給付）	利用延べ人数	1,065 人	1,650 人	1,200 人	A
4	緊急通報システム	利用人数	0 人	0 人	2 人	B
5	難病患者と家族の集い	参加延べ人数	1,067 人	110 人	充実	C
6	NHK受信料の免除	新規申請件数	24 件	実施	継続	A
7	障がい児サマースクール	夏休み中の3日間の実施	延べ36人	廃止	継続	C
8	補装具の交付	交付延べ件数	53 件	37 件	継続	A
9	日常生活用具の給付	交付延べ件数 (ストマ以外) (ストマのみ)	11 件 354 件	12 件 335 件	27 件 402 件	C
10	福祉機器等の貸与	車いすの貸し出し	89 件	120 件	109 件	A

(8) 地域で生活するための居住の場づくり

No.	事業	指標	平成 22 年度	平成 26 年度 見込値	平成 26 年度 目標値	評価
1	住宅改修費の助成	住宅改修件数（介護保険）	136 件	202 件	充実	A
2	重度身体障がい者等住宅改善費の助成	住宅改修件数	0 件	0 件	継続	A
3	グループホーム・ケアホームへの支援	特定障害者特別給付費の支給対象者（家賃補助対象分）	H23 実施 開始	14 件	16 件	B

(9) 生活を支える経済的支援の充実

No.	事業	指標	平成 22 年度	平成 26 年度 見込値	平成 26 年度 目標値	評価
1	国民年金加入・受給促進	周知・啓発の推進	実施	実施	充実	B
2	心身障害者扶助料	心身障害者扶助料の支給	継続	実施	継続	A
3	在日外国人重度障害者福祉給付金	手当の支給	利用実績なし	0人	継続	A
4	特別障害者手当等	手当の支給	37人	37人	必要に応じ提供	A
5	愛知県在宅重度障害者手当	手当の支給	341人	355人	必要に応じ提供	A
6	心身障害者扶養共済	扶養共済加入者数	16人	16人	必要に応じ提供	A
7	特別障害給付金の受給促進	受給者数	1人	0人	必要に応じ提供	A
8	特別児童扶養手当の支給	手当の支給	52人	77人	必要に応じ提供	A

基本目標 4 安心してすこやかに暮らす保健・医療の充実

(1) 母子保健の充実

No.	事業	指標	平成 22 年度	平成 26 年度 見込値	平成 26 年度 目標値	評価
1	妊婦健康診査	10 回目の受診率	95.0%	90.0%	100.0%	C
2	妊産婦・乳幼児訪問指導	新生児訪問率	92.2%	98.0%	100.0%	B
3	乳幼児健診等	すくすく発達相談 (5歳児アンケート)	未実施	実施	充実	A

(2) 身体とこころの健康を維持するための支援

No.	事業	指標	平成 22 年度	平成 26 年度 見込値	平成 26 年度 目標値	評価
1	健康診査	メタボ予防健診受診率 (人数)	8.3% (218 人)	31.5% (3,088 人)	10.0%	A
2	訪問指導	訪問指導実人数 (成人、精神)	101 人	5 人	充実	C
3	健康相談	重点健康相談延べ回数	84 回	70 回	充実	C
		こころの健康相談延べ回数	140 回	30 回		
4	健康教育	集団健康教育延べ回数	57 回	50 回	充実	C
5	口腔健康管理の指導	歯科検診・保健指導実人数	215 回	県が実施	継続	A
6	地域ぐるみの健康づくりの推進	健康づくり事業実施延べ回数	36 回	62 回	充実	A

(3) 医療環境の充実

No.	事業	指標	平成 22 年度	平成 26 年度 見込値	平成 26 年度 目標値	評価
1	訪問看護	訪問件数	871 件	1,100 件	900 件	A
2	障害者医療の支給	受給者数	372 人	380 人	継続	A
3	精神障害者医療の支給	受給者数	366 人	420 人	継続	A
4	自立支援医療 (更生医療)	受給者数	85 人	88 人	継続	A
5	自立支援医療 (精神科通院医療)	受給者数	366 人	479 人	継続	A
6	自立支援医療 (育成医療)	受給者数	11 人	4 人	継続	A
7	後期高齢者福祉医療	受給者数	406 人	473 人	継続	A

基本目標 5 障がいのある人もない人も共に生きる環境づくり

(1) 障がいのある人への理解の促進

No.	事業	指標	平成 22 年度	平成 26 年度 見込値	平成 26 年度 目標値	評価
1	職員研修	職員研修の開催回数	1 回	1 回	継続	A
2	障がいのある人への理解	啓発の推進	未実施	実施	充実	A

(2) 交流機会の拡充と地域社会での交流の促進

No.	事業	指標	平成 22 年度	平成 26 年度 見込値	平成 26 年度 目標値	評価
1	障がい者団体の支援	支援団体数	3 団体	2 団体	3 団体	C
2	スポーツ・レクリエーション大会	参加人数	10 人	163 人	充実	A

(3) 福祉教育・健康教育の充実

No.	事業	指標	平成 22 年度	平成 26 年度 見込値	平成 26 年度 目標値	評価
1	各学校への福祉教育の推進	福祉教育の推進	実施	実施	充実	B
2	東郷町社会福祉協力校事業	実施校	全小中学校	全小中学校	継続	A
3	青少年等ボランティア福祉体験学習事業	参加人数	180 人	131 人	充実	C

(4) 多様な手段による情報バリアフリーの推進

No.	事業	指標	平成 22 年度	平成 26 年度 見込値	平成 26 年度 目標値	評価
1	声の広報等	利用者数	11 人	10 人	充実	C
2	点字図書貸出	点字図書蔵書数	229 冊	300 冊	充実	A
3	コミュニケーション支援	手話通訳者 派遣延べ件数 要約筆記者 派遣延べ件数	5 件 0 件	27 件 0 件	20 件 3 件	A

基本目標6 地域で安心して暮らせるまちづくり

(1) すべての人にやさしいまちづくりの推進

No.	事業	指標	平成22年度	平成26年度 見込値	平成26年度 目標値	評価
1	人にやさしいまちづくり計画の推進	各目標の推進	実施	充実	充実	A

(2) ボランティア活動の活発化への支援

No.	事業	指標	平成22年度	平成26年度 見込値	平成26年度 目標値	評価
1	ボランティアセンター	登録人数	865人	800人	950人	C
2	ボランティアの養成	養成講座の受講人数	19人	32人	30人	A
3	町民活動センター	登録団体数	108団体	125団体	充実	A
4	ボランティア活動に関する講座の開催	各種講座の開催	未実施	未実施	実施	C
5	NPO公募提案型事業	NPO公募提案型事業応募団体数(総合計画)	1団体	1団体	4団体	C

(3) 移動手段の充実

No.	事業	指標	平成22年度	平成26年度 見込値	平成26年度 目標値	評価
1	心身障がい者タクシー料金助成	タクシー券交付者数	288人	365人	継続	A
2	外出支援サービス	利用者数	2人	3人	3人	A
3	障がい者用自動車改造費の補助	申請件数	1件	2件	1件	A
4	自動車運転免許取得費の補助	申請件数	0件	0件	2件	B
5	駐車可の標章の交付	制度の周知	実施	実施	継続	A
6	各交通料金の割引	制度の周知	実施	実施	継続	A
7	軽自動車税の減免	利用人数	49人	72人	継続	A
8	巡回バス運行事業	運行車数(ノンステップバス)	0台	4台	2台	A

(4) 防災・災害対策の充実

No.	事業	指標	平成 22 年度	平成 26 年度 見込値	平成 26 年度 目標値	評価
1	要援護者の把握	台帳の整備	未実施	実施	実施	A
2	災害時の支援体制・協力体制の確立	体制の整備	継続	充実	充実	A
3	災害ボランティア	地域サポーター研修の実施	実施	実施	充実	B
4	福祉避難所の設置	設置の推進	新規	実施	充実	A
5	ファックスによる 119 番受付	ファックス受付の実施	実施	実施	継続	A

(5) 権利擁護の充実

No.	事業	指標	平成 22 年度	平成 26 年度 見込値	平成 26 年度 目標値	評価
1	権利擁護の実施と普及	成年後見制度利用者	1 人	0 人	継続	A
2	法律相談窓口	相談窓口の開催回数、人数	年間 12 回 60 人 (月 1 回 5 人)	12 回 72 人	継続	A
3	尾張東部成年後見センターとの連携	関係機関との連携	H23 実施 開始	実施	充実	A

(6) 虐待防止対策の充実

No.	事業	指標	平成 22 年度	平成 26 年度 見込値	平成 26 年度 目標値	評価
1	法律の周知・啓発	周知・啓発の推進	未実施	実施	実施	A
2	障がい者虐待防止センターの設置	センターの設置	未設置	設置	設置	A
3	連携協力体制整備事業	協力体制の整備・充実	H24 年新規 事業	未実施	充実	C
4	家庭訪問等個別支援事業	虐待防止対策の推進	H24 年新規 事業	実施	実施	A
5	障がい者虐待防止・権利擁護研修事業	研修の実施	H24 年新規 事業	未実施	実施	C
6	専門性強化事業	整備体制の充実	H24 年新規 事業	未実施	充実	C

東郷町障がい者福祉計画

第4次東郷町障がい者計画

第4期東郷町障がい福祉計画

発行：東郷町 福祉部 福祉課

〒470-0198 愛知県愛知郡東郷町大字春木字羽根穴1

TEL：0561-38-3111 FAX：0561-38-0001

発行年月：平成27年3月
